

第4回定例会会議録目次

第1日目（平成17年12月6日）	頁
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○日程第 1 会議録署名議員指名	3
○日程第 2 会期決定	3
○日程第 3 議長報告	3
○日程第 4 行政報告	3
○日程第 5 議案第 1 号 平成17年度滝川市一般会計補正予算（第7号）	6
○日程第 6 報告第 2 号 平成17年度滝川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	14
○日程第 7 議案第 3 号 平成17年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第4号）	15
○日程第 8 議案第 4 号 平成17年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第2号）	16
○日程第 9 議案第 5 号 平成17年度滝川市水道事業会計補正予算（第2号）	17
○日程の追加について	18
○日程第10 議案第 6 号 滝川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例	18
○日程第11 議案第 7 号 滝川市税条例の一部を改正する条例	22
○日程第12 議案第 8 号 滝川市公民館条例の一部を改正する条例	28
○日程第13 議案第 9 号 滝川市児童館条例の一部を改正する条例	30
○日程第14 議案第10号 滝川市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例	31
○日程第15 議案第11号 滝川市働く婦人の家条例の一部を改正する条例	32
○日程第16 議案第12号 滝川市総合福祉センター条例の一部を改正する条例	33
○日程第17 議案第13号 滝川市農業振興条例の一部を改正する条例	33
○日程第18 議案第14号 滝川ふれ愛の里条例の一部を改正する条例	34
○日程第19 議案第15号 滝川市下水道条例の一部を改正する条例	36
○日程第20 議案第16号 滝川市病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	37
○日程第21 議案第17号 空知教育研修センター組合を組織する地方公共団体の数の減少及びその共同処理する事務の変更並びに空知教育研修センター組合規約の変更について	37
○日程第22 議案第18号 水道事業統合等調査特別委員会の設置について 選任第 1 号 水道事業統合等調査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について	39

○日程第 2 3 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について	3 9
○休会の件について	4 0
○散会宣告	4 0

第 8 日目（平成 1 7 年 1 2 月 1 3 日）

○開議宣告	4 5
○日程第 1 会議録署名議員指名	4 5
○日程第 2 一般質問	4 5
1 1 番 田 中 敏 男 君	4 5
7 番 渡 辺 精 郎 君	5 3
4 番 大 谷 久美子 君	6 3
○発言の訂正	6 8
8 番 清 水 雅 人 君	7 5
1 6 番 窪之内 美知代 君	8 9
○議事延長宣告	1 0 1
3 番 久 保 幹 雄 君	1 0 1
○延会の件について	1 0 4
○延会宣告	1 0 4

第 9 日目（平成 1 7 年 1 2 月 1 4 日）

○開議宣告	1 0 9
○日程第 1 会議録署名議員指名	1 0 9
○日程第 2 一般質問	1 0 9
2 番 三 上 裕 久 君	1 0 9
2 1 番 水 口 典 一 君	1 1 8
1 7 番 中 田 翼 君	1 3 2
1 5 番 酒 井 隆 裕 君	1 4 5
○日程第 3 議案第 1 9 号 公の施設の指定管理者の指定について	1 5 8
○日程第 4 報告第 3 号 専決処分について（損害賠償額の決定）	1 5 9
○日程第 5 報告第 1 号 監査報告について	
報告第 2 号 例月現金出納検査報告について	1 6 0
○議事延長宣告	1 6 2
○日程第 6 意見書案第 1 号 議会制度改革の早期実現に関する要望意見書	
意見書案第 2 号 過剰米対策の中止と米価の下支え制度の拡充を求める要望意見書	1 6 2
○日程第 7 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について	1 6 3

○市長あいさつ	1 6 3
○議長あいさつ	1 6 4
○閉会宣告	1 6 4

平成17年第4回滝川市議会定例会（第1日目）

平成17年12月 6日（火）

午前10時00分 開 会

午後 1時36分 散 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議長報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第 1号 平成17年度滝川市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 6 議案第 2号 平成17年度滝川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第 3号 平成17年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 8 議案第 4号 平成17年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第 5号 平成17年度滝川市水道事業会計補正予算（第2号）

○追加日程

- 日程第10 議案第 6号 滝川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
- 日程第11 議案第 7号 滝川市税条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第 8号 滝川市公民館条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第 9号 滝川市児童館条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第10号 滝川市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第11号 滝川市働く婦人の家条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第12号 滝川市総合福祉センター条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第13号 滝川市農業振興条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第14号 滝川ふれ愛の里条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第15号 滝川市下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第16号 滝川市病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第17号 空知教育研修センター組合を組織する地方公共団体の数の減少及びその共同処理する事務の変更並びに空知教育研修センター組合規約の変更について
- 日程第22 議案第18号 水道事業統合等調査特別委員会の設置について
選任第 1号 水道事業統合等調査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について
- 日程第23 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○出席議員 （21名）

1 番 山 腰 修 司 君
 3 番 久 保 幹 雄 君
 5 番 石 田 昇 君
 8 番 清 水 雅 人 君
 1 0 番 大 累 泰 幸 君
 1 2 番 堀 田 建 司 君
 1 4 番 山 木 昇 君
 1 6 番 窪之内 美知代 君
 1 8 番 田 村 勇 君
 2 0 番 井 上 正 雄 君
 2 2 番 坂 下 薫 君

2 番 三 上 裕 久 君
 4 番 大 谷 久美子 君
 7 番 渡 辺 精 郎 君
 9 番 本 間 保 昭 君
 1 1 番 田 中 敏 男 君
 1 3 番 谷 口 昭 君
 1 5 番 酒 井 隆 裕 君
 1 7 番 中 田 翼 君
 1 9 番 藪 内 英 之 君
 2 1 番 水 口 典 一 君

○欠席議員 (0名)

○説 明 員

市 長 田 村 弘 君
 収 入 役 門 山 伸 夫 君
 監 査 委 員 八 幡 吉 宣 君
 市 民 生 活 部 長 大 竹 敏 章 君
 経 済 部 長 中 嶋 康 雄 君
 建 設 水 道 部 長 池 田 隆 君
 教 育 部 長 辰 巳 信 男 君
 病 院 事 務 部 長 東 照 明 君
 総 務 課 長 高 橋 賢 司 君
 財 政 課 長 西 村 孝 君

助 役 深 村 完 市 君
 教 育 長 安 西 輝 恭 君
 総 務 部 長 末 松 静 夫 君
 保 健 福 祉 部 長 松 井 雅 昭 君
 経 済 部 参 事 江 上 充 明 君
 建 設 水 道 部 参 事 木 下 善 雄 君
 監 査 事 務 局 長 谷 田 部 篤 君
 秘 書 課 長 若 山 重 樹 君
 企 画 課 長 舘 敏 弘 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長 林 弘 君
 主 査 中 川 祐 介 君

事 務 局 次 長 飯 沼 清 孝 君
 主 査 鈴 木 靖 子 君

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成17年第4回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は21名、全員であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において田中議員、堀田議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月14日までの9日間といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は9日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。ただいま会期が決定されましたように、第4回定例市議会が招集され、本日から14日までの9日間にわたり、ご提案申し上げております議案につきましてご審議いただきますことは、市政発展の上からもまことにご同慶にたえないところでございます。

提案されております諸議案につきましては、それぞれ詳しくご説明申し上げますので、十分ご審議を経てご賛同を賜りますよう、冒頭お願いを申し上げます。

行政報告として発言の許可をいただきました9月6日から11月29日までの行政報告は、印刷配付のとおりでございまして、お目通しいただくこととして、重複して補足することは控えさせ

ていただきたいというふうに思いますが、以下数点にわたりまして口頭でご報告を申し上げたいと存じます。

1点目は、まちづくり市民会議の開催についてでございます。平成17年度のまちづくり懇談会が滝川市町内会連合会連絡協議会の主催によりまして8月18日から10月20日までの間、12会場で開催されました。合計318人の市民の皆さん方のご参加をいただき、さまざまなご意見、ご提言をいただきました。その総括として、まちづくり市民会議を滝川市町内会連合会連絡協議会との共催で11月15日にたきかわホールで開催をいたしました。当日は142人の市民、関係者が集いまして、各地区から出されました課題、要望などを集約、整理した上で、共通する大きな課題については行政としての具体的な考え方、方針を示させていただきました。このほか、先進的な取り組みをされている町内会の事例発表、そして地域力ということをテーマとしたパネルディスカッションも行われまして、多様な共助の活動などについてそれぞれ認識を深めたところでございます。

2点目は、滝川消費者被害防止ネットワークの設立についてでございます。近年悪質な訪問販売等が全国的に社会問題化しておりまして、特に高齢者をターゲットとする不当な高額商品の購入契約、住宅リフォームの工事契約などが頻発しており、極めて憂慮にたえない状況になっております。こうした悪質商法や詐欺的な手口から善良な市民を守っていくには、地域におけるさまざまな組織や団体等が連携をして監視や見守り、啓発などのネットワークを構築して被害の未然防止に努めることが極めて重要だという観点から、11月25日に市を初め滝川消費者協会、滝川警察署など18の関係機関、団体が連携して滝川消費者被害防止ネットワークを設立をしたところでございます。今後は、消費者被害の未然防止に向けて、情報交換、情報提供、啓発活動等、市行政としても求められる対応を積極的に進めてまいりたいというふうに思っております。

3点目は、平成17年産米の出荷状況についてでございます。本年の生産米の出荷は、11月17日現在でJAたきかわの契約予定数量15万5,231俵に対し、出荷予定数量は15万6,189俵の見込みで、出荷割合は101パーセントとなっております。ことしの作柄は、4月、5月中旬までの低温などにより生育が大きくおくれましたが、6月以降の好天で回復し、さらに8月の高温などにより登熟が順調に進み、豊作となったところであります。

4点目は、北海道植樹祭についてでございます。北海道が主催して毎年実施しております北海道植樹祭が明年6月4日に滝川市で開催されることに決定をいたしました。丸加高原自然観察の森並びにルネサンスの森を植樹会場として、この植樹祭だけで2,000人の参加規模を想定しているところでございますけれども、こういう機会を通じまして緑化思想の普及につなげていきたいというふうに考えているところでございます。この北海道植樹祭にあわせて菜の花まつりやジンギスカンフェアを開催して、地元滝川、さらには中空知の魅力をPRしたいということも考えているところであります。この北海道植樹祭を円滑に実施するために、11月30日には内部組織として職員によります第57回北海道植樹祭in滝川の実施本部を設置をいたしました。今後市民、関係機関、団体による北海道植樹祭開催協力会を設立する予定でありまして、全市を挙げて万全の準備と成功に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上4点、口頭でご報告を申し上げまして、行政報告といたします。

○議 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教 育 長 教育行政につきましては、お手元の教育行政報告に記載のとおりでございますけれども、次の3点につきまして口頭で報告させていただきます。

1点目でございますが、子供のためのまちづくりプロジェクトといたしまして、ふるさと探険隊、フットパス事業、これと第1回たきかわこどもフェスタについてでございます。本プロジェクトは、子供の輝くまちづくりの一環といたしまして、子供の豊かな心をはぐくみ、夢や希望を育てる目的を持ちまして、本年度からスタートしたものでございます。まず、ふるさと探険隊、フットパス遊歩道は、北海道森と緑の会、空知森づくりセンター、ボランティアの方々など広い方々のご支援とご協力によりまして、10月22日土曜日に市内小学生55人が参加し、滝川公園を出発点に、空知太の学校林、北泉岳寺を通る約6キロメートルのコースで実施いたしました。子供は、ふるさとの自然や歴史、教育資源などを歩いて学ぶとともに、ふるさとの魅力を発見しながら元気いっぱいいい汗を流し、有意義な体験学習となりました。一方、第1回たきかわこどもフェスタ、これは11月12日土曜日に市内の幼稚園、保育所等の幼児とお母さんなど540人が参加し、國學院短期大学体育館で実施いたしました。就学前児童を対象に、幼稚園、保育所などの幼児が一堂に会し、遊びを通して学んだり、子供同士が体験を通して触れ合うことなどを目的に、歌と劇、リンゴジャム物語やジャグリング、英語で遊ぼう、絵本の読み聞かせ、つくって遊ぼうのプログラムを行いました。このイベントは、國學院短期大学幼児教育科の学生26人が司会や歌と劇、会場の案内、盛り上げ役など、大きくかかわっていただき、保育士を目指す学生と幼児との触れ合いの場面なども随所に見られました。500人を超えるたくさんの幼児らで会場がいっぱいに埋まる中、楽しい催しに子供たちの笑顔や交流の輪が広がる取り組みとなりました。

第2点目でございますけれども、今年度各学校で積極的に取り組んでおります地域参観日についてご報告申し上げます。地域参観日は、地域住民や隣接する小学校、中学校の保護者など広く一般市民の皆様にご教育活動を公開し、開かれた学校づくりを進める目的で開催するものであります。これまでは学校独自の取り組みとして行われてきたところでございますが、本年度は滝川市全体の取り組みとして、市内の中学校区を一つの単位に、小学校、中学校が日程を調整し、地域保護者に周知するなど連携して取り組んでまいりました。特に東小学校におきましては、各町内会を初め、保育所、幼稚園、老人クラブや学校評議員の皆様など、東小学校にかかわる地域の方々に幅広くご案内を差し上げました。おかげをもちまして、東小学校においては、当日保護者や祖父母の皆様はもとより、老人クラブや町内会の皆様などおよそ300名の方々に来校いただき、盛会のうちに開催することができたところでございます。今後も地域に開かれ、地域とともに歩む学校づくりを進めるために滝川市全体といたしまして地域参観日の取り組みについて工夫、改善を図り、学校を開くとともに、地域全体で子供を育てる機運を高めてまいりたいと考えております。

3点目でございますが、滝川市出身の彫刻家、デザイナーの五十嵐威暢氏の展覧会についてでございます。10月18日から25日まで、滝川市美術自然史館を会場に、デザインとアートの軌跡をたどる平面と立体の世界展を開催させていただきました。グラフィックデザイン、商業デザイン

作品、彫刻など、五十嵐威暢氏の全体像を一覧する展覧会となりました。入場者は、8日間で延べ2,815名、また市内の半数を超える小中学生も参加して美術鑑賞を行いました。さらに、五十嵐威暢氏の母校であります滝川第三小学校を会場に五十嵐氏がニューヨーク近代美術館のためにデザインした8年間のポスターカレンダー展を開催し、さらに第三小学校5年生の児童84名を対象に立体数字でカレンダーをつくるワークショップを行いました。今回の各事業は、五十嵐芸術を知る絶好の機会として非常に意義ある企画であったと考えております。

以上3点をつけ加えまして、口頭報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議 長 これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号 平成17年度滝川市一般会計補正予算（第7号）

○議 長 日程第5、議案第1号 平成17年度滝川市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。助役。

○助 役 ただいま上程されました議案第1号 平成17年度滝川市一般会計補正予算（第7号）についてご説明をいたします。

今回の補正は、石油価格の値上がりによる各公共施設の燃料費の増額と確定いたしました他会計繰出金についての補正が主な内容となっております。

第1項は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,359万7,000円を減額をし、予算の総額を213億3,652万4,000円としたいとするものであります。

第2項は、歳入歳出の補正は第1表によることの規定でございます。

2ページ、3ページは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思います。

続いて、歳入歳出補正予算について説明をさせていただきます。最初に、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。2款1項3目企画費、補正額50万円につきましては、人の輝くまちづくりに要する経費の補正でございます。人の輝くまちづくり事業の一つでありますウェルカムプロジェクト事業が北海道の地域政策補助金として補助内示を受けましたことから、増額したいとするものであります。事業費総額として、当初計上分50万円と合わせて100万円を予定している内容であります。補正する経費の内訳は、アドバイザー招聘に係る報償費5万6,000円、道の北の大地定住推進会議などへの参加、官庁や関係機関、団体へのPRに必要な旅費39万4,000円、既に作成いたしておりますが、定住促進パンフレットの各方面への発送に必要な通信運搬費5万円としたいとするものであります。

4目財産管理費、補正額141万8,000円につきましては、庁舎等の維持管理に要する経費のうち燃料費の補正でございます。石油価格の値上がりに伴いまして、単価差などを補正したいとするものでございます。当初予算計上では重油9万6,000リットルで1リットル当たり47円50銭、税込みで478万8,000円を計上しておりましたが、4月以降石油製品価格が毎月の

ように値上がりとなりまして、１０月１１日時点で６２円５０銭、予算計上と比較いたしまして１５円値上がりした結果となりました。その必要額を補正したいとするものであります。経費の節減に向けましては、ウォームビズなど施設内での寒さ対策、さらには防寒対策を講じることを前提に５パーセントの節減目標を設定し、１４１万８、０００円を補正したいとするものでございます。

８目福祉会館費、補正額１１４万円であります。石油製品の値上がりに伴います単価差等を補正したいとするものでございます。なお、この後他の施設の燃料費の補正が出てまいります。幼稚園、小学校、中学校以外の施設につきましては、いずれも５パーセントの節減目標を持った上で、そしてさらに現行予算で対応が可能かどうかを勘案した上での提案ということですので、ご理解をいただきたいと思います。

４款１項１目保健衛生費、補正額４３６万１、０００円につきましては、病院群輪番制運営事業負担金の補正でございます。当該事業は、第２次医療圏において病院群、現時点では滝川、砂川、赤平、芦別の各市立病院であります。輪番制により休日、夜間の急患患者を受け入れるものであって、当番日の病院に対して救急医療に必要な医師、看護師等の医療従事者の配置に必要な経費に視点を当てまして助成するものでございます。総体事業費としては３、２７３万１、０００円でありまして、この財源により四つの病院へ日数割で助成を行っているものであります。平成１６年度までの財源措置といたしまして、国３分の１、道３分の１、地元負担３分の１となっておりまして、地元負担としては５市５町で１、１００万円相当額を均等割、圏域人口割、参加病院所在市の開設日数割で案分し、負担してまいりました。今年度一般財源化を受けての負担金として２６７万３、０００円の予算を計上しておりましたが、補助金の一般財源化に伴い、事業のあり方や各市町の負担について関係市町で改めて協議をした結果、平成１７年度については従前の総額を保持するという結果に至りましたために、増額補正したいとするものでございます。なお、１８年度以降については、現在も検討が行われておりますが、総体事業費を圧縮する方向で調整が行われております。

６目他会計繰出金、補正額４、４１５万８、０００円の減額であります。下水道事業特別会計及び水道事業会計繰出金の補正でございます。下水道事業に対する経費については、交付税措置が平準化債への振りかえに伴い、下水道事業特別会計繰出金を５、９８６万３、０００円減額をしたいとするものと水道高料金対策分の確定に伴い、水道事業会計繰出金を１、５７０万５、０００円増額したいとするものでございます。

次のページ、１０、１１ページをお開きいただきたいと思います。５款１項２目労働福祉施設費、補正額１５万９、０００円は、勤労青少年ホームの燃料費について補正したいとするものでございます。

６款１項５目農業施設費、補正額４７万９、０００円につきましても農村環境改善センターの燃料費について補正したいとするものでございます。

７款１項３目丸加高原健康の郷費、補正額３６０万円は、丸加高原伝習館等の運営管理に要する経費の補正でございます。今年度１０月までの利用が好調で、今年度の伝習館使用料は前年決算対比１７パーセント程度の増、賄い収入は同じく１０パーセント程度の増を見込める状況にあり、賃金８８万４、０００円、賄い材料費１００万円を補正したいとするものでございます。また、石油

価格の値上がりにより燃料費を８９万円、経年劣化による器具の修繕費として８２万６，０００円、合わせて３６０万円を補正したいとするものであります。

１０款２項１目幼稚園管理費、補正額１２万１，０００円は、幼稚園２園の燃料費について補正したいとするものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。３項小学校費、１目学校管理費、補正額４６２万４，０００円につきましては、２点ございますが、教材、教具等に要する経費の補正３０万円とその他小学校教育の実施及び管理に要する経費４３２万４，０００円の補正でございます。１点目は、教材、教具等に要する経費につきましては、９月補正に引き続きまして寄附がございまして、寄附者の意向により学校図書の充実を図りたいとするものでございます。９月の補正では第一小学校、第二小学校及び江部乙小学校での読書活動に活用する絵本、図書の購入ということでございましたが、今回の補正では残ります第三小学校、西小学校、東栄小学校の３校分の図書を購入する予定でございます。２点目は、燃料費の補正４３２万４，０００円の内容でございます。小学校７校の燃料費の不足５２０万円程度を見込んでおりますが、水道代などが大幅に節減できる見込みでありますことから、一部既存予算で対応するとともに、４３２万４，０００円を補正したいとするものでございます。

４項中学校費、１目学校管理費、補正額１５０万５，０００円につきましても燃料費の補正でございます。小学校費と同様に水道代の大幅節減などによる一部現行予算の対応を含め、必要な燃料費を確保できるよう財源措置をしたいとするものでございます。

７項２目美術自然史館費、補正額４７万６，０００円の補正につきましても燃料費の補正でございます。

８項１目体育振興費、補正額６０万６，０００円も石油製品の値上がりに伴う体育協会運営補助金の増額、同じく３目体育施設費、補正額１５７万２，０００円も石油製品の値上がりに伴います体育協会運営費補助金を増額したいとするものでございます。

なお、保育所、福祉施設費、公民館、西高などの施設につきましては、他の経費の節減等により現行予算での対応が可能であることから、補正予算を計上しておりませんが、利用者等にできるだけ迷惑をかけないという状況に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、歳出合計２，３５９万７，０００円の減額補正となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。６ページ、７ページをお開き願いたいと思います。１１款１項１目地方交付税２，７７４万１，０００円の減額でございますが、特別交付税により今回の補正に係る一般財源の調整をしたいとするものでございます。

１４款１項６目商工使用料８４万４，０００円、１５款２項８目総務費補助金５０万円、１８款１項８目教育費寄附金３０万円、２１款５項３目雑入２５０万円は、いずれも歳出関連でございます。

以上、歳入合計２，３５９万７，０００円の減額となるところでございます。

以上を申し上げまして議案第１号の説明とさせていただきますので、よろしくご審議賜りたいというふうをお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。本間議員。

○本間議員 それでは、1点お伺いしたいと思います。

支出では11ページの丸加高原伝習館等の運営管理に要する経費の補正に関してでございます。今助役から説明がありましたとおりに利用料が117パーセント、賄いが110パーセントの非常に大きな伸びを示しているということは本当に努力に敬意を表しますし、非常にいい状況ではないかなというふうに感じています。ただし、今回の補正なのですけれども、収入を見ますと、6ページなのですけれども、使用料が84万4,000円増と、それから賄い等収入が250万の増ということで、合計しますと334万4,000円の利用料その他収入増になっているところが、もちろん燃料費の増額とかということもあるわけですけれども、360万の支出増になっているということで、せっかくの伸びを示したのにもかかわらず、この補正で逆転現象を起こしてどうするつもりなのだという感じがちょっとするわけでございます。まだ営業期間は残っているわけですので、この後にそうした部分は多分改善されるのではないかなと思っているのですが、ただ雪が降って冬になってまいりますので、そこら辺も非常に難しいのかなというふうには少し思っております。

質疑の内容については、賃金88万4,000円ふえておりまして、これはもちろん時間給の関係かなというふうには思うのですけれども、こういうもののやりくりが非常に大事だと思いますので、その内容についてと、それと修繕料にかかわって、何をされたのかということです。それから、今後に向けて、ここでせっかくの増額を逆転させてしまって、マイナスを埋めていこうというところでこういう動きというのは通常では考えにくい感じがするわけです。その考え方について、3点お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 長 答弁を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま本間議員からご質疑のありました関係でございますけれども、まず収入の増の関係でございますけれども、「じゃらん」ですとか新聞、テレビ等での宣伝が功を奏しまして、宿泊者の増というものが図られたところでございます。特に7月の下旬から10月の下旬の3カ月にわたりまして長期滞在者を獲得できたということが大きな要因でございます。これは、下水道の特殊工事に係ります関係で本州の業者の方々が5人から10人、定宿として利用していただいたというものでございます。おかげさまで全体で先ほど助役が申しましたように17パーセント、客室の使用料では上半期で11パーセントの増ということでございます。こういう影響で、賄い収入についても大幅に増収が図られたと。下水道の工事の関係は来年も継続してあるということで、これについても期待をしているところでございます。上半期のこうした実績を踏まえまして、17年度全体の収入見込みを上方修正して、朝夕食の部門では12.6パーセントの増、レストラン部門では13.4パーセントの増、宴会部門では3.6パーセントの増ということといたしました。特にこれまでの取り組みといたしましては、収入の増を図ることから、伝習館ならではの食の提供ということで、ワンコイン、500円のメニューの開発と宣伝に努めたところで、菜花御膳、これにつきましては630食販売いたしました。あと、ざるとろろ、それから地元のハルユタカの小麦を使いましたスープスパゲッティ、これらを販売するなど、食品スタッフ一丸となって知恵を絞

って徹底した宣伝活動、食に関する新たな開発というようなことで総体的な収入増を今後も図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、賃金の関係でございますけれども、賃金につきましては宴会等の増によりましてパートの時間延長、それから日々雇用の方々の増ということで８８万４，０００円の補正をお願いしたところでございます。

それから、修繕料の関係でございますけれども、特に大きいものといましては牧場の管理舎として使用しておりました羊の館の部分、その受水槽関係、給水装置の修繕が大きなものでございます。それと、伝習館の火災受信盤の取りかえ補修、これらが大きいもので、全体８２万６，０００円の補正ということになっております。

以上でございます。

○議長 本間議員。

○本間議員 収入増に対するご努力と、それから実際の内容というのは想像できるところでもありますが、ただ一番この質疑の中で聞きたいという部分は、先ほども申し上げましたけれども、せっかくふえた収入に対して支出がふえて終わってしまうということは、これは表現としてはおかしいのではないかなというふうに思うわけです。燃料費はふえたのだと、それから修繕もしなければならぬのですと、これは当然補正はかけるものなのだから、実際にふえた収入に対する支出は賃金と賄い材料費なのですと、これはわかるのですけれども、ただし丸加高原の置かれている現状というか、経営改善していこうという状況の中で、この補正の表現の仕方というのは経営体質に関連してくるのではないかなというふうに感じるわけです。だから、もちろん市の責任でやっているわけですから、それはそれでいいとは思いますが、民間ではありませんので、多少お金もうけだけということにはならないのかもしれないのですけれども、ただ補正を出すときにこういう形だと収支改善に対する考え方というのがしっかりしていないのではないかなというふうに感じてしまうので、もう一点、答弁漏れだと思うのですけれども、今後に対する、これが３月までの考え方の補正だと思うのですが、ここで逆転している収支の状況を何とかする気があるのかというようなことについてお答えいただければというふうに思います。

○議長 長 助役。

○助 役 丸加高原の経営について２５万６，０００円の一般財源が出ていることに対する経営姿勢ということでございますが、丸加高原の収支につきましては人件費まで及びませんが、人件費を除いた収支のバランスを図りたいと、年度当初からそういう考え方で予算編成もし、営業も続けてきたと、こういう経過でございますが、先ほど経済部長が答弁いたしました修繕の関係がかなり予定を超えたと、こういうことから２５万６，０００円の一般財源、税金を使わざるを得なかったと、こういう予算の提案の中身になりました。しかし、考え方は、人件費を除いてまず収支のバランスが図られると、こういう考え方がありますので、これからまだ下半期、そうありませんけれども、引き続きそういう精神で頑張ってまいりたいと、こういう答弁でご理解をよろしく願いいたします。

○議長 長 よろしいですか。

○本間議員 はい。

○議長 本間議員の質疑は終わります。窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、大きく言って2点についてお伺いしたいと思います。

一つは、全体にかかわる石油高騰についてですが、先ほどの説明では当初予算編成時より15円の増ということで灯油の価格については報告あったのですが、灯油だけでなくガソリン、重油その他も上がってきていると思いますので、その辺の数字の比較があれば示していただきたいというふうに思います。また、説明にもありましたように、節減や他予算とのやりくり等で今回補正計上されなかった部分もあります。補正計上されただけで言いますと1,269万が石油高騰による増額ということになっているのですが、石油高騰によって一般会計全体で当初の燃料費から比べて全体での影響金額がどの程度になるのかお伺いしたいと思います。

次、2点目は、8、9ページの保健衛生対策に要する経費で病院群輪番制運営事業負担金についてです。まず最初に、説明で4病院というふうに私には聞こえたのですが、私の聞き間違いで、5病院ということではなかったと思うのですが、その確認が1点と、実際には今までは事業費の3分の1が国、道が3分の1、自治体負担が3分の1だったものから一般財源化ということになりました。それで、一般財源化の方針が示された時期はいつだったのかと。予算編成時にそういうことがわかっていたのであれば今の補正ということにならなかったのではないかと思いますので、一般財源化の方向が示された時期とどういった形で一般財源化されてお金が収入として入ってくるのか、その方法と金額について伺いたいと思います。

もう一点ですが、これは中空知5市5町の事業として進めてきています。助役も来年度以降については総体事業費の圧縮の方向でということで説明がありましたけれども、財政状況から考えて事業の見直しは当然だというふうに思っているのですが、圧縮の方向ということだけでは方向性が見えてこないと、きちんと何十パーセントとか目標を持って、そういった事業規模の目標について持っているのかお伺いしたいと思います。

○議長 長 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長 ご質疑のありました燃料費の単価の関係でございます。A重油8,000リットル以上ということでの大口が17年10月11日現在62円50銭、予算編成時が47円50銭、アップ率は15円でございます。率的には31.6パーセント。A重油の1回供給2,000リットル以上ということでの単価でございますが、11月25日現在で64円、予算編成時が49円、15円のアップ、アップ率は30.6パーセント。A重油1回供給2,000リットル未満の関係が65円50銭、予算編成時が50円50銭、15円のアップ、29.7パーセントでございます。ガソリンでございますが、118円、予算編成時が105円、13円アップ、12.4パーセントのアップ率でございます。軽油につきましては100円、予算編成時が87円、13円のアップ、アップ率は14.9パーセントでございます。灯油につきましては63円50銭、予算編成時が48円50銭、15円のアップ、31.5パーセントでございます。灯油の1回1,000リッター未満のホームタンクに入れる灯油でございますが、65円、予算編成時が50円、15円のアップ、アップ率は30パーセントでございます。小口の灯油でございますが、66円50銭、予算編成時が

51円50銭、15円のアップ、率にしますと29.1パーセントのアップとなっております。

以上でございます。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 窪之内議員さんのご質疑にお答えいたします。

病院群輪番制運営事業負担金の関係でございますけれども、一つ目の質疑でございますけれども、4病院、5病院ということでございましたけれども、平成16年度まで5病院でやっておりました。平成17年度に一つの病院から辞退届が出て、今現在は助役が答弁したとおり市立病院4病院ということになります。

それから、一般財源化ということで、その知り得た時期ということでございますけれども、正式には平成17年2月28日に各市町村長あてに道の方から公文書が来ております。私どもは、昨年の12月28日に厚労省から都道府県あてに三位一体改革の中で補助金廃止をとというものを察知して、それで減額した中での予算組みに入りました。その中では各市情報交換をやっていたのですが、それぞれ確かな情報の中で議会にということもありまして、正式にわかったのは17年の2月28日付の文書でございます。今回の補正に至りましては、四つの病院がそれぞれ当初予算で従来どおりの予算組みをしているというようなことで、5市5町の担当課長会議が5月の31日の日に開催されたわけですが、その中で滝川、砂川、いろんな市町村のご意見を聞きながら重ねて重ねて、税源移譲になった金額に戻すべきだという意見と病院の予算措置の中で今年度はやっというということで議論を重ねていった結果が今年度は先ほど助役が答弁しましたように従来どおりの国3分の1、道3分の1の補助の基本額で予算組みをやっていこうということで今回の補正予算計上となりました。

それから、三つ目の質疑でございますけれども、平成18年度以降圧縮ということで助役の方でご説明いたしましたけれども、今回の三位一体改革、税源移譲も含めての中では従来の補助金の恐らく2分の1ぐらいになるだろうと今試算をしておりますけれども、その中で各病院に2次救急医療体制を確保していただくということで今詰めている状況でございます。

以上でございます。

（「答弁漏れ、一般会計全体での影響額」と言う声あり）

○議長 長 財政課長。

○財政課長 一般会計全体で現行予算対応等を含めると1,972万2,000円、補正予算1,269万、その差額703万2,000円が現行予算対応という格好になってございます。

以上でございます。

○議長 長 答弁終わりました。窪之内議員。

○窪之内議員 最後の答弁の一般会計全体の影響金額について、言われたとおりに受けとめていいのかなのですけれども、例えばやりくりしていますよね、実際にやりくりすると補正には出てきませんが、燃料費は高騰しています。そういう部分を含めて、今おっしゃった金額なのかどうかということなので、そういうふうには私は質疑したつもりなのです。実際はやりくりしてしまうと補正には出てこないけれども、燃料費は高騰したから、燃料費のところはどこから持ってこない

とだめだったはずなので、補正予算には出てこないけれども、科目として移動したような金額を含めると全体としての石油高騰による影響はどの程度の金額になるのかということを質疑したので、ご答弁がそういうことの受けとめでいいのかどうかを確認したいと思うのですが。

○議 長 財政課長。

○財政課長 改めまして、1,972万2,000円というのが全体でございます。

以上でございます。

○議 長 答弁終わりました。

○窪之内議員 終わります。

○議 長 窪之内議員の質疑を終了いたします。

ほかにありますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありますか。窪之内議員。

○窪之内議員 日本共産党市議団を代表して、平成17年度滝川市一般会計補正予算(第7号)を可とする立場で討論を行います。

第1に、補正予算のうち石油高騰に伴う補正についてですが、ウォームビズや防寒対策などの節減徹底の努力を行うとともに、幼稚園や小中学校、高校については5パーセントの節減目標を持ちながらも従来どおりの室温を維持するという適切な対応を行った上で補正計上されたことについては評価いたします。

第2に、病院群輪番制運営事業については、2次医療を必要とする救急患者の適切な対応のためにも必要な事業であることは理解できますが、財政負担が膨らむことから、関係市町で事業のあり方や負担のあり方など、引き続き協議をされたい。

第3に、丸加高原伝習館の運営改善が行われてきていることについては評価いたします。しかし、職員費など人件費を含めた全体としての収支は大幅赤字の解消にはまだ遠い状況です。さらなる経営改善に努力されたい。

以上を申し上げ、討論といたします。

○議 長 ほかに討論ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これよりを議案第1号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

◎日程第6 議案第2号 平成17年度滝川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長 日程第6、議案第2号 平成17年度滝川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設水道部参事。

○建設水道部参事 ただいま上程されました議案第2号 平成17年度滝川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして説明をさせていただきます。

補正予算の概要は、歳入の財源振りかえと地方債の借り入れ限度額の変更でございます。

第1条、歳入予算の補正は、第1表、歳入予算補正によるところでございます。

第2条、地方債の補正は、第2表の地方債補正によるところでございます。

歳入についてご説明を申し上げます。事項別明細書で説明をさせていただきますので、6ページ、7ページをお開きを願いたいと思います。歳入でございます。4款1項1目他会計繰入金につきましては、資本費平準化債の借り入れ予定額の変更に伴いまして交付税が削減され、市債へ振りかわったことによります5,986万3,000円の減額で、補正後7億2,521万9,000円でございます。

次、5款1項1目繰越金でございますが、財源振りかえの調整で913万7,000円の減額で、補正後3,022万8,000円でございます。

7款1項1目下水道事業債につきましては、資本費平準化債の許可予定額の増に伴いまして6,900万円の増額となりましたので、補正後6億4,190万円でございます。

歳入合計に補正による変更はございません。

3ページをお開きを願いたいと思います。地方債の補正につきまして、資本費平準化債の許可予定額の決定に伴い、借り入れ限度額を5億7,290万円から6億4,190万へ変更したいとするものであります。

なお、8ページ、9ページの歳出につきましては、歳入関連で一般財源から特定財源への振りかえでございます。

以上で議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

◎日程第7 議案第3号 平成17年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第4号)

○議長 長 日程第7、議案第3号 平成17年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設水道部長。

○建設水道部長 ただいま上程されました議案第3号 平成17年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

第1項は歳入歳出の補正についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ599万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億3,536万4,000円としたいとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を第1表、歳入歳出予算補正のとおりとするものでございます。

補正予算の内容について歳出からご説明申し上げます。8、9ページをお開き願います。1款1項2目道営住宅管理費でございます。道営住宅管理等委託金の増額決定に伴い、工事請負費599万3,000円を増額補正したいとするもので、これの主な内容につきましては道営住宅見晴団地の物置ひさし補強等の修繕でございます。

以上、歳出合計599万3,000円を増額補正し、補正後の額を6億3,536万4,000円としたいとするものでございます。

次に、歳入でございますが、6、7ページをお開き願います。3款1項1目住宅事業費委託金599万3,000円の増額補正となりますが、これらはいずれも歳出関連でございます。

以上、歳入合計599万3,000円を増額補正し、補正後の額は6億3,536万4,000円となります。

なお、2、3ページの第1表、歳入歳出予算補正、4ページ、5ページの歳入歳出予算事項別明細書につきましては、お目通しを願います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。
これより議案第3号を採決いたします。
本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号は可決されました。

◎日程第8 議案第4号 平成17年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議 長 日程第8、議案第4号 平成17年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第4号 介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、介護保険制度の変更によるシステムの見直しが必要なこと、介護保険システムを動かしている基本ソフトの入れかえが必要になることから、今年度中に介護保険システム全体の入れかえが必要となっておりますが、その導入に当たりまして通常のリース方式より北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業による取得の方が金利面で有利であることから、備荒資金組合に対して譲渡事業の申請を行いたいとするものでありまして、申請に当たり必要な債務負担行為の議決を得たいとするものでございます。

議案の内容といたしましては、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第1表、債務負担行為補正によるものでございます。

次のページをお開きください。第1表、債務負担行為でございます。債務負担行為の事項は、介護保険事務処理システム購入代金の支払いでございます。期間は、平成17年度から平成21年度まででございます。限度額は、元金2,205万円及び年0.5パーセントの割合による利息でございます。

以上、議案第4号の説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は可決されました。

◎日程第9 議案第5号 平成17年度滝川市水道事業会計補正予算(第2号)

○議長 長 日程第9、議案第5号 平成17年度滝川市水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設水道部参事。

○建設水道部参事 ただいま上程されました議案第5号 平成17年度滝川市水道事業会計補正予算(第2号)について説明をさせていただきます。

補正の概要は、道道江部乙雨竜線の江滝橋かけかえ工事に伴います水道管の移設によりまして北海道からの工事負担金が移設補償として入金されることに伴うものでございます。

第1条、総則であります。

第2条、資本的収入の補正であります。平成17年度滝川市水道事業会計予算第4条中、資本的支出3億9,207万9,000円を3億8,978万6,000円と改めたいとするものであります。

次に、過年度分損益勘定留保資金3億5,713万4,000円、当年度分損益勘定留保資金2,946万7,000円を過年度分損益勘定留保資金3億8,430万8,000円と改めたいとするものであります。同条の表収入第1款に1項を加えまして、資本的収入の予定額でございますが、第1款資本的収入に第4項として工事負担金を加え、北海道よりの工事負担金229万3,000円を補正をし、資本的収入6,361万7,000円、工事負担金229万3,000円と補正するものでございます。

次、2ページからの補正予算実施計画、資金計画、予定貸借対照表、補正明細書につきましては、所定の様式で記載をしてございますので、お目通しをいただきたいと思います。

議案第5号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第５号を採決いたします。
本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。
よって、議案第５号は可決されました。

◎日程の追加について

○議長 長 お諮りいたします。

本日の日程はすべて終わりましたが、過日の議会運営委員会で確認したとおり、あすの日程を本日に繰り上げ、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。
よって、配付してあります追加日程のとおり、日程番号第１０から第２３までを本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第１０ 議案第６号 滝川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

○議長 長 日程第１０、議案第６号 滝川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 議案第６号 滝川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について説明させていただきます。

地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令の一部を改正する政令が平成１６年１１月１０日施行されたことに伴い、翌年度以降にわたり締結することができる契約を定めるため条例を制定したいとするものであります。

地方自治法第２３４条の３に規定される長期継続契約、つまり債務負担行為によることなく複数年度にわたり締結できる契約であります。この契約を締結できる契約は、これまで電気、ガス、水の供給、もしくは電気通信役務の提供を受ける契約、または不動産を借りる契約に限定されておりましたが、今回の地方自治法等の一部改正によりその他政令で定める契約が加えられ、その範囲について政令で翌年度以降にわたり物品の借り入れまたは役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすようなもののうち条例で定めるものとされました。

内容につきましては、第１号において事務用機器、電気機器、通信用機器、車両その他の物品を借り入れる契約であって、商慣習上翌年度以降にわたり契約を締結することが一般的であるもの、いわゆるリース契約を想定したものであります。

また、第２号につきましては、庁舎等の管理業務、庶務等の事務処理に係る業務その他の役務の

提供を受ける契約であって、毎年４月１日から役務の提供を受ける必要があるものの契約を想定したものであります。

附則につきましては、公布の日から施行したいとするものであります。

以上、議案第６号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、３点につきまして質疑を行いたいと思います。

まず、１点目は役務の提供を受ける契約で、これに該当すると見込まれる契約の件数と合計金額について伺います。この質疑の目的は、長期継続化される対象がどれくらいあるか明らかにしておく必要があるだろうということです。これについては、市のホームページでことしの３月に行われた委託業務の入札結果は３９件掲載されています。これらのほとんどが役務の提供として今回の条例の対象になると思われます。しかし、入札以外、つまり随意契約で役務の提供を受ける契約がどれくらいあったのかを伺います。この関係で、ことしの３月議会に提出されました監査報告、随意契約についてで監査委員が詳しく分析をされていますが、業務委託は全部で６０４件、そのうち指名競争入札が８９件で、残りの５１５件が随意契約、そのうち２０７件が特命の随意契約、つまり本来入札に付すべき金額だが、随意契約にした方が有利という理由で随意契約にしたものです。これらは、工事委託も含めた数字ですので、役務の提供についての数字を伺います。なお、対象としては、一般会計、特別会計、企業会計、すべての合計でございます。

２点目は、契約期間が延びることで金額も、契約そのものが３年ということなので、入札も二、三年分ということになるのか、その辺は決まっているかどうかはわかりませんが、金額についても明らかにしておく必要があると思います。そこで、物品の借り入れまたは役務の提供を受ける契約、この条例の対象になる契約で１件当たりの金額が大きい契約について、物品の借り入れ、また役務の提供でそれぞれ上位３件について伺います。

３点目ですが、これまでも１年契約でしたが、実態としては同じ業者が続けて契約するという例が多いのではないかと思います。これについては、物品の借り入れというのは民間では長期リースに実態としてなっていますので、これは自然な行為です。ですから、役務の提供について、この上位３件について、この３年間同じ業者と続けて契約しているかどうかについて伺います。

○議長 総務部長。

○総務部長 広範にわたるご質疑で、この条例はリース含めて複数年にわたるということで、できる規定をまず条例で定めていくという流れの中で私どもとしては運用要領等を、これから所管部としては案を持って、入札等の指名会議、それから作業部会等でこれから運用要領を煮詰めていきたいと思っております。それを前提にしながら、役務の提供を受ける契約で、これに該当する件数、今相当のボリュームの中にあって、本条例にあって長期継続契約の対象にし得る物件か否かということ、これは要領の中でそれぞれ契約ごとに判断していかなければならないのですけれども、今精査するには時間がかかるかなと思っております。ただ、詳細なデータはとっておりませんけれども、先ほどお話がありましたことし３月の委託業務の入札結果、ホームページで公開しております。

が、このうち３９件というお話ありましたけれども、運用要領等を判断していくとなると３９件のうち２４件がなり得るのではないだろうか、この率は６１．５パーセントであり、金額にして約１億４，８００万が該当するのではないかとお考えしておりますが、これらについては運用要領の中で個別的に精査していきたいと思っています。運用要領の中で役務を受ける契約で今回長期継続契約に該当するものの柱としては、経常的かつ継続的なもの、毎年繰り返し切れ目なく履行が行われるもの、それから毎年度当初から役務の提供を受ける必要があるもの、毎年４月１日に現に役務の提供を必要とするもの、それから３点目として契約の相手方の準備期間を確保する必要があるもの、契約の適正な履行のために資材の調達や労働力の確保、教育訓練期間などを要するもの、これらの３項目がすべて該当するような形で運用要領としては定めていきたいなと思っておりますので、個々の契約の実態を見きわめながらこの条項については適用していきたいなと思っております。

それから、２点目であります、契約期間が延びている上位３件ということですが、先ほど申し上げましたように詳細な統計データはとっておりませんが、今回提案申し上げます長期継続契約に該当すると思われるもので金額が大きいものとしては、例えば物品の借り入れについては住民基本データ等のホストコンピュータ分として年間約３，０００万円、平成１７年度実績でこれがトップクラスであろうし、また役務の提供においては滝川市社会福祉事業団、新生園、更生園だとか養護老人ホーム、デイサービスだとかすずかけだとかありますけれども、これが合計で約１７億円あります。それがトップクラスであろうということだと思います。

それから、質疑の３の物品の借り入れについて、リースは市場の流れからわかり得ると、むしろ役務だというお話もありましたけれども、ほぼ３年間同じ業者と契約を続けているのではないかなというふうなお話ですが、物品の借り入れについては解除権を確約した中で自動更新しておりますので、同一業者となっております。また、役務の提供においても、契約の性質上その受諾者でしかできないものもございますので、地方自治法施行令に基づいて第１６７条の２の各号により随意契約しておりますので、結果的には同一業者となっておりますけれども、あくまで随意契約含めて契約事務、マニュアル、適正化指針含めながら透明性、競争性、公平性、これらを原則としながら、随意契約であっても入札行為であっても、それから今の長期継続契約であってもそれらは精査しながら個別個別に内容に沿った形で趣旨に沿いながら適切な対応をしていきたいと思っております。いずれにしろ、自治法、自治法施行令が改正されたことによりできる規定を条例化して、その運用については契約内容含めて先ほど申し上げました競争性、透明性、公平性の観点でやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長　長　答弁終わりました。清水議員。

○清水議員　２点お伺いしたいのですが、今のご答弁で社会福祉事業団が該当すると、役務の提供ということであると、社会福祉事業団の場合は役務だけでなく総合的なことで委託をしているというふうに思われるのですが、法改正では余り詳しいことが書かれていないのです。こういう事例が該当するかどうかという、そういったものは通達等で既に出されている中での話だと思いますが、社会福祉事業団が役務の提供ということであるというのとはどんな根拠に基づかれているのかということが１点です。

もう一点は、件数は61.5パーセントということですから、監査報告で出されていた件数でいうと604のうち役務と工事委託、この率がわかりませんので、数字は今精査できないということですが、100件を超える件数になるのだろうと、あるいは金額も1件17億とすれば3年契約で51億とかというふうになるわけです。そういう点で、これは3月に監査委員が出された監査報告ですが、ここの中に最後に監査意見ということで7項目についてかなり深い分析をされて指摘をされていると。これが出されてから8カ月以上たっているわけです。そういう中で、この監査意見をどのように契約の改善に役立てられてきているのか、この点での改善の状況、取り組みについて伺います。

○議長 総務部長。

○総務部長 事業団の業務委託に当たるのか、総合委託みたいなことでもあるので、今のこの範囲の長期継続契約という役務の提供ということになるのかということ、これは解釈の問題も非常にあると思うのです。先ほど申し上げましたように、清水議員のおっしゃったように運用含めて形が出てきていないことがございます。私どもとして把握している中では、名古屋市の例とかを今参考にしながら事務要領で国の出方、県、それから道の状況を見ながら要領等を定めていきたいと思えます。うちが公開しているホームページの中でいけば役務の提供と言われる部分の上位については、例えば病院の清掃業務だとか、市立病院の治療材料室、手術室の補助業務だとかがトップクラスにくるのですが、所管から私がデータ受けている中では事業団がきちっとこれに明確に該当するのか否かということも含めながら、確実性と可能性の中間ぐらいの蓋然性みたいな形で今申し上げましたけれども、それらについても国の要領基準、それから各県各市の運用要領を見ながら、これが長期継続契約に該当する役務の提供の契約であるということに至るか否かも含めながら検討させていただきたいと思えます。

それから、監査委員の意見書、7項目にわたって私どもも十分承っております。その趣旨は、随意契約を安易にすることなく、公平性、透明性、先ほど言った競争性をかんがみながらした契約に基づいて、随意契約となる根拠、見積もりが1社でなくて複数以上だとか、そういう指摘を十分受けとめながら、指名選考職員会議、また契約マニュアルの中で徹底を図っていきたいという流れでありますし、日々そういうことで各所管とも詰めているということで答弁とさせていただきたいと思えます。

○清水議員 終わります。

○議長 長 ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表し、議案第6号 滝川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例案を可とする立場で討論を行います。

昨年の地方自治法施行令の改正により、物品の借り入れまたは役務の提供を受ける契約で2年以

上にわたらなければ支障があるようなものについては、条例で定めれば2年以上の契約ができるようになったことによる改正案です。自動車や機器類のリースなどは、民間企業で通用しているリース期間で契約することに問題はありません。また、役務の提供については、通年で切れ目がないことが条件になっているほか、3点の基本点が示されました。清掃、機器の管理、保守点検、ごみ収集のほか、市立病院の医療事務、検査など各種委託業務などが該当し、社会福祉事業団など総合的な業務委託についても今後の政府の通達等が入ってくる可能性があるということの答弁です。しかし、1年ごとにこれらの業者がかわることにより企業の雇用や経営の面での安定が得られる。また、入札も3月末日から3月初めへと早められ、業者がかわっても準備ができるような改善も行われると聞いております。そういう点で多くの改善点があり、評価できます。しかし、一方で課題も多いのではないのでしょうか。100件以上が対象になる。また、金額も1件当たり17億円という可能性もある。このような中でこの条例案が市民にとってメリットの大きなものにするためには、契約事務手続の透明性を高めながら公正性、競争を活発にすることによる経済性の確保が必要です。この点でことしの3月議会に提出された監査報告、随意契約について指摘された点を徹底的に改善することが必要です。また、日本共産党が昨年9月議会で求めた50万円以上の委託業務や80万円以上の物品購入などについても随意契約とした理由と契約先をホームページに掲載すること、また建設業以外の指名業者名簿もホームページに掲載することも求めて、討論とします。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 市民の声連合の渡辺精郎は、ただいま上程されました本条例の制定に賛成の立場で討論をいたしたいと思います。

ただいま共産党の清水議員が広範な討論を行いましたので、私は一つだけご意見を申し上げておきたいと思います。それは、長期継続の契約、これは結構であります、該当しないのではないかと思いますのでありますが、この条例を根拠にいたしまして、学校用電子機器、つまり市内小中学校に配置しておりますパソコンのリース期間を長期継続契約の条例に当てはめまして、時代おくれのパソコンをいつまでもいつまでも学校に配置しておくことのないように留意すべきことを申し上げて、討論といたします。

○議長 長 ほかに討論ありますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は可決されました。

◎日程第11 議案第7号 滝川市税条例の一部を改正する条例

○議長 日程第11、議案第7号 滝川市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第7号 滝川市税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この改正条例は、固定資産税の税率を改正したいとするものでございます。

次のページ、新旧対照表でご説明申し上げます。現行の固定資産税の税率は100分の1.4でございますけれども、これを100分の1.5にしたいとするものでございます。

なお、附則で、この条例は、平成18年4月1日から施行したいとするものでございます。

また、経過措置として、改正後の第61条の規定は、平成18年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成17年度分までの固定資産税については、なお従前の例によりたいとするものでございます。

以上、説明を終わりたいと思います。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 市税条例の改正案であり、非常に大事な件ですので、その影響等について数字的にも明らかにしておく必要があるということで、7点にわたって質疑を行いたいと思います。

まず、1点目は、来年度税率を仮に維持した場合と1.5パーセントに上げた場合の見込額の差、これは調定額でお伺いしたいと思います。家屋、土地、償却資産、また総額で伺います。

2点目は、税率を上げられる理由の中で、新築住宅が減少しており、地価の下落や税の減少分をカバーできなくなっているという表現も委員会等でもございました。そこで、そういう中でこの二、三年はマンションの建設ラッシュとも言える状況なのですが、これだけ建設されても新築住宅の減少という、この傾向は、1年間の総額とかで結構ですが、傾向には変わらないのかを伺いたいと思います。

3点目は、農地についてですが、これも税額を維持した場合と1.5パーセントに上げた場合の調定額の見込額の差は幾らになるのか、1ヘクタール当たりの平均金額で伺います。

4点目は、償却資産について伺います。これも維持した場合と1.5パーセントにした場合の1件当たりの平均金額で伺います。

5点目は、他市との比較で伺います。地方税法では固定資産税率の標準税率は1.4パーセントとするとしつつ、上限のない引き上げを認めています。道内34市のうち標準税率を採用している市は何市か、また滝川市の順位も伺います。

6点目は、市民の理解を得るためにまちづくり懇談会での説明、また幾つかの団体との懇談などを行っておりますが、どのような声が寄せられているかお伺いします。

7点目、非住宅用地については、課税標準額の70パーセントを上限とする特例措置がありますが、これを引き下げる要望がこれまでも商業界を中心に出ていると思います。これは、中田翼議員も2回ぐらい求めていたものですが、今回の税率引き上げはこれらの声にも逆行するものではないでしょうか、お考えを伺います。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 清水議員のご質疑にお答えしたいと思います。まず1点目、固定資産税への影響額ということでございますけれども、土地、家屋、償却資産の1.4と1.5の引き上げ額ということでございますので、土地については例えば1.4パーセント、現行のままですと4億3,198万5,000円、これを1.5パーセントにいたしますと4億6,284万1,000円でございます。引き上げ額は3,085万6,000円でございます。次に、家屋でございますけれども、1.4パーセントでございますと9億7,843万7,000円、これを1.5パーセントにしますと10億4,832万6,000円、引き上げ額は6,988万9,000円でございます。次に、償却資産でございますけれども、1.4パーセントでございますと2億4,532万6,000円、1.5パーセントにしますと2億6,285万円、引き上げ額が1,752万4,000円でございます。合計で申しますと、土地、家屋、償却資産の合計、1.4パーセントの場合は16億5,574万8,000円でございます。これを1.5パーセントの合計額にしますと17億7,401万7,000円でございます。引き上げ額が1億1,826万9,000円でございます。

2番目のマンションが最近多く建てられているのだけれども、影響額はいかなものかということでございますけれども、七、八年前は年間500棟の新築住宅が建っていましたけれども、今半分の250棟ぐらいになってきております。そんなことで、新築件数が減少済みでありますけれども、昨年あたりからご指摘のとおり新築マンション等は若干増加しているのではないかなと思っております。その税率試算でございますけれども、新築、増築は減失分をもとに前年の課税標準額に對しまして1.5パーセント増で試算しております。しかしながら、新築住宅は軽減措置がございまして、すぐには影響が出ないということでございます。例えば40平方メートル以上120平方メートルまでは固定資産税の2分の1減額と、これは新築から3年間ということでございますので、3年後にはこの影響が出ますけれども、3年までは影響が2分の1になってしまうということで、それほどマンション等には影響はないのではないだろうかと考えております。

続きまして、農地の固定資産税でございますけれども、土地に占める農地といいますか、滝川市の場合は大体5,000ヘクタールぐらいありますけれども、課税割合は5パーセント弱のため影響額は全体で153万円でございます。これは、1ヘクタール当たりでどのくらいかというご質疑でもございましたので、1ヘクタール当たり、税額にして約300円ということであります。滝川市の農家の方は大体5ヘクタールぐらいが平均でございますので、300円掛ける5ヘクタールということで、大体1,500円ぐらいかなと試算しております。

また、4番目、償却資産についてでございますけれども、平成17年度は合計517件の課税されているところがございます。それを1.5パーセントに上げた場合、平均3万4,000円の増となります。ただし、この517件のうち10件が大規模償却資産を持っているところでございます。例えば北電だとかNTTだとか大企業が持っている。この10件が517件の半分、調定額の50パーセントを占めているということでございますので、517件からこの10件を引きますと507件になりますけれども、507件の1件当たりの平均額は1万7,000円という形になり

ます。

続きまして、他市との比較でございますけれども、固定資産税の標準税率は1.4パーセントということでございますので、この1.4パーセントの標準税率を採用しているのが28市でございます。今までも滝川市もこの標準税率を使っておりましたので、この28市に滝川市も入っているということでございます。また、34市中の28市でございますので、あと6市はということなのですけれども、6市はこの標準税率を上回っているということでございますので、滝川市は同率で今7位という形になります。これを1.5パーセントに上げますと、1.5を超えるところは2市ありまして、滝川市は3位という形になろうかと思います。

続きまして、各団体との懇談会を開いていきました。商工団体、農業団体にもお伺いしまして、固定資産税の税率の改定についてご説明申し上げました。そんな中で、ご意見というよりは質問が多かったわけですが、中心商店街への影響はどうか、あるいは収納率をもう少し向上なさいと、収納率が100パーセントでありませんで、100パーセントになるべく近づけるように、公平性を保ちなさいというご意見も承りました。私どもとしましては、市民の大きな負担増につながらないように来年度、商工会の土地でありますので、タイミングを失しないことでおおむね理解をいただいたのではないのかなと考えております。さらに、市民により一層の理解を得るためにPR活動を今後も続けていきたいというようにお話をさせていただきました。

最後に、非住宅用地の課税標準の70パーセントの上限ということで前にも中田議員からのご質疑にもありましたけれども、この条例につきましては前にもちょっとご答弁しておりましたけれども、これは大都市が採用しているということで、北海道の都市では札幌でも採用していないのでございまして、東京の周辺で本当に地価が高いところで採用していることでございますので、この条例を即滝川市に当てはめるということには、まだ札幌市もやっていない、北海道でもやっていないという現状もありますので、なかなか難しいものだと考えております。

以上で終わります。

○議長 長 答弁終わりました。清水議員。

○清水議員 2点お伺いしたいのですが、これまでまちづくり懇談会等に出された資料等で、3年に1回の評価額改定で1億6,700万円の減収になるという表現がありました。それで、先ほど数字の根拠が違ふと思うのですが、この1億6,700万円に当たる数字は幾らなのかと、これをまずお聞きしたいと思います。

それと、新築住宅の問題なのですが、今のご答弁ではそれほど影響はないという抽象的な表現をされたのですが、市立病院の横にもかなり大きな高いマンションも、あれだけでも20戸以上入っていますし、部屋数で言えば100件でしかないような建設が毎年されているのかなと。250軒減って、もし100軒上回るような新築がされているのであれば、マンションも含めた棟数では500から250に減っているということであればわからないわけではないのですが、この二、三年の状況を踏まえて、ですから聞き方としては500棟から250棟にこの7年間ぐらいで減っているという250棟の中にはマンションも含まれているのかということをお伺いします。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 まちづくり懇談会等で17年度と比較しますと18年度は1.4パーセントのままですと1億6,700万ぐらい税収減になりますということで、もとの数字が今手元にありませんので、後ほどお伝えすることにいたしたいと思いますが、これが18年度に1億6,700万、19年度で1億8,500万ということで、3年度で大体5億5,000万の減収になるのではないだろうかという影響額でございます。

それと、新築住宅の関係でございますけれども、先ほども申し上げましたようにアパート等につきましては大体50平方メートルから60平方メートルということで、120平方メートル以下は2分の1になりますので、例えば1棟建てて4戸入っているとしましても1戸1戸当たりが2分の1ずつ減額になりますので、1棟分ではなくて1戸1戸の戸数によって2分の1ずつということになります。棟数は1棟なのですけれども、中身はそういうことでございまして、新築の軽減は17年度実績で2,300万ほどでございます。軽減率でございます。そんなことで、新築してすぐ上乘せと、若干ありますけれども、全体としてそんなに影響はないのかなと思っております。軽減率が2分の1というのがみそでございまして、そんなことで3年後にはもとに戻りますので、少しずつ税額がふえていくということになります。

○議 長 清水議員。

○清水議員 部長、私がお聞きしたのは、家屋の固定資産税の納税対象、この数を部長は七、八年前は500棟と言ったのです。それから、現在250棟まで減っているというご説明されたのですが、この250棟という、こういう数字は今のマンションのラッシュの状況が含まれた数字かということで、そういう意味なのです。それで、恐らく持っておられるデータとしては、七、八年前の家屋の固定資産税の対象数と例えば来年度とか、今年度でもいいです、17年度あるいは18年度見込みの家屋の対象数、これがどれぐらい落ちているのかという数字はお持ちだと思うのです。それでお答えいただけますでしょうか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 新築件数でいいますと、例えば6年前ぐらいの数字と17年度の数字を比較しますとこういうふうになりますということで、例えば平成11年、6年前になりますけれども、木造建築で242棟の新築がありましたけれども、平成17年度は141棟ということで101棟の減、それと非木造で平成11年度が新築が222棟で、平成17年度が86棟で136棟の減ということで、合計しますと464棟のうち平成17年度は227棟ということで、237棟の減になっています。金額で申しますと、平成11年度が木造で1,884万1,000円、平成17年度は1,220万1,000円、664万円の減という形になっております。これは、木造でございます。次に、非木造でございますけれども、平成11年度は1,222万8,000円、平成17年度は783万4,000円ということで、これも439万4,000円の減ということになっております。

○清水議員 終わります。

○議 長 清水議員の質疑は終了いたします。

ほかにありますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表し、議案第7号 滝川市税条例の一部を改正する条例を否とする立場で討論を行います。

条例案は、固定資産税率を1.4パーセントから1.5パーセントに引き上げるものです。滝川市は、1991年まで1.5パーセントだったのを1994年から1.4パーセントとした経過があるので、もとに戻すということでもあります。引き上げの理由として、3年に1度の評価額改定などにより3年間で5億5,000万の減収になること、また新築の減少による税収減などを挙げています。また、実際に支払う税額は建物の経年減点や償却資産の減価、土地評価額の下落など、それぞれの評価額の減額により総額が減少することを挙げています。しかし、以下の四つの理由から、増税案には賛成できません。

第1に、どのような理由をつけても増税に変わりはないことです。土地、建物、償却資産の評価額が下がれば税額は減少するからこそ生活や営業が成り立つのです。税率を上げることによる増税見込額は1億1,826万円です。これは、近年で水道料金での約2億円、国保税での約1億円に続く市民負担増です。

第2に、税額が本年度よりふえる市民、法人が常任委員会等で出された資料で土地では1万件、家屋で1万1,000件にもなり、営業と暮らしへの影響は小さくないことです。増額になるのは、農地など評価額の下落が7パーセント以下の土地、建築年数が古く経年減点がない建物、木造住宅で言えば1980年以前、木造事務所で言えば1975年以前、非木造工場で言えば1960年以前などです。また、耐用年数が長い償却資産などで、評価額が変わらないため増税額がそのまま影響します。ご答弁では、農地の増税額は1ヘクタール当たり300円で、滝川の平均的な農家では1,500円の税額アップとはいえ、採算ラインを割っている農家経営を直撃します。また、古い木造住宅の所有者の多くは年金生活者であり、たとえ数百円であっても影響します。また、非木造建物や償却資産の所有者である市内の中小零細業者への影響は償却資産では平均1万7,000円とのご答弁がありましたが、小さくない影響ではないでしょうか。

第3は、他市との比較でも高いことです。ご答弁では道内34市中、現在28市が標準税率を採用している中で、滝川市は道内で3番目に高い市になります。今年度から引き上げた軽自動車税も30市が標準税率を実施している中での増税でした。また、軽自動車税、固定資産税ともに標準税率以上にしているのは滝川市だけです。これらのことから、道内で最も税金の高い市とも言えるのではないのでしょうか。

第4は、増税しなければ3年間で5億5,000万円の減収になるということですが、増税は最後の手段と考えるべきではないのでしょうか。タッグプランで市民の協力を得ながら行財政改革を始めただけの今、増税することに市民の納得は得られません。市長公宅、黒塗りの高級公用車、市民会館などむだを省くことを初め、事業や施設の市民本位の見直しこそ今行うべきことではないで

しょうか。

５番目は、市民理解です。商業界、農業界、まちづくり懇談会などでも理解が得られたという評価をすることはできません。それどころか暮らしと営業にとっては、長引く不況で固定資産税そのものの負担感が増しています。国も道も市も増税と負担増だけはしないでほしいというのが市民の願いではないでしょうか。

以上の理由から賛成できません。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第７号を起立により採決いたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第７号は可決されました。

お諮りいたします。この辺で昼食休憩に入りたいと思います。再開は午後１時といたします。

休憩 午後 ０時０３分

再開 午後 １時００分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第１２ 議案第８号 滝川市公民館条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第１２、議案第８号 滝川市公民館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました議案第８号 滝川市公民館条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

改正の内容ですが、一つには使用料を現行基本料金を３時間として設定しておりますが、これを１時間当たりの料金に改正いたしまして、利用時間に応じた料金の支払いとしたい、また利用の促進を図りたいとするものでございます。

二つ目には、中央公民館花月町分館を平成１８年２月以降に取り壊しを行うことから、使用料の規定を削除したいとするものであります。

議案第８号参考資料、新旧対照表でご説明をいたしますので、お開きを願いたいと思います。第１条関係ですが、第６条第３号、第４号の改正につきましては、児童館活動をしている場合の使用料等の制限について条文整理するものでございます。

別表第1、公民館使用料は、1時間当たりの料金に改めるものであります。

4ページ目ですけれども、第2条関係ですが、第2条の3、第3条、別表第1、公民館使用料につきましては、滝川市中央公民館花月町分館を平成18年2月以降に取り壊しをすることから、改正するものでございます。

附則でございますが、平成18年1月1日から施行したいとするものでございますが、第2条の規定につきましては規則で定める日から施行したいとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。本間議員。

○本間議員 それでは、この議案だけにかかわらず次からの議案にも若干かわる部分になりますが、1点につきまして質疑させていただきます。

今回1時間に改定するということは、市民活動をやりやすくするという意味では大変いいことではないかなというふうに本当に評価しています。ただ、利用料金の問題であった3時間という範囲ということと、実はもう一点の問題点があったように思われますのは、暖房料金につきましてでございます。例えば市民活動を行うときに会費を集めたり月謝を集めたりいろいろしてやりますときに、通年フラットで集めるわけですが、金額変わらず。そうしたときに、冬期間の暖房料金というのが非常に、これは負担というよりもやりにくいという印象を物すごく受けるということになるようでございます。実は、「く・る・る」というこうしたものに近いものも運営させていただいている関係上、「く・る・る」につきましては通年一緒だということで、かなりそういうご意見をいただくことがございます。今回の改定につきましての中で、このことを今々直しましょうということを言っているわけではございませんが、今後のためにお答えをいただいておりますけれども、暖房料金についての改定を、今いいタイミングだったのですけれども、この改定をするときに暖房料金に対する議論というのはどの程度行われていたのかと、どういう内容であったかということについてお答えいただきたいと思います。

○議長 教育部長。

○教育部長 今回の使用料の改定でございますけれども、実は17年4月8日から月末まででございますけれども、利用者の方にアンケートをいたしました。このときにお使いいただいた方に、総合福祉センター、働く婦人の家、中央公民館、こういったものについて利用時間の設定だとか何かはどうであろうかということでございます。アンケートの中身といたしましては、使用料の時間区分について、それ以外のことについて何かご意見があればということでお聞きをいたしました。その中では、実は3時間単位がよいということが16件で全体の64パーセント、あと1時間、2時間というのは5件、3件というふうにございました。そのようなこともございまして、私どもとしては今回は時間単位のところに力点を置いてやったというようなことでございます。ただ、一部の意見といたしましては、私ども暖房料というのがございまして、11月から4月の末まで取るようになってございますけれども、4月の暖房費はどうかというご意見もあったことは確かでございます。ただ、全体として見た場合に、今本間議員さんからお話のありました内容のところまで触れた

ものがなかったものですから、私どもとしてもそこまで考えは及ばなかったのかなというふうに思っています。今後とも皆さんに利用していただくわけですから、利用のしやすいように今後とも動向を見ながら検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○本間議員 結構です。

○議長 長 本間議員の質疑は終わります。

ほかにありますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は可決されました。

◎日程第13 議案第9号 滝川市児童館条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第13、議案第9号 滝川市児童館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました議案第9号 滝川市児童館条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

改正の内容でございますが、一つには使用料を現行基本料金を3時間と設定していますが、これを1時間当たりの料金に改正し、利用時間に応じた料金支払いといたしまして利用の促進を図りたいとするものでございます。

二つ目には、花月地区の児童センターの体育室、これがございますけれども、これを取り壊したことから、この部分を削除したいというものでございます。

参考資料、新旧対照表でご説明をさせていただきます。別表第2につきましては、1時間当たりの料金に改めるものでございます。

次の2ページ目でございますけれども、別表第3、これは体育室の使用料を規定したのですが、花月地区児童センター体育室を削除するものでございます。

附則でございますが、平成18年1月1日から施行したいとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は可決されました。

◎日程第14 議案第10号 滝川市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第14、議案第10号 滝川市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました議案第10号 滝川市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

改正の内容ですが、一つには、使用料は現行基本料金を3時間と設定しておりますが、これを1時間当たりの料金に改正し、利用時間に応じた料金の支払いとし、利用の促進を図りたいとするものであります。

二つ目には、軽運動室を会議室として使用料を設定しておりますが、利用が少ないことから、使用していない時間帯には卓球などの運動に使用できるようにしたいとするものでございます。

議案第10号参考資料、新旧対照表でご説明をいたしますので、お開きを願います。別表第1ですが、勤労青少年ホーム使用料は1時間当たりの料金に改めるものでございます。

2ページ目ですけれども、別表第3、勤労青少年ホーム体育館使用料、これは個人使用でござい
ますが、これに軽運動室を加えたいとするものでございます。

附則でございしますが、平成18年1月1日から施行したいとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は可決されました。

◎日程第15 議案第11号 滝川市働く婦人の家条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第15、議案第11号 滝川市働く婦人の家条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました議案第11号 滝川市働く婦人の家条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

改正の内容ですが、使用料は現行基本料金を3時間と設定しておりますが、これを1時間当たりの料金に改正し、利用時間に応じた料金支払いとし、利用の促進を図りたいとするものでございます。

附則でございますが、平成18年1月1日から施行したいとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第１１号は可決されました。

◎日程第１６ 議案第１２号 滝川市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

○議長 日程第１６、議案第１２号 滝川市総合福祉センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました議案第１２号 滝川市総合福祉センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

改正の内容ですが、使用料は現行基本料金を３時間として設定しておりますが、これを１時間当たりの料金に改正し、利用時間に応じた料金支払いとし、利用の促進を図りたいとするものであります。

附則でございますが、平成１８年１月１日から施行したいとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第１２号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第１２号は可決されました。

◎日程第１７ 議案第１３号 滝川市農業振興条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第１７、議案第１３号 滝川市農業振興条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました議案第１３号 滝川市農業振興条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、本市の農業振興における課題の一つであります高齢化、担い手不足に対応するための行政施策として、新規就農者、農業後継者への支援体制の整備を行い、新たな担い手を確保するため、滝川市農業振興条例に新規就農者、農業後継者に対しての育成確保を明

記し、支援体制の強化を図ることを目的に改正するものであります。

以下、次ページ、参考資料の新旧対照表によりご説明させていただきます。まず、第3条中第3号までは文言の整理であります。

第4号中、現行の「及び農業後継者」を削り、同条第5号に、新たに農業を営み、又は新たに農業に従事しようとする新規就農者及び農業後継者の育成確保を図ることの1号を追加し、現行の第5号を文言整理し、第6号とするものであります。

第8条第1項につきましては文言整理であり、同項第6号には新規就農者及び農業後継者の育成確保の1号を新たに追加するものであり、現行の第6号を第7号に、第7号を第8号に、第8号を第9号に改めるものであります。

同項第9号及び同条第2項の部分については、文言整理であります。

なお、附則につきましては、この条例は、平成18年1月1日から施行したいとするものでございます。

以上、議案第13号 滝川市農業振興条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は可決されました。

◎日程第18 議案第14号 滝川ふれ愛の里条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第18、議案第14号 滝川ふれ愛の里条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました議案第14号 滝川ふれ愛の里条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の一部改正は、ことし3月で製造中止となりました地ビール製造施設の有効活用を図ること

を目的に、滝川ふれ愛の里地ビール製造施設の管理を指定管理者に行わせるため、改正するものがあります。

以下、参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。まず、第3条は、地ビール製造施設のみ指定管理者に管理させるため、食と健康の養生館から分離させ、新たに地ビール製造施設を1号加えたものであります。

第4条は、見出しの「職員」を「管理の代行等」に改め、同条第1項「ふれ愛の里に管理者その他必要な職員を置くことができる」の条文を指定管理者の導入により「市長は、その設置の目的を効果的に達成するため地方自治法第244条の2第3項の規定により、ふれ愛の里の管理を指定管理者に行わせるものとする」と改めるものであり、第2項については業務の内容を新たに追加するものであります。

第5条につきましては、文言の整理であります。

第6条は利用期間を定めたものであり、改正内容は見出しの「管理の委託」を「利用期間等」に改め、ふれ愛の里の施設の利用期間及び利用時間は、指定管理者が定めるとし、第2項の指定管理者は、前項の規定による決定をし、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならないとの条文を追加するものであります。

2ページでございますけれども、第7条及び第8条の改正は、「市長」を「指定管理者」に改め、その他の改正については文言の整理であります。

第9条及び第10条につきましては、同様の文言整理であります。

第11条から第14条までは利用料金について定めたものであり、第15条は利用許可の取り消し等を定めたものでございます。

4ページでございますけれども、第16条及び第17条につきましても同様の文言整理であります。

第18条は、市長による管理として新たに設けた条項でございます。内容については、第4条第1項の規定にかかわらず、市長は、やむを得ない事情があると認められるときは、ふれ愛の里の管理を行うことができると規定するものであります。

なお、附則につきましては、この条例は、平成18年1月1日から施行したいとするものでございます。

以上、ふれ愛の里条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。
これより議案第14号を採決いたします。
本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。
よって、議案第14号は可決されました。

◎日程第19 議案第15号 滝川市下水道条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第19、議案第15号 滝川市下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設水道部参事。

○建設水道部参事 ただいま上程されました議案第15号 滝川市下水道条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

改正の内容は、下水道法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、改正をしたいとするものであります。

次のページをお開きを願いたいと思います。新旧対照表で説明させていただきますが、現行第31条関係でございますが、この2項で下水道法施行令第9条の9第2項と記載をされておりますが、この部分が施行令で新たに2号追加になりましたから11というふうに変わりましたので、改正後、下水道法施行令第9条の11第2項というふうに改正をしたいとするものでございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長 長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。
これより議案第15号を採決いたします。
本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。
よって、議案第15号は可決されました。

◎日程第２０ 議案第１６号 滝川市病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第２０、議案第１６号 滝川市病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。病院事務部長。

○病院事務部長 議案第１６号 滝川市病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

けがや病気などで保険金等を請求する場合、医師の診断書を添付するのが一般的でございます。この場合、本条例によりまして文書料として５，０００円の手数料をいただいているところでございますけれども、まれに本人の同意を得た上で保険会社等が直接医師と病状等について話をしたいということがございますが、今までは条例に規定がないということから無料としてございました。しかし、診断書の発行などとのバランスを考え、今回医師面談料として１回につき５，０００円というものをこの手数料に加えたいとするものでございます。

なお、附則によりまして施行を平成１８年１月１日からしたいとするものでございます。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第１６号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第１６号は可決されました。

◎日程第２１ 議案第１７号 空知教育研修センター組合を組織する地方公共団体の数の減少及びその共同処理する事務の変更並びに空知教育研修センター組合規約の変更について

○議長 長 日程第２１、議案第１７号 空知教育研修センター組合を組織する地方公共団体の数の減少及びその共同処理する事務の変更並びに空知教育研修センター組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました議案第17号 空知教育研修センター組合を組織する地方公共団体の数の減少及びその共同処理する事務の変更並びに空知教育研修センター組合規約の変更についてご説明を申し上げます。

改正の内容でございますが、一つには、岩見沢市、北村、栗沢町の合併についてであります。平成18年3月27日から北村及び栗沢町を廃し、その区域を岩見沢市に編入する旨、平成17年7月8日付で北海道知事の決定がございました。このことから、平成18年3月26日付で北村及び栗沢町が組合から脱退することとなり、組合を組織する地方公共団体の数が減少となるものでございます。

二つ目には、空知教育研修センター組合事業の拡充でございます。空知管内の教育の充実、発展を目指した研修、研究活動を構築するため、現在の研修事業に研究事業を加えたいとするものでございます。研修と研究を一元化することにより、研修に課題研究等の成果を取り入れることができること、研究活動に個々の教職員の研修の成果をフィードバックすることができること、事務の効率化を図ることができるなどの効果があるものでございます。また、夕張市は現在研修部門には加入しておりますが、研究部門には教育研究所を有していることから未加入となっておりますが、教育研究所を平成18年3月31日をもって閉鎖することから、平成18年4月1日から空知教育研修センターへ加入したい旨、平成17年10月6日、文書をもって申し出がありましたので、組合への加入を認めたいとするものでございます。

議案第17号参考資料、新旧対照表でご説明をいたしますので、お開きを願いたいと思います。第1条関係ですが、規約名を空知教育研修センター組合規約に改めたいとするものでございます。

第1条ですが、研究事業に係る文言の追加と整理をするものでございます。

第2条ですが、名称を変更するものでございます。

第3条でございますが、北村、栗沢町を削除し、文言整理するものでございます。

第4条でございますが、文言整理でございます。

第5条は、事務所の位置を現在地に改めたいとするものでございます。

第6条第1項ですが、議員の定数を25人に変更するものでございます。

第2項につきましては、次のページでございますが、文言整理でございます。

第7条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条は、文言整理でございます。

それから、3ページ目ですが、第2条関係ですが、第4条といたしまして、共同処理をする事務に研究事業を加え、条文を整理するものでございます。

第6条の2ですが、組合議員の任期について文言を整理しているものでございます。

次のページ、第8条でございますが、研究事業に係る議決方法の特例を定めたものでございます。

第15条第1項は文言整理、第2項につきましては研究事業に係る経費負担割合を加え、条文を整理したものでございます。

附則でございますが、規約中第1条の規定につきましては平成18年3月27日から、第2条の

規定につきましては同年４月１日から施行したいとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第１７号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第１７号は可決されました。

◎日程第２ 議案第１８号 水道事業統合等調査特別委員会の設置について

選任第 １号 水道事業統合等調査特別委員会の委員並びに委員長及び副
委員長の選任について

○議 長 日程第２、議案第１８号 水道事業統合等調査特別委員会の設置について、選任第
１号 水道事業統合等調査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についての２件を一
括議題といたします。

お諮りいたします。本件については、議会運営委員会の方々の提案にかかわるものでありますの
で、この場合説明、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決したいと思います。これに異議ありませ
んか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略して一括採決いたします。

本件をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第１８号及び選任第１号の２件は、いずれも可決されました。

◎日程第３ 諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議 長 日程第３、諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 ただいま上程されました人権擁護委員候補者の推薦について、諮問事由のご説明を申し上げます。

滝川市に置かれております人権擁護委員、工藤淑江氏が平成18年3月31日で任期満了となりますことから、後任候補者として引き続き同氏を推薦したいというふうに考えております。

したがいまして、人権擁護員法第6条第3項の規定により意見を求めるものでございます。

工藤淑江氏の略歴書については、別途配付のとおりでございますので、ご参考にさせていただきたいというふうに思います。

よろしくご承認をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

本案については可と答申することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は可と答申することと決しました。

◎休会の件について

○議長 長 お諮りいたします。

議事の都合により、12月7日から12月12日までの6日間休会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、12月7日から12月12日までの6日間休会することと決しました。

◎散会宣告

○議長 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時36分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成17年第4回滝川市議会定例会（第8日目）

平成17年12月13日（火）

午前10時00分 開 議

午後 4時16分 延 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（21名）

1 番	山 腰 修 司 君	2 番	三 上 裕 久 君
3 番	久 保 幹 雄 君	4 番	大 谷 久美子 君
5 番	石 田 昇 君	7 番	渡 辺 精 郎 君
8 番	清 水 雅 人 君	9 番	本 間 保 昭 君
10 番	大 累 泰 幸 君	11 番	田 中 敏 男 君
12 番	堀 田 建 司 君	13 番	谷 口 昭 君
14 番	山 木 昇 君	15 番	酒 井 隆 裕 君
16 番	窪之内 美知代 君	17 番	中 田 翼 君
18 番	田 村 勇 君	19 番	藪 内 英 之 君
20 番	井 上 正 雄 君	21 番	水 口 典 一 君
22 番	坂 下 薫 君		

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	助 役	深 村 完 市 君
収 入 役	門 山 伸 夫 君	教 育 長	安 西 輝 恭 君
監 査 委 員	八 幡 吉 宣 君	総 務 部 長	末 松 静 夫 君
市民生活部長	大 竹 敏 章 君	保 健 福 祉 部 長	松 井 雅 昭 君
経 済 部 長	中 嶋 康 雄 君	経 済 部 参 事	江 上 充 明 君
建設水道部長	池 田 隆 君	建設水道部参事	木 下 善 雄 君
教 育 部 長	辰 巳 信 男 君	監 査 事 務 局 長	谷 田 部 篤 君
病院事務部長	東 照 明 君	秘 書 課 長	若 山 重 樹 君
総 務 課 長	高 橋 賢 司 君	企 画 課 長	舘 敏 弘 君
財 政 課 長	西 村 孝 君		

○本会議事務従事者

事務局長 林 弘 君
主 査 中 川 祐 介 君

事務局次長 飯 沼 清 孝 君
主 査 鈴 木 靖 子 君

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 ただいまの出席議員数は21名、全員であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において田中議員、堀田議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長 日程第2、これより一般質問を行います。配付いたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。

なお、質問は、一問一答方式で30分以内の持ち時間制により質問席において行っていただくことになっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。

田中議員の発言を許します。田中議員。

○田中議員 おはようございます。傍聴の皆さん、早朝からご苦労さまでございます。新政会の田中敏男でございます。緊張さみでございますけれども、通告質問順に申し上げますので、市長、教育長、よろしくご回答のほどお願い申し上げます。

◎1、市長の基本姿勢

1、次期への意欲について

2、平成18年度の予算編成方針の考え方について

1点目、市長の基本姿勢であります。次期への意欲についてお尋ねいたします。田村市長が当選して2年8カ月を過ぎようとしております。この2年間を振り返って、大変厳しい予算編成の中で予算執行、合併離脱など、大変ご苦労が多々あったかと思えます。次期も田村市長、職員等が心を一つにして、人の輝くまちづくりのために市民にリーダーシップを発揮していただき、頑張りたいことから、現在の市長の心中をお伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 おはようございます。いよいよ本格的な冬の到来ということでもあります。昨今さまざまな事件が新聞を賑わして、憂慮にたえないところでもありますけれども、しかし私は市民の皆さんとともに元気を出してまちづくりに励まなくてはいけないというふうに思っているところでもあります。時のたつのは早いものだというふうにただいまの田中議員さんのご質問に実感をしているところでもあります。しかしながら、滝川市を取り巻く課題は極めて多い、したがって私は職員とともに市民の皆さん方の理解、協力をいただきながら、わき目も振らずに今抱えている課題に最善の努力を傾注することが今私に課せられた一番大切なことだというふうに認識をしているところであ

ります。

以上をもって答弁とさせていただきます。

○議 長 田中議員。

○田中議員 ということは、若干意欲があるということにとらえていいのですか。そういう気持ちで受けとめますので、ぜひ健康に留意して、私たちも同じような歩みをするわけでありますけれども、ぜひ前向きに考えていただきたいと、よろしく願いをしたいと思います。

では、2点目に入らせていただきます。平成18年度の予算編成の考え方についてお尋ねいたします。18年度の予算編成については、三位一体改革により交付税、補助金等の削減によって歳入では7億3,000万収支不足が見込まれるということで先般報道関係に報じられておりました。市としては、対策として固定資産税の税率改正や回収率向上を見込んだ2億の歳入増、1億の赤字補てん債の発行、2億の基金繰り入れ、退職者不補充や他会計繰出金の調整、特定事業あるいは事務事業の削減、人件費の縮減、街灯や私立幼稚園などの補助金の見直しなど歳出の削減で収支の不足に対応し、いずれにしても最低限の取り組みをしたいと、将来にわたって財政健全化のためにも18年度の予算は厳しいものになると、市長はそうように報じられておりました。既成の概念を取り壊してでもどのような事業に予算をつけていくのか、市長の基本的な収支の予算の配分の概略のお考えをお伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 誤解があってはいけませんので、さきの答弁に補足をいたしますけれども、私はわき見をしている余裕はないと、今任期においてやらなくてはいけないことに最善を尽くしてやるだけだと、それ以上の考え方は実は持っておりません。

平成18年度の予算編成方針の考え方についてのご質問でございます。平成18年度におきましても引き続き内なる改革の継続というのをしなくてはいけないというふうに思います。したがって、組織機構のあり方、職員の能力開発、人件費の抑制、特に350人体制のあり方、そしてまた各会計の健全化、そういうものに内なる改革を引き続き継続をして財政の健全性を取り戻す、そういうことを18年度もやらなくてはいけないというふうに思いますのと、あわせて第三セクターに健全性を取り戻すということもやらなくてはなりません。一方では、収入増対策というものも行わなくてはいいませんが、そのために収納率の改善、市有財産の売却、あるいは既に取り組んでおります有料広告の拡大、そういう面での直接的な収入増対策というものを引き続き力を入れてやっていくつもりであります。一方、先に内なる改革を実行いたしました。外なる改革も市民の皆さん方のご理解、ご協力をいただきながら、引き続き積み残しの部分については進めていく考え方あります。補助金について継続的課題となっているところについては、市民のご理解をいただきながら改革を進める考え方あります。一方、施設運営の計画的見直しということも着実にやらなくてはいけないというふうに思います。

しかし、ご質問のございましたように滝川市が特色のある個性的なまちづくりということにも力を入れなくてはいけないというふうに思いますし、これまでの布石の中で少しずつ可能性が見えてきたというふうに思っております。それは、一つには中心市街地活性化、あるいは農業振興対策と

いった産業の活性化対策ということにはやはり力を入れなくてはいけない。さらに、少子化の時代であります。そういう中であって、子供が優しくたくましく育つ環境づくりということには引き続き力を入れる必要があるというふうに思います。高齢社会がやってくるわけであります。国としても健康寿命８０歳というビジョンを打ち出しました。滝川は健康都市であります。そういうものを標榜している以上は、健康寿命８０歳のまちということについてもまた力を入れる必要があるというふうに思います。滝川は、比較的コンパクトなまちであります。しかし、人口減少社会でもあります。この滝川が従来持っていたコンパクトなまちのよさというのをさらに特徴づける、そういう長期戦略を考えなくてはならないと。直ちに、これは何十年かかかって拡大してきたまちでありますから、直ちにということにはなりませんけれども、長期的戦略の中で進めていく方向性というものを議論する段階だというふうに思っております。さらに、顔の見えるまちづくりという意味で、さまざまなプロジェクトの可能性というものについても判断できる状況が少しずつ出てきつつあるというふうに思います。したがって、顔の見える滝川のためのプロジェクト推進ということにも一層力を入れていかなくてはならないと。１８年度は、長期的な戦略の中にそういったさまざまな課題を解決できる着実な歩みができる、そういうような予算編成に意を用いていきたいというふうに思っております。

○議長 長 田中議員。

○田中議員 大変厳しい予算の中で全体を配分していくということはなかなか厳しいかなと思えますけれども、特に福祉の面、あるいは子供たちにかかわる面、あるいは地域の負担増になる街灯等、十分目配り、気配りをしていただきながら予算の配分をしていただくようお願い申し上げまして、次の問題に入らせていただきます。

◎２、商工振興

１、ポスフル出店計画の進捗状況について

商工振興であります。ポスフル出店計画の進捗状況についてであります。國學院短期大学の大学用地の件で６月の第２回定例議会で私が申し上げましたけれども、その後市長はまちづくり懇談会、あるいは市民の声等々、商工会議所、各商店街の組合等の陳情を含めて、各関係機関との協議を重ねてきたと思います。市長は、そのときに総合的な分析判断と慎重に検討することが大事だということで答えていただきました。その後ポスフルから滝川市、商工会議所あるいは大学等に再協力の要請と話し合いがされた経過があるかどうかお尋ねいたします。市長にお伺いいたします。

○議長 長 市長。

○市長 その後ポスフルから滝川市役所に対して具体的な行動はございません。ポスフルは、学校法人國學院大学と接触を持っているというふうに仄聞はいたしております。その後國學院大学がどういう具体的な折衝内容でいらっしゃるのかと、判断をなさったのかならないのかと、そういうことについては私として情報を聞き得る段階にございません。

○議長 長 田中議員。

○田中議員 ちまたでは、あの周辺の農家にも来ているようでありますし、地域の方もどうなのか

なということでよく尋ねられます。市が寄贈したわけですから、学校の所有財産でありますからあれですが、市民も大変興味を持っていますし、また心配している商店街等もありますけれども、今後の進みぐあいを見ながら、また情報を提供していただきたいなど、このように思います。

◎ 3、教育行政

- 1、スクールバスの民間委託について
- 2、児童館・児童センターの見直し（統廃合）について
- 3、文化センター、総合福祉センターほか5館の料金区分改定について
- 4、小学校・中学校の老朽化に伴う修繕費の予算化について

次に、教育行政に入らせていただきます。スクールバスの民間委託についてお尋ねをいたします。9月の3定におきましてもスクールバスの民間委託について教育長に検討すると前向きな答弁をいただきましたが、その後どのような結果で進めているのか、その内容、努力されているのか、その進捗状況をお尋ねいたします。市長もできる限り民間でできるものは民間に落としたいということでもありますから、いろいろとまだ民間に移譲するものがたくさんありますけれども、こういうものについては経費的にどのぐらいになるかわかりませんが、民間の方が安いということははっきりしておりますので、そういうことを含めて今までの内容、努力されていたのか、進捗状況をお尋ねいたします。教育長にお願いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 それでは、田中議員の方からスクールバスの民間委託についてのご質問でございますので、お答えさせていただきます。

民間委託に転換する場合に、検討項目といたしまして次のような項目について検討をしているところでございます。まず、第1点目でございますが、現行経費と比較して、委託した場合経費節減につながるかどうかでございます。このことにつきましては、通学に係る運転拘束時間と体験学習などの教育活動に係る運転拘束時間の合計が年間どの程度見込まれるか、また車両維持経費が来年度以降どの程度見込まれるかなどを現在調査研究しているところでございます。2点目といたしましては、学校等の教育活動の利用が十分に確保されるかどうかということでございます。このことにつきましては、現行教育委員会はバス運転手、嘱託職員を常勤4名、代替1名の5名体制で実施しております。委託を受ける業者が4台のスクールバスを運行するための要員を常駐で確保し、学校等の教育活動に対応が可能であるとともに、平時や急な送迎に対応することが可能であるかどうか、こういったことについて現在検討しているところでございます。3点目でございますが、現行の嘱託職員は運転手としての職務を遂行するとともに、学校に勤務する職員として児童生徒のコミュニケーションやバス車内での一定の秩序やマナー、こういったことを積極的に指導もしていただいております。これらのことが委託化となった場合に継続できるかどうか、こういったことについても現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○議 長 田中議員。

○田中議員 十分検討していただきまして、前向きによりしくお願いしたいと思います。

次に、私もタグ計画をずっと見ていたのですが、この大事な部分が計画の中に入っていないかったということでもありますけれども、大した問題ではないのですけれども、これは意識的ではないと思うのですが、スクールバスですから、生徒の絡みで直営でやらぬとならぬかなということで計画の中に織り込まなかったのかなというような気もいたしますけれども、その辺実態がわかればお願いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 タグ計画との関連でのご質問でございますが、タグ計画は滝川市が自立をする筋道といたしまして、先ほど市長さんも申し上げましたが、内なる改革と外なる改革、この推進を掲げて、現在具体的にその推進を図っているところでございます。特にタグ計画の中では、緊急アクションプラン、これを17、18年度の2カ年で取り組むことにしており、内なる改革を15項目にわたって打ち出しており、民間委託の推進はその中の一つであると、このように考えております。スクールバスの民間委託につきましては、これらの内なる改革の項目に取り上げてはおりませんけれども、民にできることは民という市全体の考え方を十分認識して取り組む必要があると、このように考えているところでございます。

○議 長 田中議員。

○田中議員 次に、厳しいだけに早期に民間委託を実施すべきだと考えます。経費節減すべきと考えますし、今教育長さんから前半お話ありましたようにそういうものがクリアできるとしたら、早期ですから、どの時期からということで、もしお考えがあればお答えいただければと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 ただいま申し上げました検討内容、これを分析、整理いたしまして、民間委託化により経費節減、これに効果があり、かつさまざまな教育活動が円滑に進められると、このように判断できましたときには、財政的な精査も加えながら、来年度の実施を念頭に置きつつ取り進めていく考えであります。

以上でございます。

○議 長 田中議員。

○田中議員 次に、2番目の児童館、児童センターの見直し、統廃合についてお尋ねいたします。各児童館、地域にございますけれども、長い歴史の中で、その施設の機能、役割について地域に理解を得られると認識をしていると存じますが、タグ計画による現在の11館の児童館、児童センターを統廃合含めて教育長さんは年度内にまた検討するという事で前回答弁をいただきました。その結果どのような内容で努力されたのか。私は、地域性を考慮して、前回9館が望ましいのではなかと申し上げたのですが、これはあくまでも私としての参考で申し上げたわけでありまして、妥協してもいいのですが、私は11館が今現在あるわけでありますから、地域の児童館の健康増進と豊かな情操を育成するためにも、遊びと触れ合いを通した活動の推進が必要と考えますが、現在検討された結果、どのように教育長さんとしてお考えをお持ちなのかお伺いをいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 児童館でございますけれども、これは今議員さんがご指摘のとおり、いろんな目的を持って行われていると。健全な遊びとか心身の健康とか、あるいは体位、体力等々、いろんな目標を持って進めておりますし、ご案内のように37年3月に開館いたしまして、もう43年の長い経過を経ていると、こういったことでございまして、今後とも子供の居場所とか活動の場として有効に活用していきたいと、このように考えております。今見直しを図っておりますけれども、先ほど申し上げましたように機能あるいは役割、これは十分認識をしておりますけれども、社会も今大きく変わりつつあります。そういった中で、やはり身の丈に合った運営、こういったことも必要でございますので、関係者の方々のご意見を十分賜りながら進めていきたい、あるいは言っているところでございます。特にタッグ計画による児童館の統廃合につきましては、児童館の地域の必要性、過去の統廃合の経過、児童館の位置とか施設の状況、あるいは利用性、こういったことを十分検討し、さらに検討し、年内には一定の方向を示していきたい、このように考えているところでございます。

○議 長 田中議員。

○田中議員 よろしくお願いを申し上げます。

では、3番目に、文化センター、総合福祉センターほか5館の料金区分の改定についてでございます。1点目、このたびの料金区分改定、先般の議会で決定をさせていただきましたけれども、市民の皆さんの利用しやすい利用体系にさせていただいたこと、市民にかわりまして心から感謝を申し上げます。私の通告した中で、昨年市長は、12月の4定で総合福祉センターと各使用料の見直しを願いたいというようなことで、若干時間はかかりましたけれども、今回教育委員会として12月の議会で条例改正をしていただきました。大変時間がかかったなという気がいたしますが、検討に検討を重ねたのかなということですが、決めていただきましたから今さら言うことないのですが、その辺はお尋ねしませんけれども、かかったなりに利用しやすい時間体系にさせていただきましたし、これから多くの市民の方がそれらに合った時間の中での申し込み、利用、活用を促進されるかと思っておりますので、これについてはお尋ねませんが、まずお礼を申し上げたいと思います。

二つ目に、文化センターの料金区分の改定が同時に検討されていくというようなことだったように私は思っていたのですが、このたびの総務文教に報告がなかったわけはどうかかなと。現在の大ホール、既存1,101の席と、例えば中ホールといたしますとあの通路から712を二つにというようなことでも検討していただきたいということでしたわけですが、この区分改定が今回出なかったわけですが、これもぜひ早期に実現に向けて、市民が利用しやすい、各団体等が利用しやすい体系にぜひしていただきたいと、このように考えています。現在その中で、文化センターあるいは社会教育施設等で料金の減免規定が整理されて、多分市主催以外は減免にならないと、共催でもないというようなことになっているのか。小中学校の教育活動等々について利用する場合でも減免扱いの対象になっていないのでないかということだと思うわけですが、今申し上げた前半含めて教育長さんにお伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 文化センターについてのご質問でございますけれども、大ホールの料金区分改定につ

きましては、これは市民にとって利用しやすい、あるいは文化センターとして市民サービス、行政サービスをいかに行っていくかと、こういった面で今検討しているのです。検討してきましたし、現在も検討しているということでございます。しかし、費用対効果を考えますとさまざまな課題が出てくると。例えば7割使った場合費用はどうするかというようなことも多角的に検討しておりますけれども、いろんな課題がありますことから、今回現行の使用料を改定するまでには至らなかったと、こういうことでございます。今後につきましてでございますけれども、文化センター大ホールを利用される方や市内関係団体、こういった方とさまざまな意見交換をしたい、あるいは懇談を持ちながら十分ご意向を賜りたい。そして、その中で今後使用回数とか利用頻度数、こういったことを予想していきたいと、このように考えております。こんなことをしながら、その方向性を探っていきたいと、このように考えています。これらの分析あるいは資料収集を進めながら、市民サービスの観点と費用対効果と、これをバランスを考えながら一定の結論を見出していきたいと、このように考えております。

次に、義務教育活動等についてのご質問でございますけれども、あくまでも市、教育委員会が市民のためになるというような事業、あるいは義務教育でどうしても学校の教育計画に必要だと、そういったものにつきましては滝川市、滝川市教育委員会主催として、そして免除という形でやらせていただいていると、そういうのが実態でございます。

以上でございます。

○議 長 田中議員。

○田中議員 三つ目でありますけれども、今前半申し上げました各施設のPRについてお尋ねをいたします。公共施設あるいは社会教育施設の利用促進を図るために、このたびの改定を含めて市民の皆さんに、広報たきかわを含め各報道機関へのPR等により利用促進、拡大を図ると、これが一番大切ではなかろうかなと。せっかく改正しても、その後どのようにになっているのかなと。高いからよそへ抜けていったり、やめたというところもたくさんあるわけで、またその人方が復活してくるということもできるわけでありますので、できる限り多くの市民の方にPRをして、利用促進の拡大をどのように考えているのか、教育長にお尋ねいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 ただいまご指摘のように、施設を使う場合にその趣旨、内容、方法等について大いにPRしていく、あるいは啓発していく、説明していくというのはご指摘のとおり極めて大切なことでございます。現在今回の改定等については、広報たきかわあるいはホームページ、こういったことで周知し、徹底をしていきたいと思っておりますし、さらに今後各施設にこの内容を掲示したいと、そのように思っておりますし、利用団体の方々に個別に周知を図ってきたいと、このように考えておまして、ぜひ大いに使っていただきたいと、このようなことを広めていきたい、このように考えております。

○議 長 田中議員。

○田中議員 どうぞそういうことでPRの方をよろしくお願い申し上げます。

最後になりますけれども、小学校、中学校の老朽化に伴う修繕費の予算化についてであります。

これは、市長も含めてお聞きいただきたいと思うのですが、財政当局も含めて。このたび東小、三小、江陵、開西、明苑ということで2回にわたって総務文教で視察をさせていただきました。5月と11月であります。総務文教の中田委員長のインタビュー、新聞等にも載っておりますように、私も含めてそうですが、初めての学校視察の感想。大規模改修の必要を痛感ということで大きく見出しが載っておりましたし、私としてもそう思いました。しかし、大変厳しい中でありますから、せめて現状の中での老化の進み、そして改修の要望が緊急性の箇所、危険性を含めて多数の件数がことし回った5校の中でありました。子供たちが環境のいい場所で学ぶことが理想なわけですが、北海道でも先駆けて、耐火構造は当時は滝川が北海道で1番でありましたけれども、当然年数がたつたびに古くなって、今子供たちはそういう中で勉学に、あるいはスポーツ、文化活動に撒しているわけであります。私は、少子化に伴う、タッグ計画にもありますが、学校統廃合も視野に入れながら順次教育施設環境整備の充実を図っていくべきだと、こう考えております。大変厳しい中でありますけれども、年次的に修繕の予算化の配慮をすべきだと考えます。市長、そして財政当局の担当職員の皆さん、ぜひ学校現場を直接見て、教育委員会が言っているのが、私が言っているのがこんなにひどいのだということを現場を直接見ていただきたいなという気持ちであります。

例えば三小と明苑を比較したときに、三小が何年か古いのです。体育館、廊下、昔はフローリングも白かったのでしょうかけれども、真っ黒な中でびかびかに環境整備している。大変胸を打たれました。古いけれども、そこは学校の管理者の方が熱心なのかPTAが熱心なのかわかりませんが、PTA、学校、子供たちがこぞって自分たちの使っている教室、体育館含めてきれいにしている。そういう日常の心がけを指導されているのかな、あるいは伝統を引き継いでいるのかなということで、大変感動してきた部分もありますし、逆に環境の整備が悪いところもたくさんありましたが、申し上げたらすぐ教育長さんもその学校に行って指導していただいておりますが、修理の箇所、危険性がたくさんあるところをぜひ1回見ていただきたい。特に音楽室なんかは非常に傷んでおりますし、滝川のレベルは音楽あるいは文化についてもスポーツにおいても、中学校、小学校も結構高いレベルで全道大会、全国に行っているわけです。あの汚い中で子供たちが一生懸命やって、その成果をぜひ見て、修繕費をつけていただきたいというのが私の心境であります。そういう意味でこの点について教育長さんにご答弁をいただきたいと思うのですが、私から一つ提言申し上げて、それで終わりますが、学校の校内外問わず、自分たちが使っている学校でありますから、環境整備、全校で定期的に校舎の美化清掃運動をするとか、こういうものを小学校、中学校で実施する、そういう提言をしておきますが、前半申し上げたこと、教育長さんの方からご答弁いただければと思います。

それから、もう一つ、大きい工事は別ですけれども、ことしあたり500万ぐらいの執行の中で整理をしたと言うのですが、1カ所に50万かかっても10カ所で500万かかります。とてもそんなもので1カ所済まないわけです。ですから、そういう意味で原材料を支給して、できるものを子供たちあるいは教員、業務主事さんができるもので、現物支給もしているようでありますけれども、そういうことを含めて教育長さんに答弁をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 学校施設の整備、改修についてのご質問でございますけれども、施設の老朽化あるいは破損の状況、これを勘案いたしまして、教育委員会といたしましては次の２点を重点として取り組んでまいりました。１点目は、児童生徒の安全の確保、これは何といたっても第一でございますから、これについては緊急にしなければいけないと、そういうことでございますし、もう一点はまだ使えるものは可能な限り使用していくと、こういう観点もまた大事にしていかなければいけない、あるいは児童生徒に物を大事にするということも必要でございますから、この二つの観点で基本的に進めてきているところでございます。整備、改修につきましては、教育委員会といたしましては全体の現状を把握し、あるいは学校からも要請、要望が上がってまいります。そういったことを勘案し、今までも申し上げましたが、緊急度、危険度、重要度、こういったことを考えながら、再度現場を確認して優先順位を決めて進めていると、これが実態でございますし、あるいは緊急の場合は補正予算を上げさせていただいて取り組んでいるのが実態でございます。平成１５年度以降の主なものといたしましては、江陵中学校の床改修工事、江部乙小学校、明苑中学校の屋根塗装、東栄小学校の学校教室、体育館改修工事、あるいは全小学校を対象といたしました、ご案内のようにトイレの環境整備等々について進めてまいりました。また、学校からは小さな修理、修繕、これがよく上がってまいりますので、これは早速対応しなければいけないということで、担当の者が学校に行きまして進めていると、そういうことでございます。今後につきましても意図的、計画的に整備の改善、改修に努めていきたいと、このように考えております。

最後でございますけれども、田中議員さんから美化清掃、学校をきれいにすることが大いに必要でないかということでございますが、これは全くそのとおりでございます。学校では、毎日子供たち、あるいは教師がついてともに清掃に当たっておりますが、大きなものとしては１学期に１回、２学期、３学期１回、年３回、これは時間を定めまして床を磨いたりほこりを取ったり、大掃除を必ず学期１回、各学校３回やっております。こういう中で、今言いましたように自分たちで塗れるものは塗装したり、あるいはワックスを塗ったりと、そういうことを年３回、大きなものやっております。あるいは、春、秋には教室以外の校庭の環境整備にも当たっておりますけれども、不十分な点もあろうかと思えます。ご指摘のように環境美化というのは教育の大事な観点でございますから、今後とも鋭意進めていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議 長 田中議員。

○田中議員 理解はできましたけれども、学校の整備、市長の方も予算の中の配慮をぜひひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長 以上をもって田中議員の質問は終了いたしました。

次に、渡辺議員の発言を許します。渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、市民の声連合の渡辺精郎でございます。たくさんの傍聴の方、大変ありがとうございました。

◎ 1、市長の基本姿勢

1、建築士の名義貸し借り問題の結末と責任の所在について

2、道民雑誌「クオリティ」11月号掲載の内容について

それでは、通告どおりに市長の基本姿勢からご質問いたしたいと思います。一つ目は、建築士の名義貸し借り問題の結末、それに伴う責任の所在、これを明確にさせていただくということでご質問したいと思います。1番目ではありますが、今建築士の不正が日本全国の大きな社会問題になっているわけであります。滝川における建築士の名義貸し借り問題につきましては、9月議会で市長は滝川市役所には関係がないというような答弁をされたわけであります。しかし、私の質問の折に実名を挙げまして疑惑を尋ねました業者が何と2日後には落札を辞退し、次の3日後にはさらに廃業してしまったわけでございます。私は大変驚いているわけでありますが、このような結末になったことに対して市長のご見解を求めたいと思います。

○議長 市長。

○市長 建築士法にはこういうふうに規定されています。1級建築士については国土交通大臣が、2級及び木造建築士、また建築士事務所の登録等については都道府県知事がそれぞれ適切に管理監督をするというふうに実は定められております。それぞれの官庁において責任ある対応が必要であるというふうに判断をしております。したがって、名義借りの疑いということに関しましては、建築士事務所の登録は所管官庁の北海道でありまして、北海道が見解示していないわけですから、滝川市長としてコメントする何物もありません。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 無関係ということで、相変わらずであります、では次の2に関係いたしますので、2の方にまいりたいと思うのでありますが、それでは業者だけに責任を負わせたわけでございます、廃業なんていうようなことで。それでは、市長が業者の指名権者として滝川市の事務的な瑕疵、欠点というのですが、そういうものを課題にしてお尋ねしたいと思うのでございます。それでは、国土庁長官とか北海道とかということで今申されましたが、ここにあります書類は様式1、建設工事等競争入札参加資格審査申請書でございます。私は、滝川市にこれを9月15日に公文書公開請求書を提出したのでございますが、9月28日の一般質問には間に合わず、その日を避けて次の日の9月29日付で、やっと2週間目に私のところに一部情報公開をされたわけであります。ところで、では同時に公開されました工事、事業というのですか、経歴書がここにあるのでございます。相当黒塗りされておりますけれども、この業者の設計した工事名が記されているわけであります。すべて民間の建築物の設計だけではございませんか。つまり1級建築士登録ではあっても、実質やはり2級建築士の社長が仕切っている会社でありますから、この経歴、実績は当然だと思うのであります。ところで、市長がその業者の指名権者という責任の行方についてお尋ねしたいと思うのであります。この書類は、空知支庁や広域消防関係ではなくて、競争入札参加資格審査申請書のあて先ははっきりと滝川市長、田村弘様、株式会社建築情報システム研究所代表取締役、戸田八郎とあるわけであります。いかなる入札でも、議会で不正を指摘されまして落札辞退とか廃業をしなければなら

らない業者の入札参加資格審査、これを滝川市が行っていたのかどうか、その事務的な瑕疵、欠点というのですか、それはやっぱり逃れることはできないと思うのです。先ほどは国土庁長官やら知事の方に責任を負わせておりますが、はっきりと書類的には滝川市の事務的な瑕疵というものが伺えるわけであります。これにつきましての事務的瑕疵、この見解を述べていただきたいと思います。お願いします。

○議長 市長。

○市長 通告部分から少し離れているようですが、議長のお許しがあればご答弁を申し上げたいというふうに思いますが。

○議長 長 いいです。

○市長 前提条件として、ぜひ渡辺議員にはご理解をいただきたいというふうに思います。今回の建築物については、滝川地区広域消防事務組合の発注です。ここにおける仕事については、基本議論は広域消防事務組合の議会で行われるべきであります。特別地方公共団体と、この組合の規約は構成市町の議会で議論されなければ規約は成立いたしませんから、構成をする議会の意見はほかの基礎的地方自治体とは、それは特別地方公共団体でありますから違います。しかし、それは、基本的な規約を決めるとか、そういう次元で行われるべき中身なわけです。極端なことを言いますと、ほかの自治体における問題を滝川市の議会で議論するというのは不合理だと、法律に想定していない、現実に法律が認めていない、そういうことだということを基本に認識をしていただきたいというふうに思います。そして、既に組合議会は開催をされて、私としては組合長の立場から事務報告、行政報告を行い、質疑、答弁も行いました。そういうふうな実態にあるということをまず前提として認識をしていただきたいというふうに思います。

それから、登録は、広域事務組合としては膨大な事業を想定して指名登録をするというのは実質的に不可能であります。したがって、どうしているかというと、構成する滝川市、そして新十津川町、雨竜町の登録名簿を基本として、それを基本として消防事務組合は登録名簿を調製したわけであります。仮に滝川市がその指名登録を受けた名簿の中から工事を発注する場合に、その段階において適切性ということが判断されるということになります。当然のごとくそこに登録されている方は欠格事由が生じたときにはしっかりと届け出てもらわなくてはいけない、何百もにわたる企業でありますから。そういうことは義務として義務づけられていることでもあります。しかし、一般論で申し上げますけれども、工事を発注する段階でそれぞれがしっかりと指名入札業者についての検討がこれまでもなされてきました。これからもしっかりやるつもりであります。そこら辺の議論が一部事務組合の中でしっかり行われたというふうな認識をいたしております。あくまでも滝川市長あるいは組合長は責任を転嫁したと、そんなつもりは全くありません。その点は、しっかりと認識していただきたいというふうに思います。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、前段の市長の方の見解につきまして、私はきょうは一切この項目では、たまたま広域消防の方の入札とか業者廃業という言葉が出てくるだけで、これは一般的な入札や落札であります。だから、学校の建築でも病院の建築でも、その他の小破修理も同じであります。市長

の頭は、どうもあちらの方へいつてしまっているのです。

(何事か言う声あり)

○渡辺議員 だから、私は、しっかりとこれに従って、この通告に従ってやっているのです。だから、変なやじも飛ばさないでほしいと思います。

(何事か言う声あり)

○渡辺議員 では、市長、そういう見解であっても、私は一般的なことを申し上げているのであります。それでは、2週間もかかって情報公開されました1級建築士事務所登録申請書がありますけれども、これもそれでは建築士法の違反とか公文書偽造の違反のおそれがあるかもしれませんが、これは知事の認可事項としてちょっと横へ置いておきますが、滝川市としてはこの業者を指名参加業者に選定した指名選考委員会の事務にも瑕疵がなかったか。そこで、この選考委員会の委員長である深村助役にちょっとお尋ねいたしたいと思うのです。どうしてもこの事務という書類に関係ありますから、まず1点目ですが、先ほどの工事経歴でも明らかなように、業者は滝川市を初めとする公共事業は修理のような工事の設計履歴もなく、いきなり滝川市の大きな建築物の設計が妥当と考えた根拠は何だったのでしょうか。2点目、助役にお尋ねします。これも市町村用様式10、設計等入札参加審査申請書付票というものがあるわけでございます。これも公開していただいた書類なのでございますが、これもしっかり滝川市長、田村弘様あて、情報システム、戸田八郎氏からのものであります。これを見ますと、従業員、技術者として1級建築士1名、2級建築士1名、合計2名であります。これで指名参加業者として適当と選考した理由です。この2点につきまして説明をお願いします。

○議長 市長。

○市長 一般論というふうに前置きをしながら、一部事務組合の具体的なことについてお尋ねであります。私は、先ほど申し上げましたように一部事務組合における取り扱いについては滝川市長がこの議会においてご答弁を申し上げることは越権行為だというふうに思います。

(「そのとおりだ」と言う声あり)

○市長 一般論として申し上げますと、滝川市がこの企業を登録をしたというのは、しっかりとした条件を満足しているからであります。その条件を満足する基本は、北海道知事が認めたからであります。したがって、今回の問題は、みずからが廃業届を出されたということでもありますから、滝川市の名簿からも削除ということでもあります。

(「ルール守ってやろうよ」と言う声あり)

○議長 渡辺議員、今助役に答弁を求めた件ですけれども、これは通告にはありません。よって、このことについては答弁なしとします。

次、続けてください。

○渡辺議員 そういう見解であれば、それで結構とは言いません。残念であります。この滝川市のこういう書類に判を押したり、申請書が出てきた、その責任の方はないと、こういうふうにして本日の本会議では受け取っておきたいと思えます。それでは、また別な機会に回しますが、最後に市長にお尋ねいたしたいと思えます。では、この業者の名義貸し借りについて、市長として一体ど

うだったのか、これをまとめてご見解をお願いしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 さきのご質問にもご答弁を申し上げましたが、北海道知事は何らの見解を出しておりません。滝川市長が見解を示すべき中身ではありません。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、置いておきます。

では次に、2の道民雑誌クオリティ11月号掲載の内容について市長の責任を問いたいという、こういう課題でございます。これも断っておきますが、すべての頭の中がどうも市長は一部事務組合、消防というふうになると思うのでありますが、私は道民雑誌に書かれている記事として一体滝川市としてはどうなのかと、こういう観点で聞きますから、一部そういう名称が出てきても、そのことについて私は問うのではございません。この内容について、記事のことについてと、こういうことでお願いをしたいと思うのです。それでは、具体的にクオリティ11月号185ページの最初の部分の記事について、市長の知り得る範囲で役職名等をただしたいのであります。もちろんそういう事実がなかったら、なかったと、こういう役職の名前が出ているけれども、そういう事実はなかったというようなことで答弁をお願いしたいと思うのであります。それでは、この話が見えないと困りますから、その部分を急いで読みたいと思います。それは、市幹部からの話で問題業者は外せないというタイトルであります。入札に先立つ7月15日、滝川市役所を広域消防事務組合の幹部が指名業者の報告に訪れた。そして、指名業者を同協会の3社にすることを市の担当者に報告、このとき市の担当者は首をかしげることになる。3社のうち2社は市でも実績があり、理解できるが、T社（問題業者）は実績もなく、選考するならばほかにも実績がある地元事務所があるのではと指摘したという。これに対して事務組合の幹部は、困惑ぎみに中座して、再び戻ってくるなり、T社は市の幹部からの話であり、外せないと切り返しをしたという。この幹部は、選考委員にかかわっている。あきれた市の担当は、このような不明瞭な選考では市の建築住宅課としては協力できかねる。消防の方で責任持ってやられるといいと言ってさじを投げたという。市の担当は、そのやりとりを上司に報告、その後上司のもとに市の幹部が訪れ、旭川の業者を有力者の要請により指名から排除することを示唆したという。これらのやりとりの重要性は、だれしも理解できるだろう。これは、各組織を縦断した地域談合の実態を写し出している。以上のところでの市の幹部とやら、そこだけ、消防の方は結構でございますから、市の幹部の方は何といてもやっぱり滝川市に関係あるわけでありますから、そのいきさつについて市長の見解を求めたいと思うのであります。

○議長 市長。

○市長 市の職員、滝川市の職員ということでございますから、そのことについてのご答弁を申し上げますが、滝川市職員につきましては想定をされる職員に対して、官製談合防止法に抵触する行為がないか、そしてまた地方公務員法に抵触する行為がなかったか、そういう有無を調査をした結果、抵触する行為なしと認められたという中身でありますことを明確にしておきたいというふうに思います。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 わかりました。市長は、クオリティのこのようなリアルな記事が虚偽であるという立場であります。そうであれば、滝川市民の名誉回復のためにこのクオリティの記事を訂正してもらわなければいけないと、こういうふうに思うのであります。あるいは、強く告訴という手もあるかもしれませんが、いかがですか。

○議長 市長。

○市長 これは、滝川市職員という立場で滝川市長からご答弁を申し上げますが、さまざまな情報は善意を持った情報もあるでしょう、悪意を持った情報があるかもしれません。私は、さまざまな情報について冷静な判断が必要だというふうに思います。何か起こったときに、一喜一憂して行動をとると、あるいは毀誉褒貶をして行動をとると、そういうことは適切でない。冷静な判断の中に行動するべきだというふうに思います。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 冷静な判断がどちらが冷静な判断になるかということは、また歴史が物語ってくるであろうと、こういうふうに思います。それでは、そのように受けとめて、滝川市民の名誉は宙に浮いたままと、こういうふうにしてきょうは受け取っておきたいと思っております。

◎2、土木行政

1、今冬の除排雪対策について

それでは、時間の関係もありますので、次の土木行政の方にまいりたいと思います。ことしの冬も早々と根雪になったわけでありまして。ことしの冬もどのような大雪になるのかわからないわけでありまして、ことしの冬の除排雪の対策についてお伺いしたいと思うわけでありまして。一つ目は、広報12月号は大変前向きの姿勢で、最近になく降雪期を迎える市役所の立場、市長の態度としては大変評価したいのであります。しかし、雪の降る量にもよりますが、これから1月、2月になって、書いていることはそうであったけれども、どうも例年どおりの交差点だとか門口、これが大きな雪の山になって除排雪が滞っている、こういうことであれば市民の不満は解消されずに、せっかくの広報12月号も何にもならなくなるわけでありまして。ことしの冬を快適にする市役所、そして市長の除排雪の目玉、これは市民に見えるメリットをぜひ挙げていただきたいと、こういうふうに思うわけでございます。よろしくお願いします。

○議長 市長。

○市長 なかなか私の行政姿勢が渡辺議員に評価されないものが多い中で評価をしていただくことは、心から感謝を申し上げたいというふうに思います。除排雪の問題というのは、行政だけで解決することではありません。しかも、毎年その要望水準は上がっていくわけです。16年の決算で申し上げますと、市税は42億7,000万円であります。単純にこういう比較はできませんけれども、除排雪費は16年の雪は17年に金使う部分もあるのです。雪捨て場の雪処理という意味です。こういうのを含めると5億超えるのです。単純に市税と比較すると、皆さんからいただいている税金の10パーセント以上は除排雪費なのです。しかし、本当にこれからますます高齢の世帯もふえてくる、そして車を持っている方も何時に帰ってきても何時に行っても、いつも道路に雪

がないと、そういうことをやっぱり望まれるわけです。歩道はあるところ全部、理想はそれをあければいいのですけれども、要求水準はどんどん上がっていく、そういう中においてどうしたら一体満足できることになるのであろうかということをいろいろ頭を悩ませて考えているわけでありまして、しかし、どうしても必要なところの除雪、排雪、そして歩道の確保、あるいは交差点排雪ということについては力を入れていきます。しかし、さらに今年度においては、地域の皆さん方のご協力をいただいて、除雪機をお貸しをさせていただいて、地域の皆さん方が独自性をもってやっていると、画一的にやるというのはなかなか難しいところありますから、地域の独自性をもって、その機械を利用して排雪、投雪をしていただくということも実はスタートさせていただきました。行政と市民の皆さんとの協働した解決策ということで、今冬は新たなステップに乗り出したいというふうに思っております。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 期待したいと思います。私も7年間ほとんど毎回議会で除排雪を取り上げてまいったわけでありまして、一方地域懇談会ではどこのところでも必ず出る問題でありまして、そこで2の業者の完全委託、これをやられたわけでありまして、それが市民にとって益にならなければいけない。行政にとって少し節約できると、こういうことではだめだと思うわけでありまして。その例として、門口にけさほどもやっぱりどかっと置いたところもあるそうでありまして、その雪を何とか処理できるような、こういう有効活用、つまり業者完全委託が何とか門口の雪の有効的な排雪、これに結びつかなければいけないと思うのでありまして、経費の節約のほかにその観点でいかがでございましょうか、お願いします。

○議長 長 市長。

○市長 門口除雪を特殊な場合を除いて、例えば福祉除雪等特殊な場合を除いて門口除雪を完全にやるというのは、不可能なことです。行政がやるということは、これは不可能なことです。したがって、特殊な場合ということで福祉除雪制度をつくってきたわけでありまして。しかし、これは、福祉除雪制度はこのままいきますと急激に右肩上がりで、これは大変なことになります。したがって、私は市民の皆さん方にご協力をいただきながら、どうしていくのかということを考えなくてはならない。そのためにも、新しいモデル事業をスタートさせたわけでもあります。そしてまた、除排雪について市民の皆さんと問題点とその解決策をしっかりと議論し合うと、そういう組織も早晚つくりたいというふうに思っておりますので、そういう中で解決をしていきたいと。不可能なことをいい顔したって始まりません。門口除雪は、基本は行政ができることではないということをひとつ認識をしていただきたいというふうに思います。しかし、何度も過去ご答弁申し上げてきましたように、門口に処理できない大きなどんごろをごろんと置いていったと、こういう場合には電話をいただきますと早速飛んでいって、状況によって処理をさせていただくということもやっておりますから、そういう常識外のことが生じたら、これはご連絡をいただくようにこれからPRをしていきたいというふうに思っております。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 だんだんよくなっているわけでありまして、次に3の方へいきます。道路の雪出し

です。これにつきましては、先ほど評価いたしましたけれども、そこに書いてあるのです。その問題を取り上げたいと思うのであります。道路の雪を門口に押し込んで、処理をしないということで、住民の方々は結局はその雪の押し合いになるわけでありまして。道路の雪を自分の庭にはどうしてもならぬというわけです。多くの方がそう言います。それで、押し合いになり、また道路に戻すという方もいらっしゃるわけでありまして。それはよろしくないと思うわけでありまして、そこで私の除排雪をちょっとご紹介申し上げたいと思います。私は、しっかりと三種の神器を持っております。道路の雪をまじめに全部処理しております。一つ目は、融雪槽であります。どんどん、どんどん解かして、道路の雪も全部解かして、灯油は1時間に何と20リットル要るわけでありまして。平均して昨年は2時間午前中は回しましたから、消費は40リットル要るわけでありまして。二つ目は、家庭用の除雪機、昔からの雪を飛ばすものでありますが、これも私の庭にたくさん積み上げていきます。それでもかたくなってしまいます。三つ目は、ショベルローダーもしっかり持っています。門口や道路のわき、お隣さんも全部すくって行って、先ほどの融雪槽で解かしている。しかし、こんなことを市民の皆さんに勧めたって、これは無理な話であります。ことしは特に灯油が値上がりしておりますから、そんなにやったらと妻からクレームがついておるわけでありまして、こんな奇事なことはだれもできません。やっぱり現実、行政と市民との間でうらみ合いをする雪、こういうことになるわけです。これにつきましては、先ほどどうしようもならぬと言いましたが、市長、やっぱりこれをとって、道路の雪出しするな、するなと言ってもどうしようもならぬと言うわけです、多くの方々は。これは、何とかならぬものでしょうか。もう一回、先ほどのとどうすればいいのか、市長の口から……

（「提案した方がいいって」と言う声あり）

○渡辺議員 それは、後の方で提案をしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 ただいまのご質問が滝川市全体を通じてのご質問なのか、あるいは渡辺議員がお住まいの地域の状況なのか、よくわかりません。よくわかりませんが、滝川市としては、今ご質問のような状況に対応できるように制度をつくっているのです。それは、市道の排雪に対する補助金制度です。市道の排雪をするためには、行政は8割お金を出资してください。市民の皆さん方は、そのかわり2割負担してくださいと。そうすることによって市道の排雪をやるという制度を実はつくっているわけでありまして。もし渡辺議員のお近くの地域において大きな問題が生じておって、そしてこの除排雪制度に手を挙げておられないのだとすると、ぜひ1度この排雪制度を使ってみてください。その後でさらに問題があるとなれば、ご質問いただきたいものだというふうに思います。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 そこは、それでは聞いておきたいと思います。時間の関係もありますので、後ろの方からもありましたから、しっかりと二つの提案をさせていただきます。一つは、町内会の空き地とか公園など、住民に頭を下げて小規模な排雪場、これを簡易排雪場といってもいいですか。ここに、最近のグレーダーはYの字にでもなるのですから、それを除雪のたびにそういうところに集めるというのも一つの方法でございます。簡易排雪場の問題。二つ目でありまして。これは、除排雪の互助

会なるもの、これを市民に入ってもらって、全戸入会でもいいのですが、会費を負担をしていただいても門口の雪はすぐ処理するように、こういうことで市民も協力しながらやる必要があるかと思うのであります。一冬に4万円程度も支払って業者に依頼している家庭も多いのでありますから、こういうふうにして互助会なるものの会費は、これは市民は納得してもらえるのではないかなと、こういうふうと思うわけでございます。これは回答要りませんから。

◎3、教育行政

1、「コミュニティスクール」の教育的役割を問う

それでは、時間の関係で次、教育行政の方にまいりたいと思います。教育行政では、コミュニティスクールの教育的役割を問うものでございます。1点目は、東小学校がこれを導入するという経緯がどのようになっていたのか、これをお答えいただきたいのでございます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 コミュニティスクールについてのご質問でございますけれども、現在大変熱心に運営協議会を進めておりまして、この12月にも12人の委員さんが集まりまして、東小学校を地域の学校としてすばらしい学校にしようと、そのためにどんなことを考えたらいいのかということを今進めておりまして、12月にさらに検討会議を進めていくところでございます。あるいは、学校におきましては、担当者が本州の実践校に参りまして、その成果をつぶさに、あるいは課題、問題もつぶさに収集してきまして、それを今学校で分析、検討し、さらに東小学校をよりよい学校にしていきたいと、このように取り組んでいる最中でございます。渡辺議員からはその趣旨とか経過についてご質問でございますが、既にもう実践しているのでございますけれども、この趣旨とか経過につきましてはさきの定例議会で大谷議員さんに詳しく説明していることでございますから、ぜひそれをごらんいただきたいと、このように思います。しかし、重複いたしますけれども、要点のみご説明申し上げたいと、このように考えます。このコミュニティスクールの制度でございますけれども、平成16年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を受けまして、学校運営協議会制度が導入され、これをコミュニティスクール、このように言っていると、こういうことでございます。このコミュニティスクールの推進事業でございますけれども、地域の保護者あるいは地域住民、学識経験者、行政関係者、こういった皆様で推進委員会をつくり、そして保護者、地域の意向を十分に把握し、それを反映させ、そして望ましい学校をつくっていかうと、そういうことで実践研究がなされておりますし、当東小学校としては本年度と来年度2年間、これを受けまして実践的に調査研究を進めていくと、こういうことでございます。なぜ東小学校かということでございますけれども、東小学校につきましてはご案内のように東の祭りとかブラザー・ファミリー活動、大変地域と一生懸命やっている学校でございます。もちろんほかの学校も取り組んでおりますけれども、このように熱心に取り組んでおりますし、あるいは学校だよりを地域に全部配っております。先般申し上げましたように、地域参観日ということで300名の方に集まっていたいて、先般は学校を公開いたしました。また、外部評価を地域にも配っております。このように一生懸命取り組んでおりますから、これをもとにいたしまして、さらに地域の公立学校として望ましいあり方を究

明していこうと、そういうことで東小学校を指定したところでございます。

以上でございます。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、2点目にまいります。教育研究とか、あるいは研究会なるものを当該校で引き受ける場合の慣例では、やっぱり教職員の理解と納得、これが第一でないかと思うのでありますが、東小学校ではそのようなプロセスの方の経過がどうなっているのか、これをもう一度お願いしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 これらのコミュニティスクールを受ける場合、問題は何のためにやるのか、どんな子供を育てていくのか、地域とどのような具体的な行動をとっていくのか、これがもちろん一番大事でございます。しかし、これを理解していただいて取り組んでいただくのが教職員でございますから、教職員のご理解もいただいていると。ただし、初めは不安な面もたくさん出されました。しかし、この不安は、実践しながら解消していくものと、そういうふうを考えまして、私どもの職員もこの東小学校に派遣し、つぶさにご説明申し上げ、ご理解に努めて、指定を受けていただいたところでございます。

以上でございます。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、3点目にまいりたいと思います。コミュニティスクールとは大変聞こえがよいわけではありますが、実態は学校運営協議会と言われるような組織をつくるためであると言われる。これは、全校にやがて広がってくると言われるわけです。そうしたら、先ごろから導入されました学校評議員の制度がありますが、それとごっちゃになったり、あるいは相反した組織になったり、あるいは両立しないのではないかと、こういうふうに思われるのですが、この見解を教育長の方から求めたいと思います。お願いします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 学校評議員制度につきましては、平成14年度に滝川市内のすべての学校で実施していただいております。この学校評議員制度とコミュニティスクールは、趣旨が違います。ですから、ダブるとか混乱することはございません。学校評議員につきましては、校長の求めに応じて個人が意見を校長に申し上げたり、あるいは学校のサポーター役になってみたり、あるいは学校を評価してみたり、こういう個人としての働きが主でございます。しかし、このコミュニティスクールにつきましては、組織といたしまして学校の経営方針を承認してみたり、組織としていろんな意見を申し上げたり、あるいは組織として学校をいかに支えるか、PTAその他の団体と連携しながら、そういった意味で趣旨が違いますので、もちろんダブるところもございます。趣旨が違いますので、その趣旨をきちっと推進していきたいと、このように思います。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、関連でございますから4点目の方にいきますが、このコミュニティスクールの設置は責任は教育委員会にあると、こういうことです。それで、学校評議員の方は校長の方に

責任があると、こういうふうにして選任をされたはずです。したがって、この制度がちょっと将来的に問題になるのではないかと、こういうふう思うわけであります。学校に任されず、結局は教育長として学校へ国家主導の教育を推し進める、そういうために利用するのではないかと、こういう危惧があるわけでありますが、この点についてお伺いしたいと思います。

そして、もう一つは、教育は不当な支配に服してはならないという教育基本法の10条、この点について、そうするとコミュニティスクール、学校運営協議会というものはそういうものに触れるおそれは将来的にないのかどうか、この2点についてお伺いしたいと思います。

○議長 教育長。

○教育長 ただいま渡辺議員さんが国家支配とか不当な支配とかとおっしゃっていますが、具体的に何を申し上げているのか私は理解に苦しむところでございます。このコミュニティスクールにつきましては、先ほど言いましたように法律にのっとって教育委員会で取り進めると、運営推進委員会等々で教育委員会で規則を定めて推進するというふうになって、法律にのっとって進めているものでございます。ただし、学校については学校の校長の責任でやっていただきますから、学校と教育委員会の立場というのは、これは明確にして進めているところでございます。ただ、コミュニティスクールにつきましても教育委員会あるいは学校と大幅に意見が違った場合については、教育委員会としてコミュニティスクールを解散することも可能であります。これは、明確に出ています、そんなことはあり得ないと思いますけれども。ですから、今渡辺議員さんがおっしゃった不当な支配云々ということはどこを称して言っているのか、私は理解に苦しみますが、法律にのっとって粛々とよりよい地域の学校をつくっていきたい、このように考えております。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 理解できないと言われては、それは仕方ないのですが、現時点での教育長の見解はわかりましたが、この制度が将来全校で実施された後、粛々と私たちは見ていかなければいけません。なぜそういう二つの、PTAも合わせれば三つであります。そんな組織が学校の中に混在しては、とてもいい学校をつくっていくことはできないと私はここで見解を述べておきたいと思っております。それでは、これが具体的に粛々と進める中でまたいろいろご質問をさせていただきますので、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 以上をもって渡辺議員の質問を終了いたします。

大谷議員の発言を許します。大谷議員。

○大谷議員 市民クラブの大谷久美子です。傍聴の皆様も大変ご苦労さまでございます。きょうは、2件5項目にわたって質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎1、福祉行政について

1、保育所保育料の改定について

まず1件目、福祉行政についてですが、保育所の保育料金の改定について市長に質問いたします。活性化プランによる保育料金の見直し提案が多く保護者、市民からの反対を受けながら、やっと17年度には今の保育料金で落ちついたところであります。経済の不況が保護者や市民の家計に今

大打撃を与えている、こういう状況の中から今の段階で値上げの提案は少子化にもつながりかねないと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議 長 答弁を求めます。市長。

○市 長 保育料の改定につきましては、活力再生プランの中で市民の皆さん方のご意見、それから議会議員の皆さん方のご意見もいただきながら活力再生プランを策定をしたところであります。そういうことで、しっかりやれというふうにプランができ上がったわけでありまして、滝川市長としてはそのプランを市民の皆さん方のご理解をいただきながら実行するという責任があるわけでありまして。簡単な部分はやるけれども、難しい部分はやらないということでは市長としての責任は果たせません。したがって、これまでも申し上げてまいりましたように、受益者負担の原則、それに立って保護者の理解をいただきながら活力再生プランに掲げさせていただきました目標の達成をさせていただきたいというふうに思っております。ただ、保育所経営は、社会福祉事業団への委託を初め外部委託によってできるだけコスト安に、しかしサービスの向上はすれど低下はさせないという基本に立って進めているところであります。それでは、いつまでも現在の計画的な改定後の保育料金を維持するののかということ、決してそうではありません。内部では、私は保育所でもうけようなんていう考え方はさらさらありませんというふうに言って、できるだけ単費での持ち出しがない、そういうような体制に早くしたいと、早くできたときには改めての改定、極端に言えば値下げです。そういうことも大いにあり得ると。いずれにいたしましても、受益者負担の原則というのを基本にやりたいというふうに思っております。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 大変な滝川市の経済状況です。先ほど田中議員からもありましたように7億3,000万円の収支不足、そういうことでは全部どの部分においても大なたを振るっていかねばならない、そういう状況に來ているということも理解はできるわけですが、先ほども市長のお話の中には子供が優しくたくましく生きる社会づくりというお話もございましたけれども、今少子化についてのお考えという部分では余りこっちに伝わってこなかったわけですが、そういう状況が苦しい部分についてはわかったのですが、北海道の人口は平成15年と比較して約15万人以上も減少してきている。また、滝川市においては、平成12年度に比べて1,300人以上減少しているという報道があるわけですが、少子化に歯どめをかけ、人口減を少しでも防いでいく、そういうことからいくと保育所料金の値上げは避けるべきではないかと思います。商品と子供、保育所という関係では少しは違うかもしれませんが、商品も高ければ買い控えが起きるのが当然です。今これ以上の値上がりが起きると子供を預けるのをちょっと考えなければならぬという人の声を何人か聞いております。そうすると子供を民間や個人に預ける人が出てくるのではないかと。いい経営をしてサービスを市民にという、そういう考え方は当然ではありますが、そこに高ければ預けられない、そういう状況も起きてくるのではないかとと思いますが、そこら辺の判断と値上げした場合に今の入所している子供たちがそのまま残ると見込んでいるのか、それともどのぐらい減少すると考えられているのか、その辺をお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 保育料の改定を行ったときにどれぐらい減少するのかという想定は、実は行っておりません。保育に欠ける子供さんをしっかりとお預かりをするというのが保育所の目的でありますし、これまで行政としては、ほかのまちでは結構社会福祉法人がやったりという例が多いのです。滝川は保育所はほとんど公立でやるという方針でこれまでまいりましたから、結構公立保育所の役割というのは大きいというふうに思いますけれども、しかしこれから公立保育所は今ご質問のございまいしたように滝川市においても市の寡占市場ではないというふうに思っております。そういう意味では、競争関係が働いていくというふうに思います。したがって、保育の内容が問われていくと、私どもとしては今までのように寡占市場ではないということを前提にし、しっかりとした保育サービスを提供していくと、そういうことが競争に勝っていく基本だというふうにも思っております。しかし、競争に勝っていくためには経営上も健全化しなくてははいけませんから、経営も健全化をしていく、そういう考え方に立って引き続き努力をしていくつもりであります。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 この春に値上げをする前に、本当に多くの方々がこの値上げの反対の活動に取り組んだわけであります。そのときの地域の懇談会だとか署名活動だとか、いろいろ活動したわけですが、そのときの人たちが今の提案をああ、そうかと、市も大変だから、そうだという考え方には立てないと思うのです。せめて今の保育料でと望んでいる人たちが、保護者以外にも多くの方がそのように思っていると思うわけですが、反対活動が起きた、それを受けとめたからこそ17年度、今に落ちついたと思うのですけれども、その市民の活動をどのように受けとめたのか、いま一度市長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 17年度予算の段階でいろいろご意見をいただきました。そして、ご理解をいただいたというふうに思っております。18年度におきましても、ただいま関係の皆さん方ともご協議を始めておりますけれども、ご理解をいただける最善の努力をしないといけないというふうに思っております。改革に当たって、考え方をしっかり示させていただくということが必要なことだというふうに思います。やらなくてはならないことを先延ばしをしていては、そういう状況に今滝川市はないし、ほとんどの地方自治体にとってはそういうことだというふうに思っております。やらなくてはならないことは先延ばしせずに、いつか問題は好転するだろうというふうな予断を持ってやるのではなくて、しっかり訴えてご協力をお願いをすると、そういう姿勢が大切だと思っております。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 市長としては、一応理解は得られたと、そして最善の努力をしながら提案されたと、そういうことですね。しかし、この後、保護者の意見を十分に聞くとか説明会も予定しているということではありますけれども、この値上げということでは市長が理解されたと思われる部分についてはほとんど多くの人たちが理解をしていないというのが実態であると思います。他の自治体においては、この前の提案では滝川市はほかの自治体に比べかなり高いランクの料金となっておりますが、今回の値上げが実施された場合にはどのようなランクというか状況になるのか、わかり

ましたら教えてください。

(「質問の意味がわかりません」と言う声あり)

○大谷議員 今値上げの提案が出ました。あれが実施されたとして、ほかの自治体と比べてどのぐらいの順位になるのか。例えば地価が1.5パーセントになった場合、滝川は3位の状態とこの前ありました。そういう意味で、その設定が決定したとしたらどうなるのかということです。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 保育料金の関係でございまして、今盛んに父母の会の方々の意見を集約して、ご質問を集約して、来週からでも始める段取りにはなっておりますけれども、保育料金につきましてはゼロ歳から3歳未満、それから3歳児、それから4歳以上ということで保育料金はそれぞれ各市ごとに違いますけれども、特に3歳未満児の入所児、1人当たりの保育士の配置が高まる年代でございまして、これにつきましては滝川よりも低いところについては、空知管内10市全部とっておりますけれども、3市です。滝川よりも低く設定しているところが3市、滝川と同様のところが4市です。あと、滝川より高いところが3市あるという状況です。あと、3歳以上児、4歳、5歳児につきましても、滝川より高いところがございますけれども、3市、空知管内10市の中では18年度改定予定の今説明をしていく金額から見ても滝川より高い保育料金の市が3市ございます。

以上でございます。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 ありがとうございます。この計画が4年間の激変緩和措置をとっているとはいえ、国の基準額に改定するということは保護者の納得はなかなか得られないと思います。この後説明会にもそういう意見もいろいろ出ると思いますが、保護者の意見を十分に聞いて、いま一度検討していただきたいなと強く要望をいたします。それは、要望です。

◎2、教育行政について

1、栄養教諭の任用について

2、教育予算について

3、通学路の安全対策について

4、学校への各種行事や作文などの取り組みについて

次に移ります。教育行政について教育長に質問いたします。

1点目ですが、栄養教諭の任用についてです。今食の重要性が見直されてきております。朝御飯を食べてこない子とか食事が偏って好きなものしか食べない。家庭の中でもそういう家庭が多く出てきている。そういうことからいくと、子供たちの朝の活動とか脳の働きとか、また骨が折れやすいとか持久力がないとか、いろいろなことが挙げられてきておりまして、食の大切さが見直されてきたということは本当にいいことだなと思っております。平成17年11月より滝川市は栄養教諭の制度を導入されたわけですが、どのような制度なのか質問いたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 それでは、大谷議員から栄養教諭の制度についてのご質問でございますので、お答え申し上げます。

この制度は、今ご指摘ありましたように児童生徒の食生活の乱れが深刻化すると、そういう状況にもありますし、こんな状況を受けまして、その他いろいろな問題、課題ありますけれども、こういう状況を受けまして、学校における食に関する指導を充実したい、あるいは児童生徒に望ましい食習慣を身につけさせたいと、こういったことをねらって学校教育法の一部が改正になりました。これが平成16年7月1日付でございます。この栄養教諭は、栄養に関する専門性、あるいは教育に対する専門性、栄養と教育、二つをとり行う職員として、今までは直接児童生徒を指導することはできなかったのですが、これからは児童生徒に直接指導を行う、さらに食の計画、あるいは食の組織体制、あるいは給食調理の管理、こういったことを行うと、こういったことをねらいまして、学校教育法の改正、あるいは教育公務員特例法、あるいは関連あります教育職員免許法をあわせて改正し、今の趣旨を徹底しようと、そういうことでございます。滝川市では、栄養職員3名、今4名おりますけれども、3名が栄養教諭免許取得のための講習をみずから希望いたしまして、夏季休業中に受講いたしました。さらに、10月に北海道教育委員会が実施いたします選考委員会、これに志願いたしまして挑戦したところでございますので、教育委員会としてはご推薦を申し上げたと、こういうことでございます。栄養教諭の中身は先ほど言いましたが、さらに栄養管理、献立作成あるいは衛生管理等々たくさんの方がおりますけれども、児童の偏食とかアレルギー対応等々があります。こういったことを全体としてトータルして学校教育の中で綿密に進めていこうと、こういうことで取り組むのだと、そういうことでございます。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 制度の中身については、大体私もそのように認識しているわけです。ただ、年度途中でそういう導入があるということは、各学校とも教育課程が年間で組まれておりますので、そういった指導がどのような体制で入ってくるのかなと。年度途中で入ってくることの混乱というのはないのかなと。また、ほかにどの地域がこの年度途中で受けたところがあるのか、そういうことをお尋ねいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 ただいまご指摘ありましたように、確かに年度途中でございます。それだけ国といたしましても北海道といたしましても食を大事にしたい、こういった緊急度を考えての国、北海道教育委員会あるいは市町村の取り組みであろうと、このように考えております。道教委におきましては、今回の栄養職員の任用に当たりましては、まず一定の経験を有していること、さらには栄養士の資格のほかに一般教諭の免許を有していることなどなどありますし、今回の場合は、共同調理場ありますけれども、それ以外の単独の学校、これに勤めている栄養士に対してぜひ発令していきたいと、そういうことでございましたので、私どもは推薦を申し上げました。結果的に、11月1日の発令でございますが、道内では道立の養護学校8名発令されておりますし、市町村立学校では滝川の3名のみでございました。恐らく次年度から広がっていくものと、そのように考えております。

以上でございます。

○議 長 お諮りいたします。

この辺で昼食休憩に入りたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なしの声あり)

○議 長 再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎発言の訂正

○議 長 大谷議員の質問の前に教育長から訂正発言がありますので、教育長。

○教 育 長 先ほど答弁の中で栄養教諭の任用につきまして、選考委員会に志願を申し出ると、そのように申し上げましたが、これは選考試験でございます。選考試験に志願を申し出ると。

もう一点でございますが、任用の発令月日、先ほど11月1日と申し上げましたが、確認いたしましたら10月31日付でございますので、訂正させていただきます。

以上でございます。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 先ほど途中になりましたけれども、続きからいきたいと思いますが、滝川市のほかに受け入れたところは全道的には滝川市1市ということでございました。私の考えとしては、年度途中で受け入れることについて混乱が起きるのではないかということで、よその地域では今回導入にならなかったのではないかと思います。その点については教育長としてはどのようにお考えでしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 結論から申し上げますと、特に混乱していることはない、このように申し上げておきたいと思えます。現在の栄養教諭は、これまで栄養士としていろいろ活躍されておりました。その延長上でございます。そういった意味で、スムーズにいつていると、そういうことでございます。特に2学期、3学期について、今意図的にやろうとしているのは、給食の時間における指導、これを計画的にやりたいと、それからランチルームを活用してのふれあい給食、これも意図的にやりたいと、それから教科指導の教員との連絡を可能な限りとして実践あるいは評価、改善に当たっていききたいと、このように考えております。これは、学級指導の時間のほかに、教科とか体育の時間、あるいは家庭科の時間でも指導しておりますので、十分教職員と連携をとりながら教育課程の位置づけの中で展開していくと、そういうことでございます。なお、今兼務校を持って指導しておりますので、兼務校につきましては既に指導計画はできておりますけれども、その実施は18年度と、こうなっておりますので、十分時間を持って当たっていききたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 年度途中にという心配がないということで、ちょっと安堵しているわけではありますが、それでは18年度以降のことになりますけれども、栄養教諭は生徒指導等、その後も教育課程の連携の中でやっていくのだけれども、1時間確保してという形での時間を使つての指導ということも今後あり得ると考えますが、その辺お聞きしたいということと、それから栄養教諭が現在給食調理員としての仕事もカバーしていると聞いております。かなり手伝い、一緒に調理をしなければ忙しいので、その部分もしている状況だと、実態としてもそうだと思うのですが、これが栄養教諭が児童生徒への指導、それからいろんなそれにかかわつての何かを作成するとか、あるいは保護者に対してのものを出していくとか説明をするだとかとなっていくと、調理員のカバーしている部分、手伝いしている部分だとかが大分時間が削減されるのかなと。そうなっていくと、調理員については市で職員を配置していると思いますが、それらについての増員なども現段階で考えているのかどうなのかと。栄養教諭の負担が大きくなるおそれがあるのかないのかと、その辺も心配しておりますので、見通し等についてあればお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 栄養教諭の指導でございますけれども、先ほど言いましたように学級指導あるいは学級会活動、あるいは放課後とか朝の時間とか、多様な時間に食事指導、バランスをとって食事をとる、あるいは食事の仕方、こういったことを指導することになっておりますので、必ずしも1週間に1時間とって指導するということではございません。これは、教育課程全体の中でこれからさらに詰めていきたいと、このように考えておりますので、時間がなくて困るということではないと、そのように受けとめております。なお、つけ加えておきますけれども、江部乙小中学校については、これは共同調理場で、ここには栄養士1人いるのです。これにつきましては、まだ教諭でありませんので、一般教諭と連携をとりながら、一般教諭の支援とか資料提供とか、そういったことを通して共同して当たっていききたいと、このように考えております。なお、滝川といたしましては、新しく栄養教諭ができましたので、新年度この検討委員会を栄養教諭とか校長、関係栄養士等々を含めて望ましい食の指導をどう進めていくか、こういった検討会議もつくって、そしてスムーズに、しかも価値のあるものに、内容のあるものにしていききたいと、このように考えているところでございます。

それから、最後にご質問ございましたように、調理員の増員はどうかということでございますが、栄養士は基本的に調理はしておりません。これは、あくまでも指導です。もちろん中に入ることはありますけれども、調理師は基本的に調理で、栄養士は全体の指導ということでございますので、特に増員をするという考えはございません。

以上でございます。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 基本的に調理は調理師がということはわかりますが、今現実的にはかなり一緒に調理をしている状況があるということなのですが、それらについては調理員の配置は特にしないで、栄

養士が手伝う部分がちょっと時間が削減されるけれども、現状でやってもらおうと、そういう確認でよろしいですね、今の段階では。

○議 長 教育長。

○教 育 長 栄養教諭、栄養士でございますけれども、これは道職員として北海道教育委員会から発令されます。かつては、1校に1人栄養職員を配置しておりました。それが最近では2校、3校兼務して1人の栄養教諭、栄養士が指導に当たっておりますから、2校、3校持っておりますから、一つの調理場に入って1時間も2時間も専ら調理するということは、これは物理的にもできませんし、その必要もございませんので、全体の指導に当たっていると、そういうことでご確認いただきたいと思っております。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 最後にもう一点なのですが、普通養護教諭と言われる教諭は、養護の分野のほかにも校務分掌と学校の中では部活だとかいろんな指導等一切含まれて養護教諭の職務をしているわけですが、栄養教諭についてはこういうことなどなく、兼務校もありますから、教諭ではあっても専ら栄養の分野についての指導をされるという押さえでよろしいのかどうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 養護教諭につきましては、各学校に1人ずつおります。普通は保健部に所属しておりますし、緊急措置とか、あるいは疾病の予防、こういったことをやっておりますし、あるいはお医者さんが来まして診断する場合についてはその支えを行って指導しております。あるいは、これから風邪がはやりますので、あるいは食中毒のときに、そういったものを予防するために、いかに子供たちに指導するか。例えば保健日よりなどを養護教諭はつくって、そして予防の万全を期していると、そういったことでございますし、1校に1人おりますから、こういったことは十分可能でございます。しかし、栄養職員は、あるいは栄養教諭は、先ほど言いましたように2校、3校を掛け持ちしますので、分掌には位置づけておりますけれども、学校の分掌を専らすることよりも栄養指導、それに全力を挙げると、そういうことでございますので、栄養教諭と養護教諭とは必然的に内容が違ってくると、こういうことでございます。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 栄養教諭についてはわかりましたので、以上で終わります。

次、教育予算についてです。11月に総務文教委員会で視察いたしました。その中身、感想については、田中議員が先ほど申し上げたとおりでございます。私も同じということで、上の方は省きたいと思いますが、視察しました中でこれはと思う部分について質問いたしますけれども、東小の理科室の水道についてですけれども、これについては水道の凍結防止の元栓がないということで、理科室の水道は冬は出しっ放しにしているということを聞きまして、大変驚いたわけです。これは、子供たちに水を大切にする指導、そういう上からも、また水道代の節約からも早急に対処すべきではないかなと思います。

次、あわせて聞きたいと思いますが、東小、第三小学校の障害児学級にはシャワーが取り付けられております。障害の重い子供たちですから、つけた時点で多分排便等の粗相などのときにシ

ャワーが必要だということにつけられたと思うのですけれども、シャワーに必要な排水設備がない。驚いたのですが、それで実際に使用できない。汚物処理というか、そういう大きな水槽ありますけれども、子供をそこに上げてというわけにはいきませんので、たらい等を使って、そして汚物はそっちに処理をすると、そういう形で使われるのだろかなと思うわけですが、それらは現在の子供たちがそういうものが要らない子供たちであれば早急でなくてもいいかなと思うのですが、今必要とされているということであれば早急に検討すべきでないかなと思いますが、そのところお願いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 まず、東小の問題でございますけれども、東小の水抜き栓につきましては、建築の当初から図面の確認とか現地調査をしておりますけれども、設置されていないのが実態でございます。学校では、冬の厳冬期、夜から朝にかけて、特に1月、2月、これにつきましてはやむを得ずごく少量の水を流すことによって凍結防止を行ってきたと、こういう実態がございます。これを解消するということでございますけれども、やはり解消しなければいけないと、このように考えております。それで、現在水抜き栓の位置とか機器類等について最も何がいいか、今検討している最中でございます。いずれにいたしましても、これらの調査あるいは検討に基づきまして、今後解消の方向で取り組んでいきたいと、このように考えております。

次、東小学校と第三小学校のシャワーでございますけれども、このシャワーにつきましては障害児がトイレに行ったとき不始末もございますので、そういった処理ということで平成14年度に東小学校、第三小学校が15年度に、学校の関係者と十分協議いたしまして設置いたしました。しかし、東小学校におきましては障害の子供がどんどん、どんどん成長していきますので、体が大きくなりまして多少不便だと、そんなことが実態にございますので、現在計画しておりますトイレの整備計画、これとあわせて考えていきたいと、このように思っております。第三小学校では、最初設置したのですが、障害の子供たちが毎年かわってきます。そういったことで、それよりも現在障害の子供たちが屋外で活動して体汚れますので、そういったときにはそれを洗浄するとか、あるいは汚物処理をするとか、そういったことで今対応しているところでございますので、いずれにしても不備な点については十分考えていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 不便な部分についての解消ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。それから、今図面確認とか水抜き等の位置という言葉が出てきましたけれども、このような問題についてはやはり計画の時点で気がつくのが普通ではないかなと思ひわけです。水抜きという意味では、東小の家庭科室では天井裏に水抜きがついているということも言っておりました。そういうことでは図面確認のときのチェック体制がきちんに行われていたのかなと、その辺はどのようにチェックされているのか、わかればよろしくお願ひいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 東小学校の問題につきましては、設計段階あるいは施工管理、これについてずっと歴

史的にも調べておりますけれども、このようなことに結果的になっているということについては極めて残念でございます。これについては、先ほど言いましたように解消の方向で進めていきたい、このように思っておりますし、今後いずれ大規模改修等が行われると思いますけれども、こういったときには教訓として残しまして、こういったのこののないように十分意を尽くしていきたい、このように考えております。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 それでは、その点はこれから増改築等あったときに十分よろしく取り計らっていただきたいと思います。

次、３点目ですが、通学路の安全対策についてです。今新聞、テレビで幼い子供たちが被害に遭う事件が相次いでいるということで、本当に日本じゅうどこにおいてもみんなが心を痛めているところではありますが、当市においてもそういうことだとか、これから雪で道路が、去年の例でいきますと雪の壁に遮られて道路から歩道の状況が目に入らないというようなことがありました。こういう人の目に触れにくい状況の中では、何が起きても目につかない。非常に不安を持っている人が大変多くいるわけですが、この被害を防ぐために教育委員会としては各学校にどのように指導しているのか。また、各学校ではどのように子供や地域に対して取り組みをしているのか、あれば教えてください。

○議 長 教育長。

○教 育 長 ご指摘のように今全国的に小学６年生の児童を中心として、あつてはならない大変痛ましい事件、事故が起きております。こういったことが決してないように取り進めていかなければいけないと考えております。幸い滝川ではそういう不審者は今のところ目にはついておりませんが、全道的には３件ほど指摘されておりますので、これは全道全般でございます。こういったことが決してないように今取り進めているところでございます。教育委員会といたしましては、例えば全道で３件の情報があつたと、こういったことがテレビでいろいろ出てきますけれども、こういった情報があつた場合、その日のうちにファックス等で情報として各学校に流して、こういったことがありますので、十分注意してください、指導を徹底してください、保護者にも連絡してくださいとその都度徹底をしているところでございます。特に今月の頭に大きな事件が全国で起きておりますので、私どもとしては１２月５日に幼児、児童生徒の安全確保と指導の一層の徹底について、これを教育長名で各学校に配布させていただきました。あわせて、参考にとということで私立の幼稚園にも流させていただきましたし、高等学校に流しまして具体的な対応策を指示させていただいたところでございます。あわせて、この５日の日に小中の校長会議を開催いたしまして、各学校でこういったことが決して起こらないようにどういうことをしているのか、交流を含めて、この５日の通知をもとに話し合いをして、今実践を展開しているところでございます。なお、この通知の中身では、要するに幼児、児童生徒一人一人に行き届くような指導をしてほしいと、不審者に声をかけられた場合行かないとか、信頼関係を損ねるという意味では残念ですが、ＳＯＳの民家に飛び込むなどなど、いろんなことを指示いたしまして、各学校では学級指導とか学年集会、あるいは学校集会を開いてこれを徹底しておりますし、確認いたしましたところ、各学校では具体的に

文書をもってすべての家庭に配布しております。私どもとしては、保護者、PTA、関係機関の協力というのは、これはなくてはならないことですので、各学校にこういったこともお願いしているところでございます。その結果、今調べておりますけれども、多くの学校で教師の巡回、PTAの巡回等々を行って、実際の指導と文書ばかりでなく、朝晩の巡回等にも鋭意気を配っていると、そういうことですので、今後こういったものでさらに防止をしていきたいと考えております。

それから、これから雪が高く積もりまして、なかなか見えないという実態がございます。これにつきましては、学校独自に夏冬も含めて安全確保のためのマニュアルと、このようにつくっておりますし、教育委員会でもマニュアルをつくって、いろんな状況を想定して配布しておりますし、あるいは文部科学省のマニュアルも配布されておりますので、これなどを使って具体的に臨場感あふれる指導をしてほしいと、そういうことで各学校で今取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 滝川市においては、幸いそういう状況は発生していないということではよかったなと思いますけれども、きょうのテレビで、東京の方だったと思いますけれども、子供たちに直接そういう危険なことをされたことがあるか等のアンケートをして、起きやすい場所のマップをつくったと。そうすると、子供も多いせいだと思いますが、かなりの場所にそういう箇所があったと。そういうことを点検しながら、危険と思われるような箇所を総点検して、目に触れないようになっている壁を取り除くとか、木立が高くて目に触れないようなのを低くするとか、いろんなことを計画されていたわけですが、子供たちに十分指導徹底、親の方にも案内を出して徹底してもらおうということとあわせて、巡回指導の中で点検してくれているのだとは思いますが、そういう部分についても十分配慮して、点検についてもこれからも考えていっていただきたいなと思います。それについては、よろしくお願いいたします。

次、最後になりますけれども、学校への各種行事や作文などの取り組みについてですけれども、学校にはいろんな方面から非常にたくさんの案内や募集のプリントが来ております。普通学校では、教育委員会を通して来たものについては取り扱いますし、来た文書を見て適宜これは必要だとか必要でないとか振り分けながら、子供の方に配布したり黒板に展示したり等々しているわけですが、教育委員会としてはどのように募集を学校の方におろしているのか質問いたします。

○議長 長 教育長。

○教育長 ただいま作文等の募集応募についての状況についてのご質問でございますが、学校におきましてはご案内のように教育課程あるいは教育計画がございます。この中に、例えば夏休みに作品を書こう、撮影をしようとか、作文を書こうとか、あるいは国語の時間にもそうでございますけれども、作文を書こうとか、そういったことがあります。それにあわせて、例えば税に関する作文をそこでお願いできませんでしょうかと、あるいは標語についていかがでしょうかなど、学校の教育課程、教育計画を尊重しつつ、学校と相談してこれを取り進めていると、これが実態でございます。ただし、教育委員会といたしましては、児童に文化的な機会、それを与えるということ

は極めて大事であると、このように考えておりますから、すぐれた作品を出して、全国的な賞に輝くとか、あるいはすぐれた作品を見て感動するということについては、これは心の教育ばかりでなくて芸術文化の振興にも極めて有効でございます。そんなことから、学校と計画をして計画の中で、授業時数もありますから許容範囲というのももちろんありますから、許容範囲の中で教育委員会と学校と十分相談しながら進めていっていると、こういうことでございます。具体的に申し上げますと、昨年度は市内の企業のご厚意によりプラハ少年少女合唱団コンサート、小学校5、6年生を対象にして聞いていただきましたけれども、大変な感動でございました。これは、聞かせてよかったなと思っております。今年度は、6月に國學院短期大学において狂言、これを見ていただきました。十分わからないところもありましたけれども、日本の伝統文化というものはこのようなものと、目の前で行うわけでございますから、これも私は文化に触れる有効な機会でなかったかと、このように思っております。あるいは、五十嵐さんのデザイン、これは学校の半数以上の小中学生に見ていただきましたけれども、もう帰るの、惜しいね、先生、もう少しいてと、こんな発言があったということを担当から聞いておりますけれども、機会を与えてよかったなと、このように考えています。教育委員会といたしましては、学校の教育課程、これは学習指導要領にもありますし、学校独自の特色ある行事もあります。こういったことを尊重しつつ、全体として何が欠けているのか、あるいは後押しするものがないか、こういったことを総合的に判断いたしまして、情操教育の一環として、あるいは社会事象を深く理解することなど、今後とも進めていきたいと。一昨年だったでしょうか、文化庁で人形芝居について西小学校でやっていただきましたけれども、全校生徒が見て、児童が見て、大変な喜びようでございました。全体計画の中でバランスを保ちながら、ぜひこういう機会を提供していきたいと、このように考えておりますので、ひとつご理解いただきたいと思います。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 芸術文化に触れるという点では本当に素晴らしいなと思ひまして、私も機会がある限り参加させていただいております。ただ、先ほど教育長何回も言っておりましたけれども、学校というのは年間の教育課程に基づいて運営されているところでありますから、委員会としてそういうものに子供に触れさせたいということではいろいろご案内をいただいたり、バスを配置していただいたり便宜を取り計らっていただいているということでは大変ありがたい、よいことだと認識しております。ただ、その扱いが学校が判断し、ぜひそれに参加したい、あるいはそれに対して子供たちが参加したい範囲で参加する、そういうことであればそれはそれでいいなと思うわけですが、それがノルマであったり、参加者数によって学校を評価すると、そういうことがあってはならないのではないかなと思いますけれども、実態として教育委員会はそういう出し方をしていないのかもしれませんが、管理職の中でそういうことを競うというか、学校の状況以上にそれを優先して取り組むという姿勢がもしあったとしたら、そこに問題はないのかなという思いで今質問しております。もしありましたら。

○議 長 教育長。

○教 育 長 そのような心配はございませんと答えておきます。しかし、そのようなことがないよ

うにも鋭意努力していきたい、このように考えております。各学校においては、学習指導要領に基づきまして各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、これは年間最低時間が決まっております。その最低時間は十分確保するように私たちは校長先生、学校にお願いしているところでございます。学力の向上とか豊かな心の充実と言っても、時数が確保されなければだめだと思っています。そういった意味で、学期に1回、あるいは1年通して、必ず各学校の授業時数を教育委員会では出してもらいまして確認しておりますけれども、それは確保されております。ですから、そういった貴重な時間をカットしてまでやるということではございません。各学校は、年間トータルで余裕を持って日数をとっております。例えばいつ風邪が蔓延して3日間学校閉鎖するかもしれません。あるいは、食中毒でいつ5日間学校閉鎖するかもしれません。それに対応するように、各学校では余裕を持って年間計画を組んでもらっております。そういった意味で、確保するものは確保して、余裕の中でできるだけ芸術文化の素養に触れるものを提供していきたい、あるいは確保していきたい、このように考えております。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 教育長のお考えは十分にわかりましたので、管理職段階でそういうノルマ的な押さえにならないようにという配慮を入れてもらうということで、ご指導方十分よろしく願いいたします、教育長への質問は終わります。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長 長 以上をもって大谷議員の質問を終了いたします。

清水議員の発言を許します。清水議員。

○清水議員 それでは、通告順に従いまして、質問を行いたいと思います。今回は、談合疑惑の究明及び契約制度の改善ということで、一つの点に絞りまして質問をさせていただきたいと思います。この談合疑惑は、報道各誌がこの3カ月間繰り返して報道されていますが、例えばこれは朝日新聞の10月16日の記事です。ここでは、朝日新聞の道内版としてはかなり大きな記事なのですが、談合調整に不協和音、道内各地公共事業絡み次々ということで、そのトップに滝川地区広域消防事務組合の関係が記事として書かれ、その中に業者の選定についても情報では入札業者を指名する指名選考委員会です。市幹部からの働きかけがあったとされているということを初めとして報道される中で、市民、職員が一体事実はどうだったのかということで、この問題の究明、事実解明を多くの方々が望んでいると、そういう中で明らかにするために質問を進めていきたいと思います。

◎1、談合疑惑について

- 1、月刊誌と2回目の談合情報に対する調査体制について
- 2、月刊誌と2回目の談合情報に掲載された職員の言動は事実か
- 3、「官製談合防止法に違反する行為はなかった」との答弁の理由・根拠は
- 4、官製談合防止法についての解釈について
- 5、「違反する事実はない、しかしクオリティへの抗議と謝罪要求はしない」で市民の納得は得られない

6、実名による情報提供を拒否したのは、「滝川市建設工事等に係る談合情報の対応に関する事務処理要領」に明確に違反する行為だったのではないか

まず、1点目です。二つの大きな情報が10月に寄せられています。一つは、月刊誌の報道、もう一つは2回目の事務組合に寄せられた談合情報、こういう中で市に関係する部分、市職員に関係する部分について以下質問を行っていきたいと思います。

1点目ですが、調査全体は組織的だったと思われます。どのような組織、体制、期間、根拠例規で調査を行われたのでしょうか。

○議長 市長。

○市長 該当するというふうに想定される滝川市職員において、事情聴取を行ったところであります。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 このような場合について、今私は組織、体制及び期間、そして根拠となる例規についてお尋ねをいたしました。これについてはお答えできないということでしょうか。

○議長 市長。

○市長 今回の問題につきましては、大きな問題は滝川地区広域消防事務組合における問題であります。それにかかわったという疑惑が生じている。それが事実かどうかということは、総務部長において関係するというふうに思われる職員において事情聴取を行ったところあります。入札の問題については、別に広域消防事務組合のしっかりとした規定に基づいて調査の組織ができ上がっており、その調査権限に基づいて調査しておりますけれども、そういうことでない限りにおいては、地方公務員法にもとる行為がないかどうか、抵触する行為がないかどうかと、そういう根拠に基づいて所管の部長においてしっかり調査をして、その疑惑はないという報告を受けております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 次の点に移ります。総務部長が事情聴取をされておりますが、総務部長はこの談合情報で指摘をされた指名選考委員のメンバーということで、総務部長一人で聴取を行ったとすれば適切とは言えないのではないのでしょうか。別の職員が行うということを行うべきだったのではないのでしょうか。

○議長 市長。

○市長 物事を進めていくときに、総務部長という職務をもってやっていくわけです。総務部長という個人がやるわけではありません。その職務はしっかり達成しているということを確信しておりますし、そういう立場での報告を受けております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 一般常識的に言えば、そうやって関与が情報として寄せられた人、その方でない方を、滝川市は大きな組織です。個人でやっているわけでないわけですから、総務部長がそういうことであれば別の、部長の下の立場の方とか、あるいはその上の立場とか、そういうことは考えなかったのでしょうか。

○議長 市長。

○市長 ご質問の根底に一部事務組合と滝川市職員との関係ということを結びつけようという意図があるのではないかというふうに思わざるを得ませんけれども、先ほど申し上げましたように一部事務組合は規定にのっとって、この仕事についてしっかり調査をやっているのです。調査をやった結果、私は片一方では消防事務組合の組合長という立場でありますから、その結果の報告を受けております。そういう結果の報告に基づいて、総務部長に指示をしたわけであります。この点は誤解のないようにしていただきたいと思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 時間がありませんので、次に進みます。

事情聴取では何人に聴取をしたのか。また、クオリティに掲載された言動があったのかについて伺います。この点では、先ほど渡辺精郎議員の質問に対し、法に抵触するようなことはなかったというご答弁でしたが、私は法に抵触するかどうかでなくて、掲載された言動があったかどうかを伺います。言動があったかどうかについて具体的に聴取で聞いたかを伺います。

○議長 長 市長。

○市長 想像される職員に確認をしたと、事情聴取を行ったということであります。何人に事情聴取をしたのかということについては、触れるべきではないというふうに思います。あわせて、情報としてはいろんな情報あるわけです。そのさまざまな情報の中でこういうことがあったのか、ああいうことがあったのかということは本質的なことではないと私は思います。したがって、官製談合防止法に抵触する行為があったのかなかったのか、さらに地方公務員法に抵触する行為があったのかなかったのか、そこら辺が一番重要なことで、ああ言ったのか、こう言ったのかと、そういうことについての事情聴取は本質的なものではないというふうに思っております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 さまざまな情報というふうに言われましたが、私が聞いているのは月刊誌あるいは新聞、そして1回目、2回目の談合情報と、これだけだというふうに思いますが、さまざまな情報という点でそのほかにどういうものがありましたでしょうか。

○議長 長 市長。

○市長 そういうふうにマスコミ、報道機関によって報道される情報のみではないということでもあります。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 さまざまと言いますけれども、情報の中で一番わかりやすいのがクオリティの記事なのです。これは、道民何万人が読まれているかわかりませんが、恐らく知事を初めとして各界の方が読まれているのです。これほどわかりやすく具体的な言動があったと書いているわけです。あったのではないかと書いてあるわけです。これがこのとおりそういう言動があったのかということを知りたいのはもっとも常識的で、ほかに比較できるような聞き方というのは私はないのかなと。では、逆に聞きます。さまざまな情報の中で聞いたと言うけれども、具体的な言動でなくて、では何を聞いたのでしょうか、事情聴取で。

○議長 市長。

○市長 何度も申し上げます。法に抵触をする、主として二つの法に抵触をする事実があったのかなかったのか。私は、報道はさまざまな情報に基づいて報道されるのだらうというふうに思います。それだけの確認ということだけではなくて、問題は何か、本質は何かというと、言った言わないの話ではなくて、法に抵触する行為があったのかなかったのか、それこそが重要なことだというふうに思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今のご答弁を踏まえて、次に進んでいきたいと思います。

2項目めですが、総務文教常任委員会で末松部長は、一部では答えない、一部がどうかこうか、部分認定をするかどうかという議論ではお答えしないと答弁されました。しかし、市の幹部と市の職員に対する言動について市民が疑問を抱いているにもかかわらず、こういうご答弁では市民は納得できないのです。結果認定だけで、書いていることは本当にそういう言動があったのかどうかというのは、市民各位が分析評価する上では欠かせないというふうに思うのですが、市長の考えを伺います。

○議長 長 市長。

○市長 同じ趣旨のご質問であります。滝川市職員に対して調査を行い、事情聴取を行って、そして一部事務組合ではしっかりとした調査が行われて、そして抵触事実は認められないということとあります。それ以上の手続は、一部事務組合において事実が認められないと、これは一部事務組合の仕事ですから、調査をした結果すべて含めて公正取引委員会に報告してあるわけです。次の段階は、公正取引委員会にゆだねられるべきだというふうに思っております。滝川市職員ということについては、先ほど申し上げたとおりであります。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 次の要旨ですが、これまでのご答弁で言えば第2要旨、第3要旨、第4要旨は、こういう言動あるいは会話をしたかとか、訪問を受けたかどうかとか、そういったことを聞いているのですが、この2、3、4要旨、月刊誌で書かれたようなこういうことがあったのかどうか、一応お伺いいたします。そういうことがあったかどうか、事情聴取の状況を伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 総務文教委員会で私が申し上げましたように、先ほど市長も申し上げました地公法の関係、それから官製談合防止法の観点で、行為結果として構成要件というのが官製談合防止法で定められています。その構成要件にのっとって、それを根拠にして、抵触する関与行為があったか否かについて事情聴取を行ったと。その結果、言動含めて報道されている事実はなかったということで私は事情聴取をしたということでございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 このようなご答弁ではとても納得できるようなものではございませんが、押し問答をしても仕方ありませんので、まずは次に進んでまいりたいと思います。今後の質問、答弁の状況によっては、この言動があったかどうか、これについてはもう一度戻って聞く可能性もありますので、

含んでいただきたいと思います。

次は、第3項目です。ところで、一部では答えない、一部がどうか、部分認定するかどうかという議論ではお答えしない、最終的な結論として二つの法律には違反しない、抵触しないということだという趣旨のご答弁です。しかし、抵触しない、違反しないと言われても、なぜ抵触しないのだというところが問題なのです。抵触しない根拠や理由について伺います。

○議長 総務部長。

○総務部長 先ほど申し上げましたように、根拠は何かということを含めて、地公法、それから官製談合防止法、その根拠の中に2条5項の中に入札談合等を行わせること、特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する者の意向をあらかじめ教示し、または示唆すること、入札談合等を行うことが容易となる情報であって、秘密として管理されているものを特定の者に対して教示し、または示唆すること。この法的な根拠の中で示唆、教示、指示、この観点の根拠によって事情聴取を行ったということであります。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 それでは、次の項目で、結局官製談合防止法についての解釈が問題になるのだらうということで、その解釈について伺いたいのですが、通告でいうと7行目になりますが、談合情報どおりに落札し、42日後に辞退したT社について消防幹部が市の幹部からの話であり、外せないと述べたこと、また市の担当者がこのような不明朗な選考では市の建築住宅課としては協力できかねると述べたこと、また上司のもとに市の幹部が訪れ、有力者の要請により旭川の業者を指名から排除することを示唆したというなどのことが仮に事実であれば、談合防止法の2項の1、事業者に入札談合を行わせることそのものではないですが、業界関係者からの依頼で指名業者から一部の業者を外すということで、入札談合を可能にする行為であったというふうに解釈することができるのではないのでしょうか。

○議長 長 市長。

○市長 質問と答弁がすれ違っている。それは、認識の違いによるものだと思います。だれがああ言ったか、だれがこう言ったか、言ったのか言わなかったのか、そういうことを私どもは結果の認定においてやるつもりはありません。事情聴取でありますから、さまざまなことをやります。さまざまなことをやりますけれども、しかしそれは先ほど答弁申し上げましたように、あるいは総務部長から答弁を申し上げましたように官製談合の疑いがあるかないかという側面で言えば先ほど言った三つであります。一つは談合の明示的な指示を行ったのか、受注者に対する意向の表明を行ったのか、発注に係る秘密情報の漏えいをしたのか、そういう三つのポイントであります。そのいずれの三つのポイントについても疑惑になる、あるいはこれに抵触をする、そういう事実はなかったということであります。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 すれ違っているわけではないのです。私は、違反する行為はなかったと、その根拠を示せというときに、まず言動があったかどうか、これを市長は答弁されないわけですから、一部では答えないわけだから、我々はこういう言動があったと、この言動の場合官製談合防止法だとか偽

計入札妨害罪だとか、こういったものに触れるかどうか判断しようがないのです、こちらは。市長部局では判断されたのでしょうかけれども、市民にわかるように、判断するために、言動について一部ではお答えしないというふうにされているわけですから、すれ違っているのですから、そこが答弁されない限りここは市民にはわからないということですが、この問題で次に進みますが、第2要旨です。

以上のように官製談合防止法などの法令に違反するかどうかというのは、新しい法律だということ、また官のかかわりについては判例が少ないということで、法律解釈はさぞ難しかったのだらうと、結論は出されましたけれども。また、独占禁止法や刑法の競売入札妨害罪などに触れるかどうかも含め、顧問弁護士や公正取引委員会など監督官庁に相談されたでしょうか。

○議長 総務部長。

○総務部長 官製談合防止法の中で法律の条文で構成要件を明確にしております。先ほど市長からも申し上げましたし、明らかになっている構成要件に該当するか否かが行為結果としてあったか否かの判断でありますから、私どもとしてはこの法律に準拠しながら、相談するまでもなく構成要件を明確にして限定列举されているわけですから、その法の趣旨にのっとって私は事情聴取したということでありまして、顧問弁護士、公取委に相談はしておりません。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 私も一つ事例を用意しています。これは、東京都の立川市の水道工事に関係する昨年の5月18日の裁判の判決です。これは、判決理由として、判決は懲役1年6カ月、執行猶予3年というのですが、元市総務部長に対して判決の理由として、業者側の要望どおりの指名業者を選定させた上と、この要件が7人全員について業者側の要望どおりの指名業者を選定するということが判決の理由になっているのです。そこで、第4項目の第1要旨に戻りますけれども、上から11行目です。有力者の要請により、旭川の業者を指名から排除することを示唆したという、もしこれが事実だとすれば、業者側の要望どおり指名業者を選定するということと大きくかわることなのです。ですから、法律に違反するかどうかは弁護士にも相談しない、公正取引委員会にも相談しない。官製談合防止法は本当に短い法律です。これだけをもって滝川市の職員が判断するというのは、私は大変困難だったというふうに思いますが、私が今示した判決を聞いてどのように感じられますか。

○議長 長 市長。

○市長 さきのご質問にもお答え申し上げましたけれども、一部事務組合の議会における議論と、滝川市職員というふうに前提としては言っているのだけれども、どうもそうではない。ごっちゃにした立場でご質問なさっていらっしゃるのではないのでしょうか。明らかにさせていただきたいのは、滝川地区の広域消防事務組合の議会においてはいろいろご質疑がありました。ご質問がありましたことと同趣旨の内容も含めて、組合長の行政報告に基づいて質疑、答弁が行われたわけです。議員も傍聴されていらっしゃるのではないのでしょうか。そしてまた、消防事務組合においては数件にわたる請願もなされたわけです。その請願の審査も行われたわけでありまして。広域消防事務組

合においてそういうしっかりとしたことをやっているということをまず改めてご認識をいただきたいというふうに思いますが、その広域消防事務組合においては既に手続に基づいて公正取引委員会に一部始終を報告をして、そしてそこに次にゆだねられているわけであります。さて、翻って滝川市職員という立場に立ってみたときに、それに絡んで、先ほど総務部長が言いましたけれども、弁護士だ、公正取引委員会だということについて助言を求めたり相談をしたり、そういう要件のものは滝川市にはない。私どもが判断し得る範囲で十分判断できるというふうに考えております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 それでは、この件をさらに深めたいと思うのですが、第4項目の第3要旨です。滝川市の場合指名業者をどういうふうを選定しているかということで、私一つの例として土木について調べました。それで、三つの点を伺いたいのですが、AランクからEランクまでで43社がリストに載っているのです。この中から大体7社を選ぶのですが、いろんな基準あります。共通基準、事業別基準、しかしそれをやっても7社にならないので、さらに選考委員会で基準をつくって絞り込むということをやられているのです。そこで、3点伺いたいと思います。

まず、①です。このような場合の選定の方法は、どのように行っているのか。

それから、②として、選定数は5社から7社とされていますが、昨年度までの3年間の実績はどうかと。

3番目としては、基準の第4条に市長が別に定めるというふうに書かれておりますが、定めている実績はどのようなものでしょうか、また公示されているでしょうか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 議員のご質問の滝川市におきましては、指名基準及び同指名基準の運用方針並びに滝川市工事請負契約関係業務の適正な執行に関する運用方針に従い、滝川市入札等参加者指名選考職員会議において選定しております。選定数につきましては、さきに申しあげました工事請負契約関係業務の適正な執行に関する運用方針第2条に基づきまして選定しております。運用方針第2条に基づいているのは、建設工事指名競争入札参加者の指名数は一つの工事につき、工事等級区分に対応し、原則として別表のとおりであるということで、その別表で、例えば土木一式工事であればA等級であれば9以上、B等級であれば9以上、C等級であれば7以上、D等級であれば7以上、E等級であれば7以上という基準に基づいて選定しております。それで、3年間の実績ということになります。土木工事で例で申し上げますと、15年は26、平成14年は26、平成16年は22、平成17年は12月13日現在で17と、そういう指名基準にのっとってやっているということでございます。

(「市長が別に定めることについては答弁ありません」と言う声あり)

○総務部長 市長が別に定めるというのは委任事項でありまして、運用基準の方によっているということです。運用基準で今申しあげました7社以上とか9社以上だとかということになっているということです。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 最近のを調べたら、9月27日の土木工事、これはBランクが2社、Cランク4社、

Dランク1社なのです。BとCは10社、10社なので、10社から2社、10社から4社はどのように絞り込んだというのを会場の皆さんにもわかるようにご説明ください。

○議長 総務部長。

○総務部長 指名選考過程は、指名選考職員会議においてそれぞれ議論されるわけですが、総合的判断のもと、指名委員会の中で共通の基準、例えば信用度だとか各種資格の取得状況、技術力、設備等の保有状況、地理的利便性だとか指名停止等の有無だとか、経営事項審査の有無だとか、それから事業別に特に技術を要するものだとか、それから予定価格に対応した上位2位から下位2位に格付けされたものだとか、そういうことに基づき、共通の基準、事業別基準の中で選定をしているということでございます。

○議長 清水議員。

○清水議員 今挙げた例は、恐らくCランクの工事だったのかなと思うのです。だから、Bランクの会社というのは恐らく両方の基準をほとんどクリアしているのだろうというふうに素人的には思うのです。何のために聞いているかという、滝川市は入札制度をずっと改善してきていますので、客観的に行われているだろうという一つの例として私説明を聞きたいということですので、よろしく願いいたします。要するに、事業別と共通のだけでは絞り込めないのではないかと。だから、もっと新たな別の基準をつくらないと絞れないのですが、その別の基準というのを具体的に言ってほしいのです、総合的にとかというのではなくて。

○議長 総務部長。

○総務部長 具体的に申し上げたつもりですが、共通の基準として信用度、それから各資格の取得状況、それから技術力、設備等の保有状況、地理的利便性、信用度、指名停止の有無、経営事項審査の有無、それから事業別基準としては予定価格に対応した2位から下位の位置づけになっているかだとか特殊な工事に対応した指名状況はどうだとか、そういうことを総合的にやっているということで、これぐらい客観的基準はないと思うのですが。

○議長 清水議員。

○清水議員 私は、これは例として伺っています。滝川市は、そういう形で細かい客観的な基準で選考しているのです。ところが、前要旨に戻っていただきたいのですが、ここで月刊誌とかに書かれているのは有力者の要請により指名を排除するとか、指名業者から、あるいはこのような不明朗な選考では協力できかねるとか、こういう客観的な基準でないことで指名から外されたという言動があったとされているのです。だから、一番最初に戻りますけれども、部分では答えないというふうに言われます。しかし、やはりこういうことを考えると、部分があったかどうか、これで防止法だとか競売入札妨害罪に抵触するかどうか判断されるのです。そういうふうにお考えになれませんか。

○議長 市長。

○市長 その表現はともあれ、こういう企業を示唆するということは、これはやっぱり官製談合防止法に抵触するわけです。そういう事実はないということです。

それから、滝川市の入札にかかわるさまざまな改革、これは同規模の自治体としては相当先進的

にやってくるはずであります。それは、入札の透明性というものを確保するためであります。しかし、あわせて、適正な競争関係、そういうものを達成しなくてはいけないということもあるわけであります。そういう観点に立って、適切に、しかも滝川の入札の手続そのものは同規模の自治体としては極めて革新的に、誠実に、そして疑惑なしに行われてきたというふうに思います。

○議 長 清水議員。

○清水議員 それでは、次の項目に移ります。先ほどの渡辺精郎議員のご質問に対して、クオリティの記事に対する抗議はしないと、今冷静な判断を行うときだと、一喜一憂して行動しないというふうに答弁されています。しかし、これだけの記事書かれているわけですから、抗議する必要があるかなという部分と、まだ早いかなとか、しなくていいのではないかという、そういうプラス面とマイナス面、そういうことで判断していくというふうに思うのです。そういう点で、結論ではなくて、どういう点では抗議する必要がある、どういう点ではする必要はないというふうにお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 そのご質問についても、先ほどご答弁をさせていただいたというふうに思います。滝川市長として、先ほどの報道の状況を見る限りは、これからの検討もありますけれども、今のところ抗議をするつもりはありません。広域消防事務組合長としての立場はまた別でありますけれども、私は両方の代表者でもありますから、それは先ほど申し上げたように冷静な判断が必要だというふうに思っております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 この問題では、これまでどうだったのかということで、昨年の6、7月号だったと思うのですが、アイガモ関連記事への対応、これは田村勇議員の質問に対して、市長はこう答えられております。かなり多くの皆さんが読まれたという事実はあるだろうというふうに思います。5月号の内容について不適切な報道も一部ありましたから、それについては適切性を欠くということで正しい事実を報道していただくように要請したところであります。さらに、そういう点についてクオリティでは、5月号では不明快であるというふうに言った記事に対して抗議を申し入れ、6月ではちゃんと理事会の承認を受けているという報道になっているというわけであります。こういう形で抗議が一定認められるということで、市民の理解も得られるということにも貢献しているのだろうというふうに思います。このこととの整合性について伺います。

○議 長 市長。

○市 長 アイガモの段階では、それでは一部事務組合のように公正取引委員会に一部始終報告して、次のステップという段階はないわけです。したがって、冷静な判断は必要ですけれども、その段階での判断は抗議をするという判断だったわけです。したがって、先ほど申し上げました今の段階で滝川市長として抗議をする必要性は感じていないというふうに思っています。次のステップはどういうふうに進んでいくのかと、私どもは調査の結果法律に抵触する行為はないというふうに確信しておりますから、しかし公正取引委員会にはしっかりと報告をしているわけでありますから、そういうことも含めて冷静な判断が必要だと。先ほど申し上げましたように、どの報道機関に載っ

た、あるいは載らなかった、そういうことによって一喜一憂、毀誉褒貶して神経質に判断を誤ってはいけないというふうに思っております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 公正取引委員会というところは、1年間に1,500件の談合情報があると言われていいます。この6年間だけとって百数十件が勧告を受けると、忙しいところなのです。だから、滝川市は組合として公取に報告したからといって、調査がどれだけ進んだかということがわかりますか、調べていますか、問い合わせていますか、その辺について伺いたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 公正取引委員会が判断することであります。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 判断するという答弁では足りないのです。これは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、独占禁止法の規則です。第45条に、ただの報告では調査しないといっているのです。しかるべき手続を経た報告に対してしか調査しないのだから、私が考えますに、公正取引委員会が調査している最中だから、クオリティの記事に抗議しないということが言えるような調査が行われているかどうかは、やはりきちっと確認して、もししていないのだったらすぐ抗議するとか、そういう対応をとるべきではないでしょうか。

○議長 長 市長。

○市長 法に抵触する行為はないという調査結果を私は受けてあります。このことは、一部事務組合の議会においても先ほど申し上げましたように十分議論がされて、そして解明された事実だというふうに思います。しかし、実務手続上公正取引委員会に報告をしているという中身であります。そういう状況の中で、公正取引委員会にさらに何で調査しないのだとせつつくつもりはありません。もしそういう明確な情報をお持ちであれば、法に基づいて手続をなさったらいかがかというふうに思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 次の要旨で市長の姿勢についてただしたいと思うのですが、日本共産党市議団は談合疑惑問題で匿名情報提供者から実名で市長に直接情報提供したいと依頼を受けました。そこで、10月7日、田村市長に対し、新たな情報提供を行うための懇談の場を持つことを申し入れました。これに対して12日、若山秘書課長から、会うことはできないと拒否の回答がありました。また、市長がだめなら総務部長でも課長でも主査でもよいと依頼しましたが、拒否されました。市と組合を包含した談合問題で再入札を前に談合情報の実名提供を拒否することは、公共工事の入札適正化法に基づき制定した滝川市建設工事等に係る談合情報の対応に関する事務処理要領に違反する対応だったのではないのでしょうか、市長のお考えを伺います。

○議長 長 市長。

○市長 先ほどさまざまな情報ということを申し上げました。さまざまな情報の中で、滝川市長としては調査をやったわけであります。したがって、その後において情報提供したい、これは広域消防事務組合のことでもありますけれども、逆に滝川市長がその方と会うという必要性はど

こにあるのでしょうか。もしお会いしたら、逆に疑惑招くことにならないでしょうか。私は、会うという判断をしないことが適切な判断であると。それは、市長が会わないということとあわせて、職員が会うということは市長が会う話と同じ話でありますから、それは適切な判断ではないという判断であります。

○議 長 清水議員。

○清水議員 談合情報の対応に関する事務処理要領では何て書いているかと、情報を得たら、直ちに、こう書いてあるのです。第5条、談合情報があったことを知ったとき、提供者の身元、氏名等を確認の上、直ちに事務局へ電話等により通報しなければならない、こう書かれているのです。これは、滝川市が含まれる、参加している事務組合のことです。そのようにこれを無視するような対応でよかったのでしょうか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 清水議員さんちょっと勘違いなさっているのではないかなと思うのですけれども、その事務要領は、第1情報があつたとき、入札を延期するか含めて身元確認とかということです。私の決裁にて消防関係は8月に公取委に報告しているわけです。以降は、もう公取に報告されているわけですから、今の事務要領の趣旨はその趣旨とは違いますので、その辺はご理解いただきたいと思っています。

○議 長 清水議員。

○清水議員 大事な点ですので、確認をしますが、第1情報ってどこに書いていますか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 談合情報によって入札を延期するか否かも含めながら調査をするということを想定して事務要領はつくっているわけです。だから、それに基づいて事情聴取をして、公取委にそれら書類を送っているのです。第2情報、第3情報、先ほど言いました会いたい、会わない、それが事務要領に基づいて第2段階、第3段階で会うということは想定していないということです。

○議 長 清水議員。

○清水議員 要領には第5条、職員は入札に付そうとする事項について、10月7日というのは2回目の入札の前なのです。1回目の業者が辞退して、なくなったのです。2回目の情報の前なのです。そういう点では第1情報というふうに考えなければなりません。お考えを伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 私どもの解釈としては、第1情報ということで判断しております。

○議 長 清水議員。

◎2、契約の改善について

1、情報への対応について

2、第三者について

3、指名選考委員等が談合に関与する情報が寄せられた場合の対応

○清水議員 それでは、押し問答をしても仕方ありませんので、最後の2件目に入りたいと思いま

す。契約の改善についてということで、まず1項目め、情報への対応についてであります。契約に関係する業者の資格、免許などに疑いがあるとの情報に対して内部だけで結論を判断することによっていいのか、迅速に監督官庁に問い合わせることや疑いについて告発することを例規に明示すべきではないでしょうか。

○議長 市長。

○市長 指名競争入札参加資格者の名簿の管理についてのご質問だというふうに思いますが、登録をいただいている事業者の方々には登録に必要とする資格あるいは免許等の変更、そういうことは当然でございますけれども、代表者の変更についてもみずから届け出を行っていただくということが前提であります。事業者みずからがしっかりと資格要件等を確認していただき、届け出いただくことによって今後とも適切な指名競争入札参加資格者名簿の管理を行っていただけるというふうに思っております。これが1件1件登録しているものを現実に確認できるかといったら、何百件であります。それは、難しい。したがって、登録をしているという責任を登録している人も感じてもらって、欠格要件が生じたときには直ちに届け出てもらうと、それがよくわからないということであれば関係監督官庁に照会をしていただいて、それで手続きをしてもらいたいものだというふうに思います。今回の案件については、疑惑に当たる実態はなかったということを私どもは判断をしております。このことについては、さまざまなことがあって廃業届を出したがために、北海道庁としても見解の表明ということには至っておりませんが、しかし盲点として今のやつは問題があるという感じでは情報では受け取っておりますけれども、しかしこういうことはやっぱり監督官庁としてしっかりやってほしいものだなというふうに思います。

○議長 清水議員。

○清水議員 市長、今何百件というふうに言われましたが、私は疑いがあるとの情報に対してです。滝川市にそういう情報が今まで何百件もありましたか。

○議長 市長。

○市長 今回消防事務組合の案件を名義借り、貸しの事実があるのかどうかと。北海道は、確かに盲点の部分があるのではないかなというようにその表明も一部になされているように私は報道によって認識をしておりますけれども、しかしそれは滝川市としてしっかり調査をして、資格ありというふうに判断をしたことであります。私が言っているのは、いろんなことを想定をして、名簿の管理というのは登録した以上は登録した方が善意をもってやってもらわなかったらいけないと。それから、個々のことについて、今回は1社でありますけれども、個々のことについていろいろ疑惑があるというふうな情報があるのであれば、その情報に基づいて調査をするという、名簿を管理する立場としてはそういう責任はあるというふうに思っております。

○議長 清水議員。

○清水議員 個々の情報については名簿を管理する責任があるということはわかりますが、それは当然の話なのです。8月1日ですか、の談合情報で名義借りの疑いがあるという時点でもし空知支庁に調べをかけていけばどうだったかと。9月7日に立入調査、これはある市民が空知支庁に言ったと。もし滝川市が同じように調査をかけていけば1カ月早く消防の建物建った可能性高いのです。

ですから、これは公共工事の入札適正化指針です、ここには何て書いているかというと、不良、不適格業者の排除に関する事ということで、不良、不適格業者とは一般的に技術力、施工能力を全く有しない、いわゆるペーパーカンパニー。だから、名義借りも含めた、そういったものをなくしていこうと、排除していこうと、そのためのいろんな努力求められているときに、情報が入って、それを監督官庁にすぐ行けないような滝川市の組織であれば、それは問題だというふうに私は厳しく指摘をしておきたいと思います。

次に、第三者についてですが、市は入札から随意契約まで含めて、談合や官民癒着のない公平公正な制度にするために改善を進めています。これは、公共工事の入札及び契約の適正化促進に関する法律の遵守から見て当然のことです。しかし、適正化指針のうち、第三者の意見を適切に反映するという点についてはまだ具体化されていないと思うのですが、この問題について市長のお考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 適正化指針の中では、地方自治法第195条に規定する監査委員を活用するなど既存の組織を活用するということも認められているわけです。したがって、滝川市は監査制度の活用などにより入札及び契約の透明性の確保、不正行為の排除に今後とも一層努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長 清水議員。

○清水議員 今監査委員の名前が出されました。確かガイドラインには監査委員の活用も書かれております。ただし、それがシステム化されているかどうかということが問題なのですが、どういうふうにシステム化されているのですか。市長が依頼したり何らかの行為をしないとそうならないのですが、市民にわかりやすいように、今どういうふうに監査委員が契約制度の特に談合問題、こういうことについて透明性や公正性を期すためにどういうチェック役としてかかわられているのかを伺います。

○議長 市長。

○市長 監査委員は業務の監査も権限の中にあるわけでありますので、全般にわたるものだというふうに思います。そして、特にこの件についてはということがあれば、市長から監査委員にお願いをして監査をしてもらうというものもあるというふうに思います。第三者機関については、そういうふうになっていますけれども、国で58パーセントです、やっているのは。都道府県は、ちょっと割合高いです。81パーセントです。市町村だと3パーセントです。少ないから、要らないと言うつもりはありません。いろんなことで判断をして、第三者機関をつくる方が適切だというふうになったときには、それはつくりますけれども、しかし私は監査委員制度の中で現状においては達成可能であるというふうな認識をしているところであります。

○議長 清水議員。

○清水議員 今のご答弁では市長が依頼するという段階が必要だというふうに理解をいたしました。が、そのようなことで理解してよろしいでしょうか。

○議長 市長。

○市 長 そういう場合もあるという答弁であります。

○議 長 清水議員。

○清水議員 それでは、最後の要旨に入りたいと思います。指名選考委員等が談合に関与する情報が寄せられた場合の対応ということで、11月28日の総務文教常任委員会で私は滝川市建設工事等に係る談合情報の対応に関する事務処理要領に指名選考委員関与情報への対応についての記述がない、改正が必要でないかと質疑したのに対して末松部長は、発注者側については指針にないので、改善する考えはない等の答弁をされています。しかし、結果として指名選考委員への事情聴取は、これを準用した事務組合では行われなかったわけで、今の要領では不十分ではないかと。

1点目として、官製談合防止法は、第3条のように公正取引委員会が調査し、入札談合関与行為があったと認めた場合に地方公共団体の長などに対して改善を求めることから始まる法律であり、今回のように公正取引委員会に報告する以前の対応については何も記されていないのではないのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 広域消防事務組合において行政報告が行われたわけでありますけれども、談合情報が寄せられた後、公正入札調査職員会議を開催をして、指名業者、それから関係職員の事情聴取を行ったところであります。関係職員という中には指名選考委員も含まれているということでもあります。

○議 長 清水議員。

○清水議員 もう一度確認したいのですが、消防事務組合で指名選考委員の事情聴取も行ったということなのでしょうか、準用している組合で。確認いたします。

○議 長 市長。

○市 長 この職員会議で決めた方針に基づいて、入札業者における事情聴取、それから関連の職員及び広域消防事務組合における指名選考委員、その事情聴取を行ったということでもあります。

○議 長 清水議員。

○清水議員 これは事務組合に係る問題ですので、これについてはお聞きをしません。しかし、私は、北條消防長から指名選考委員への事情聴取は行っていません、行いません。これは、公取にやってもらうしかないというふうに直接話を聞いていることだけ述べておきたいと思います。こういう点で、今の要領では発注者側についてシステム化されていないのです。これは、公取が調べなさいと言って初めての中身ですから、全部。公取が調べなさいと言う前のことは、何も書いていません。ですから、必要だということを重ねて強調したいと思います。

この件で今市長が消防事務組合ではやられたということなので、2点目については一応お聞きします。今後指名選考委員等が談合に関与する情報が寄せられた場合、事情聴取するということですね。

○議 長 市長。

○市 長 公正入札調査職員会議というのを開催をして、その結果に基づいて行動するというところであります。

○議 長 清水議員。

○清水議員 具体的には談合情報取扱要領の方は、事業者側については具体的に事情聴取することによって書いているのです。そういう点で指名選考委員や職員については明記されていないので、今後明記するような改正を行っていただきたいことをまず述べたいと思います。

それで、最後ですが、今回の問題は事務組合の問題です。しかし、これから広域化がいろんな面で進むと、水道事業もさらに広域化進んで、介護や国保も広域化と、そういう中で事務組合がいろんな契約をこれからどんどんやっていくのです。ところが、渡辺議員の質問に市長が答弁されたように、それぞれは個々に専門スタッフいないから、滝川市がいろいろ手伝ってやる必要があると、力をかす必要があるという中で、今後一部事務組合も含めて入札をうまくいかせる、透明、公正な形で進められるような組織、これはガイドラインにも載っているのです。共同で自治体が行いなさい。こういうことについて、共同で自治体が行うことについて市長のお考えを最後に伺いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 一部事務組合における入札執行の透明性、競争性あるいは公正性と、そういうものは十分達成しなくてはいけないというふうに思いますので、これまでも達成されてきたというふうに思いますけれども、さまざまなこれからの事象の中でそれが十分でないという場面についてはやはり改善策が求められるべきだというふうに思いますが、それは今後の状況によるというふうに思っております。

○清水議員 終わります。

○議長 以上をもって清水議員の質問を終了いたします。

お諮りいたします。若干休憩をいたします。再開は午後２時５５分といたします。休憩いたします。

休憩 午後 ２時４０分

再開 午後 ２時５５分

○議長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

窪之内議員の発言を許します。窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、日本共産党の窪之内ですが、議長の承認を得ましたので、一般質問を行いたいと思います。今回は、大きく２件についての質問となります。

◎１、滝川のまちづくりと郊外型大型店

- １、まちづくりと大型店出店規制
- ２、まちづくりの長期的計画の尊重を
- ３、元気タウン計画見直しと大型店出店

１件目ですが、滝川のまちづくりと郊外型大型店についてです。まちづくりと大型店の出店規制についてまず伺います。ことしに入ってまちづくりにおける大型店出店のあり方に関する

象徴的な動きが起きつつあります。その一つが福島県の9月の議会定例会で大型店の出店を広域的に規制するための福島県商業まちづくり条例が全会一致で可決されたことです。大型店規制に関する広域的条例は、全国でも県規模では初めてです。この条例では規制対象の大型店の店舗面積を6,000平方メートル以上と定めています。この条例制定の目的として、商業、まちづくりの推進に関して県、小売事業者等及び県民の責務を明らかにし、基本的な方針及び特に規模の大きな小売商業施設の立地について広域の見地から調整し、商業、まちづくりに関する施策を総合的に推進し、将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとしています。また、まちづくりの目指すべき基本は、持続可能な歩いて暮らせるまちづくりを掲げています。こうした将来目指すべき自治体のまちづくりの基本とその推進のために、大規模小売商業施設の出店を規制する自治体独自のこうしたまちづくり条例の必要性について市長の認識をお伺いしたいと思います。前回の清水議員の質問の中で、一般的なまちづくり条例についての認識については市長は述べておられるのですが、私が求めているのはその中に大規模な商業小売施設の出店を規制する内容を含んだまちづくり条例ということでお伺いしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 北海道としても広域調整の必要性というところが議論をされて、条例化されるのかどうかというのは今後北海道の方の対応の状況を見据えたいというふうには実は思っております。私は、先ほどご質問にもありましたようにまちづくりの基本条例、これはやっぱり検討しなくてはならないというふうに思っておりますが、商業の立地誘導あるいは調整機能を持つような、それ用のまちづくり条例というのは基本的にそういうものは個別につくるべきではないのかというふうには実は思っております。したがって、ご質問にありました大きな意味での補助事業を追いかけるとか、国の施策に乗っていけば安心とか、こういうことではないだけに、滝川市のまちづくりの方向を構想や計画があるからいいということではなくて、やはり基本条例として持つべきではないだろうか、その検討は必要があるというふうに思っておりますが、商業の立地を規制、誘導する、そういう意味でのまちづくり条例はいかがなものかなというふうに現状では思っております。ただ、北海道がどう対応していくのかと、あわせてまちづくり3法の議論が実に今幅広い面で議論されていますから、その動向がどうなるのかということも見据えて判断する必要があるというふうに思っております。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 単独での大規模小売商業施設の出店を規制するような条例については、つくるべきではないというのが現時点のお考えだと。ただ、全体としては、まちづくりの基本条例として持つべきだということで、こうした方向は確認できたのだというふうに思います。次の質問との関係もありますので、市長はそうした方向を確認して、道の動きなんかも見たいというふうにおっしゃっていました。

その北海道の動きに関して2要旨目で質問していますので、2要旨目に入りたいというふうに思います。象徴的な動きの2点目として、議会でも1回質問したかなと思いますけれども、商工会議所など商業4団体がまちづくり3法の見直しを政府へ要請したことです。また、下部団体でありま

す北海道商工会議所連合会など商業関連４団体も中心市街地空洞化を食いとめるためには行政による強制的な措置が欠かせないと判断から、大型商業施設の進出区域に制限を設ける北海道まちづくり条例の制定を北海道へ求めました。この要請に対して、北海道は中心市街地活性化検討会を設置して、大型店進出区域を制限して中心部に都市機能を集積する方策を固めているというふうに言われています。一方、政府も重い腰を上げ、来年の通常国会へまちづくり３法の改正案を提案する見通しになっています。中身についてはいろいろまだ不明なところもありますけれども、いろんな大型店の出店を規制するような中身も盛り込まれるのではないかとというふうに考えています。すなわちまちづくり３法が各自治体のまちづくりという観点から実際には機能しなかったと、そういう法律となっていることを政府としても道としても現段階では認めざるを得ない状況が起きているということです。こうした法改正や道の条例制定を目前に控えている時期に、現３法のもとでの駆け込み的なポスフル出店にはまちづくりの最高責任者としてこういった法律なり条例が改正される時期までせめて出店に待ったという立場を明確にすべきではないかというふうに思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 制度は、さまざまな反省もあって、大きく変えようという議論がなされております。しかし、さまざまな手続というのは、現在ある法律を前提に物事が進んでいくというのもまた否めない事実であろうと。これがしかるべき理由、根拠が明確であって出店を抑制できるということであればまた別でありますけれども、そうでない限りは申請者の意向というもので進んでいくというのが現法律での位置づけであります。したがって、申請者がどういう行動をとるのかということによって対応は変わってくるというふうに思っております。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 現段階ですから、新しく法が改正されたわけでないですから、当然現法律のもとにいろいろ進められていくというのはわかっています。ただ、今なぜこの法律や条例が変えられようとしているのかという根本は、まちづくりにとってこの法律が本当に見直す必要があるという観点からなわけですから、そういった立場で、たとえ市長が待ったという、そういう意向を示したとしてもポスフルは申請の手続をしてくるということは考えられます。しかし、滝川のまちづくりの責任者として将来の滝川のまちをどうするかということを考えたときに、その首長がせめてこの法律ができるまで、市長としてはポスフル出店ということについては賛成できないという立場を示すということが出店を希望しているポスフル側にもかなりの影響を与えるというふうに私は考えるのです。そういう立場から、規制をできるかどうかというのは別にして、新しい法律がまちづくりにとってどう有効に機能するのかということを見きわめる、そういう立場に市長が立つのであれば、今の時点で、もう来年にはそういう法律なり条例が改正されるというような時点に立っていますから、やはりそういうような立場をまちづくりの最高責任者として表明するということは大きな意義があるのではというふうに考えます。改めて市長のご答弁を伺います。

○議長 市長。

○市長 大型店の立地は、単にその大型店のよしあしという議論だけでは実は終わらなくなっ

ているのだろうというふうに思います。商業機能全体の問題として議論されなくてはならないと。そういう中には、消費者の信頼と魅力をどういうふうにかち取っていくのか、交通条件はどうなっていくのか、あるいは全体の売り場面積というのはどういうことなのだろうか、これからの消費性向というのはどうなっていく、先ほどご答弁を申し上げた都市のコンパクト化ということについてどういうふうにこれが影響を与えていくのだろうか。単に従来あった、例えば商調協における四つの調整機能が働いたら、後はそれでやるのだという単体の商業機能だけではなかなか判断できないような状況になっております。したがって、私は、そういう総合的な観点から、申請がもしあった場合に判断しなくてはならないことがあるというふうに思っております。ただ、それを言えるのは、直接的には市長は意見を言うという手続だけであります。そういう意味ではしっかりとした意見反映が必要であるのと同時に、滝川市長として大型店の商業施設がどうのこうのということだけではない総合的な判断もまた求められるというふうに思います。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 総合的な判断が必要だということで、次の質問も大型店との関係がありますので、次、2項目め、まちづくりの長期的計画の尊重をという項目に入りたいと思います。ここで、この要旨の下から3行目と4行目の文京という字の京が京都の京になっておりますけれども、教育の教でありますので、訂正をよろしくお願ひしたいというふうに思っています。まちづくりの長期的計画ということで、2001年に都市計画のマスタープランというのが作成されています。このプランは、滝川の特徴を生かし、市民参加を図りながら将来の滝川市を展望し、都市づくりの基本を総合的、具体的に定めたもので、2020年までの20年間の計画となっています。すなわち長期的な展望のもとにまちづくりの方向性を都市計画の観点からですが、定めたもので、重要なまちづくりの指針として尊重すべき計画と考えています。このプランを策定するに当たって、田村市長も深村助役も当時の商工農政部長と保健福祉部長の立場で策定会議の委員として役割を果たされています。長期的な視野に立ったこのプランでは、東小学校、國學院、技術専門学院の周辺を将来的にも文教ゾーンとすることが確認されています。その文教ゾーンに大規模小売商業施設が出店するということは、尊重すべき滝川のこのまちづくり計画のあり方から見て反するという方向にいくのではないかというふうに考えますが、お考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 現在の都市計画マスタープラン、基本はこの方向で滝川の都市計画を進めていくべきだというふうに思います。ただ、世の中の流れに従って改定しなくてはならぬところがあるとする、それは改定していかななくてはならないというふうに思っております。文教ゾーンをどうするかということとは別に、私は文教ゾーンというのはゾーンとして必要なところであると、この機能は強化しなくてはならないというふうにも思っておりますけれども、従来の都市計画手法はどちらかというと土地利用の純化、つまり機能の純化ということをやっと重視をしてきたというふうに思います。しかし、今は、例えば中心市街地にしても商業地域に用途指定して商業機能に純化していくと、工業は中心市街地から工業団地に、工業地域のいろいろな利用をしているところに誘導していくと、こういうふうに土地利用を純化する、そのことによって機能を純化するという基本方

針が、基本精神が都市計画に従来あったというふうに思います。これが必要なところもあります。しかし、混在型を積極的につくっていくということによってにぎわい性を高めていこうという流れも新しい流れとしてあるのではないかというふうに思います。私は、文教ゾーンにかかわらず、それぞれのゾーンが土地利用上機能純化させるべきものなのか、もしくは混在によって魅力をより高めていく必要のある地域なのか、さらに混在によって混乱が出ていく地域なのか、そういうことをよく考えながら、都市計画マスタープランをいつまでも金科玉条のごとく、変化する世の中において守っていくということではなしに、世の中に適切に対応できるように、必要な場合には見直していくと、そういう考え方であります。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 私もこういった長期的な計画は必要な時期に見直すという立場であることは間違いありません。しかし、この計画が立てられた時期は、もう郊外型の大型店が滝川に出店していた時期なのです。そういう中で、長期的な展望をもって立てられた一つの計画であり、市長がおっしゃった土地の純化のことも当然この中の地区東側における土地利用の純化というようなことも課題で挙げています。将来の目標として、この地区を国道沿道商業施設、この場合国道というのはバイパスの方ではなくて従来の12号の施設と良好な住宅地の共存を目指し、教育施設の整備と快適な居住環境の誘導に努めるということで、商業施設をここにということは、立てられてからまだ何も建っていませんから、そういう中で将来を展望したときに、この計画には何もありません。先ほど市長もおっしゃったように文教地区としてのさらなる強化という、そういうような観点でしかこの計画そのものは読めないというふうに私は思っているのです。だから、そういう中で、もし今さっき市長が答弁したように土地利用の純化というのを変えていくと、そういうような方向性があるのであれば、この都市計画そのものをもう少し早い時点で見直すというような方向性が市長の方から示されていたというのであればまだわかるのですけれども、そういう方向性がないまま、やはりこの計画というものは生きているというふうに私は思うのです。そういった意味で、そういう計画のことを考えたときに、文教地区に大型の商業施設、居住する住民にとってどうかというのは、いろんな総合的な判断をと市長はおっしゃっていますけれども、こういう計画ではなかった。そういう大型の商業施設ということで見れば、こういう計画の尊重という意味から外れてくるというふうに思いますが、改めてお伺いします。

○議長 市長。

○市長 これは誤解しないでいただきたいのですが、文教地域に商業機能を立地するかどうかという観点でご答弁を申し上げているわけではありません。私は、文教ゾーンというのは滝川の極めて魅力あるゾーンの一つであるというふうに思います。したがって、これを機能強化をするためにどうしたらいいのかという手だては、やっぱり考えていかなくてははいけない。あそこが環境悪化することによって文教機能が逃げ出す必要が生じてくると、こんなプランは成り立たないわけです。したがって、私は、文教ゾーンを市が設置しているものも、あるいは学校法人が設置しているものも、北海道が設置しているものもいろいろあるわけでありまして、やはり文化ゾーンの機能強化に結びついていくと、そういうものでなくてはならないというふうに思っております。そ

れがどういうものであるのかというのは、現状においてはポスフルの扱いをどうするかということに収れんしていくのだというふうに思いますが、基本はそういうことを考えております。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 文教ゾーンの機能強化という観点でその文教ゾーンを考えていくということですし、そこに大型の商業施設が適切かどうかということも、そういうことも通して考えていくということで、今改めて商業施設をノーという立場をとれというふうに言っても市長の方から答弁来ないと思いますので、この問題についてはそういう確認をして、次に移りたいと思います。

次ですが、元気タウン計画見直しと大型店の出店に関してです。今元気タウン計画の見直しが進められています。見直しの前提として、第1に中心市街地のエリアについてはこれまでのエリア設定とは変更しない。第2に、二核一軸構想から中心市街地全体の面的な活性化という方向に向けて計画を立てる。第3に、公の力で行うハード事業からやる気のある商業者が主体となつてのソフト事業へという基本的な方針で作業が進められているというふうに理解しています。滝川だけでなく全国的な中心市街地の現況は、大型店の出店ラッシュによる影響は明らかで、大型店と共存共栄できるといった神話は崩れたというふうに私は思っています。そうした中で、新しく改正される元気タウン計画は、消費者と身近に触れ合い、大型店にはない魅力で消費者を引きつける具体的な方策が示されることと思います。市長が何度も言うように大型店にはないものを、そういった特色あるものをつくれば大型店と競争も可能だというような話もされていますが、そういった方向での具体的な方向も示されることになるとと思いますが、しかしこれ以上の郊外型大型店の出店は新しく見直されて頑張っていこうという元気タウン計画の遂行にも否定的な影響を与えるというふうに私は考えます。まず、その点で市長のお考えを伺います。

○議長 長 市長。

○市長 商業面積という観点から言いますと、明らかにオーバーフロー状態だというふうに思っています。ただ、これに歯どめをかける制度はなくなったわけでありまして。もう少し自由競争もあるべきだと、そして物価を安くするべきだということが基本の流れでああいう改正が行われていったのです。私は、商業機能の充実は先ほどご答弁を申し上げましたように商業だけにとどまらないというふうに思っております。雇用の問題であり、交通環境の問題であり、都市環境全体の問題であり、投資の実態の関係であり、利便性の確保であり、物価の問題であり、それで快適になるかどうかというさまざまな都市総体にかかわる問題だというふうにも思っております。そういう意味で、これまでも総合的な判断が必要だというふうに申し上げてきたわけでありまして。それはなぜかという、かつてあった商業の調整機能がなくなった段階で総合判断が求められていくと。したがって、申請に対する主張、意見も今法律では公害とか都市環境に与える影響だけについて意見を言いなさいと、それ以外は意見は受け付けませんということですから、そういう側面で意見は申し上げますけれども、今後の状況については法律が認めるか認めないかにかかわらず、行政の施策として打てるところは総合的な判断で打っていく必要があるというふうに思っております。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 地元のプレス空知が中心市街地の活性化について11月の5日付から4回にわたっ

てシリーズを組みました。また、12月7日では、アーケードが頭にずしりということで、中心市街地の活性化がどれほどこれから進めていく上で厳しいかということ連載したのだというふうに私は思っています。それで、当然中心市街地と言われている中の人たちの中には高齢化ということで次の時代を担う方たちがいらっしやらないという方も生まれてきている中で、若い人たちを中心にこれから中心市街地を活性化させようというときにはいろんな困難が生まれてきて、現在出ている大型店と対抗しようというふうにしても、これはすぐに効果があらわれてくるかというところではないという面もたくさんありますし、それは資金的な面でもいろんな面があると思います。滝川市は、影響調査をしました。それは、一般的な影響調査ということで、実際に出てくるとどうなるのかというのは、これは出てきてみてからでないとわからないというのではありますけれども、その中でも影響を受けるということで見ると市長も影響は受けるということでは一緒に考えるようになってくるのだと思うのです。そうした中で、せっかく今のやる気のある方たちがこういった新しい元気タウン計画のもとでやろうとしているときに、大型店もこうした動きを受けて、大型店も過当競争という中に入っていますから、当然大型店同士の競争や地元の商店街の競争という形でいろんな業態や業種を考えてくるわけです。だから、今の地元の商店街がそこと競争していこうというときには、かなりの体力や財力や支援が必要だというふうに考えているわけです。そうしたときに今以上に大きな商業施設が出てくるということは、そうした動きに否定的に影響を与えるかというふうに市長に質問したのですけれども、こうした意味で私は否定的影響を与えるというふうに考えるわけで、そうした市長の認識をまずお伺いしておいて、そういう認識に立たなければ、仮に実際にポスフルのそういうものが出たときに市長のいろんなお考えを反映する上で違ってくるだろうということを思いますので、否定的影響を与えるというふうに市長は認識されているかどうかについてお伺いしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 市民の皆さんに一定の前提条件を与えて、あれはポスフルの影響についての情報提供をさせていただきました。恐らく商業者の皆さんの方が修正ハフ・モデルの結果はよく読んでいただいたのではないかとこのように思います。影響ありやなしや、あります。それが窪之内議員がご質問になる否定的云々ということになるかどうかよくわかりませんが、少なからず影響はあります。しかし、その影響は、同じ商売で同じものを売っている限りは、ハフ・モデルというモデルによる限りは影響あるわけです。しかし、片一方では、今市長は意見を言うことしかできない法律の枠組みになっているわけです。そんな中で、一体それではどうしたらいいのかということになるわけですが、私は先ほど申し上げましたように、これまでも申し上げてまいりましたように、郊外型の大型店を全く否定してしまってもどうにもならぬ実態も実はあるわけです。条件さえ許せば勝手にできるのですから、どうにもならないところもある。したがって、勝つ方策をやっぱり模索していかななくてはならないというふうに思います。私は、商業だけのことで物を言うわけではありませんが、強いものを弱くして、あるいは強いものを排除して、商業は私は弱いと思っていますけれども、弱いものを強くすることができるのかどうかと、それはこれまでさまざまな規制という形でやってきたことであります。その規制が取り払われた段階においては、やはり強い

ものと別の土俵で勝負をしていく。それは、消費者サービスであるかもしれませんが、品ぞろえの違いであるかもしれませんが、私はそういうことでないとなかなか勝負ができない。これは、商業機能だけではない、都市そのものもそうだというふうに実は思っております。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 市長は、市長が言える範囲というのは決まっているということで、1点目に述べたようにまちづくりの観点で言える、大型店の出店の調整をできるというような条例をつくったのが福島県でありますので、そういう点では市長は単独でのそういう方向は否定されましたが、今後動向を見てまちづくりの基本条例については考えられるということだったので、こういう元気タウン計画、市長は先ほどの前段の質問でも中心市街地と農業についての産業については予算の面でもこれからは考えていかなければならないというような趣旨の発言をされていたと思うのですが、そういった面からぜひまちづくり条例等についての大型店の規制についても考えていただきたいというふうに思いますし、元気タウン計画の成功という立場からも考えていただきたいというふうに思っています。

そこで、最後にこの問題で1点なのですが、ポスフルの出店に対して総合的に判断をして市長は意見を述べる時期が来るというふうにおっしゃっていますが、その時期はどの時期だというふうに理解すればいいのか、國學院が何らかの形で市長に意見を求めたときなのか、ポスフルが何らかの法的な手続を始めたときなのか、市長の意見、総合的な判断の中で意見を述べるというのはどういう時期というふうにこちらは理解すればよいのか伺いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 法律に基づいて、大店立地法に基づいて市長が意見を申し述べるのは、立地法の手続が行われた以降の話であります。しかし、これまでも当議会において議論がなされてまいりましたように、あの土地を寄附したものではございませんが、土地を購入する原資について寄附をさせていただいたという経緯がありますから、学校法人國學院大学としてもポスフルとの話し合いの状況はしかるべき時期に滝川市及び経済界に対して何らかの説明があるというふうに思っております。その段階において滝川市長はどういう判断が出せるのか、その段階でのワンステップはあるというふうに思っております。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 聞きたい点はありますが、あす同じような観点も含めまして中田議員が質問しますので、その際に私が聞けなかったことも含めてぜひ質問していただきたいと思います。

◎2、菜の花栽培への助成

1、来年度からの助成制度の見通しと市としての対応

次の問題に移りたいというふうに思います。菜の花栽培への助成についてであります。来年度からの助成制度の見通しと市としての対応について伺いたいと思います。菜の花栽培、菜種栽培への現行助成制度は今年度限りという政府の方針です。これに対して、栽培農家はもちろん、JAや行政も新たな助成制度を求めて要請を続けてきました。農水省は、こうした声にこたえて、3年間限

定ということですが、助成制度をつくる方向で財務省と調整を行っている聞いています。ただし、新しい制度では国が4分の3で、残り4分の1を地元負担、その地元負担というのは自治体でもJAでも生産者でもいいとの考えを示しているというふうに聞いています。今の生産農家の経営実態から考えて、この地元負担を生産者に求めるという方向は私は避けるべきというふうに考えますが、市長のお考えを伺いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 この交付金の経緯を申し上げたいというふうに思いますが、平成12年度までは大豆菜種交付金ということで大豆と一緒に交付金だったのです。大豆は、極めて生産量も多く栽培面積も大きいということであって、いわばその一角として菜種も一緒に交付金で面倒見てくれたと。ただ、そんなことでいいのだろうかということで、大豆と菜種が切り離されたのです。切り離されたのが平成13年のことであります。このときに、13年から17年、つまり今年度まで5年間の計画で高品質な菜種生産に取り組む、そんな農家に交付金を上げようではないかと。しかし、前提条件として、つくったわ売れないと、そういうものではだめだから、契約栽培で契約されたものについて交付金を差上げましょうと。そのかわり、高品質な菜種生産に取り組むということを前提として、菜種をつくっている農家の経営の安定を図っていくという意味で5年間の施策がとられたのです。この5年間で終わりだという基本方針の中で17年度が終わろうとしているわけです。しかし、今の状況を見ると、これで終わられては困るという行動を皆さんと一緒に起こしてきたというのが今の状況であります。しかし、この菜種を主につくっている日本の国内はどこかという、横浜町と滝川市、全国の中で横浜町と滝川市で全国のほとんどの生産を占めているわけです。つまり地域問題であります。そこに今回の交付金を13年度から17年の間行われた、全額国が交付金をもってやるというやり方を継続できない難しさがあります。農林水産省は、地元の意見は、考え方はわかったと、だから努力しようではないかと。努力するのだけれども、交付金の役割は変わると。3年間にわたって、先ほど申し上げた高品質化はやっぱり図らなくてはいけない。それから、もっと反収を上げてもらわなかったらならぬ。あるいは、生産流通体制を整備してもらわなかったらならない。つまり3年終わったら自立していくような道をこの3年間でつくってくれと。こういうことが約束できるのであれば財務省に要請するということなのです。私は、丸抱えの実態ということでこの制度が継続するとしたら、農林水産省はこの制度を財務省に上げません。したがって、地元負担というのは必ず出てくる。その地元負担が北海道の負担なのか、自治体の負担なのか、農協の負担なのかと。生産農家に負担してもらわないということになると、どこが負担するのかという話になるわけでありまして。しかし、北海道にとってみれば、主に滝川市の問題であります。それでは、滝川市としては生産量からいったらどんな実態になるのかと、それではここに交付金差上げたら、単費で交付金を差上げなかったらならぬところがたくさん出てくるのではないかとというふうに思います。私は、そういうバランス感覚の中で判断するならば、やはり生産した農家が今回の制度として、自立していく一歩として、交付金の金額が減るという状況でありますから、実際金を出してくれということではありませんから、何とかご理解をいただいて、農林水産省が財務省にしっかりと物が言えると、そしてこの制度が3年でもいいから継続できる前提条件をつくりたいも

のだというふうに思っております。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 生産農家との話し合いもこの点については進められているというふうには思っているのですが、そうした話し合いの中で生産農家がこういった対応を示しているのかという点と、市長がおっしゃったように負担と言っても交付金が減るだけだというふうにおっしゃいました。その交付金が現状の17年度までと比べてこういった状態に、今の考えられている金額で見ればこういった方向になるのかと。その方向が私は滝川の特産物として進めていくべき菜の花、菜種が生産者の負担にすることによって栽培面積がずっと少なくなっていくような制度にしてはだめだというふうに思っているのです。そういった意味から、生産農家の動向やこうした交付金の状況が今年度と比べて、今政府が持とうとしている交付金の金額が農家にとってこういったものになる予定になっているのか伺いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 制度そのものが18年度以降どうなるのかというのはこれからの問題でありますから、それでは農家の皆さん方が受け取る金額はどうなるのかというのは定かに計算できる状況にありませんけれども、もし所管の方で試算をしていれば所管からご答弁を申し上げたいというふうに思います。滝川市としては、菜種の生産について生産農家の皆さん方に所得保障をするという形で補助金もしくは交付金を差し上げるのは、今回の取り組みが自立化を促進する最後の3年間であるというふうに思いますから、適切な政策判断ではないのでないかなというふうに今のところ思っております。ただ、農家の方にとってみれば4分の1少なくなった分はどこかで穴埋めしてほしいなという強い要望があるのもまた事実であります。私は、そういう所得保障という形でやるのではなくて、菜の花プロジェクトというのもし立ち上げておりますけれども、観光でありますとかイベントでありますとか、さまざまな外部経済効果がありますから、外部経済効果を発揮する部分、例えば菜種でBDFをつくるとか、こういう外部経済効果が発生する部分については農協と相談させていただいて行政支援が必要ではないかというふうに思っておりますけれども、今後検討してみたいというふうに思っているところであります。

○議長 江上参事。

○経済部参事 平成17年の交付金額を参考にいたしまして試算いたしますと、1俵当たり50キロでございますけれども、現在5,600円ということで交付金額になっておりますが、これが4分の1地元負担ということになりますと1,400円程度地元負担になります。それで、現在の栽培面積等から考えまして、また国の交付金額を17年度の金額から想定いたしますと、全体で交付金額が4,000万のうち1,000万円が地元負担になるというようなことで試算しております。

以上です。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 ぜひ生産農家と納得できる話し合いをした上で進めていただきたいということを申し上げて、次に移ります。

市長も言っていました。3年後を見通したものとしての今回の国の制度となるようですけれども、

滝川の菜の花は全道一の栽培面積、観光の面からも貴重な実績を上げつつあります。畑作農家の営農保障とともに魅力あるまちづくりを推進する上でも他自治体にはない資源だというふうに私は思っていますが、この資源を積極的に活用するというのが滝川市の姿勢だというふうに思っています。菜の花栽培の自立をしなければならない3年後を見通した市としての展望と具体的な取り組みの計画について現段階であるもので結構ですので、お答えいただきたいと思います。

○議長 市長。

○市長 今生産者みずからが油搾って、食用油として製造販売している。量は少ないけれども、大変好評だというふうに聞いております。菜種油は、99.6パーセントが輸入物であるというふうに言われております。国内産菜種は、菜の花油は極めて貴重なものであると。そのかわり単価高いわけでありましてけれども、完全に安全な油であります。ある意味では輸入されている油は、安全は確認されているというふうには思いますけれども、極端に申し上げますといろんな栽培方法があるでありましょう、一部には遺伝子組み換え菜種による油もあるというふうに実は聞いております。そういう意味では、滝川産の菜種は農薬ゼロであります。ぜひ安全な、そして栽培履歴のはっきりした、そういう食用油としての販路拡大の道を農業者と一緒に探りたいというふうに思います。しかし、それでもやっぱり高いものは高い。今いろいろ議論しておりますのは、例えばドレッシングのように付加価値をあわせた加工品として販売する道はないのかどうか、滝川産のブランドの商品化ということに力を入れていかなくてはいけないというふうに思います。

一方、菜の花トラストはどうだという提案もあるのです。このトラストを単に会員を集めて菜の花の菜種の一定の面積を買ってもらふということだけにはとどまらない。ある提案は、滝川市全体のイメージ戦略として菜の花トラストはどうだという提案もあるわけであります。私は、菜種、菜の花ということを中心に募金を集めて、そして支援してもらふということも知恵の一つとして、その実現可能性というものを探っていかななくてはいけないと。市民の皆さんあるいは道民、国民の皆さん方に支援、支持されながら成り立っていく農業のあり方ということもあるのではないかと思います。ただ単にコストだけということであれば外国から輸入してくればいい話でありますから、そうではない道を探る必要がある。そういう意味では、PR活動もさまざまな菜の花イベントの情報発信というものも重要であるというふうに思います。一方、今年度から既に、小規模でありますけれども、スタートしておりますが、菜種をエネルギー作物としてディーゼル燃料として使う。今は、コストは極めて高いです。高いですけれども、例えばドイツのように環境税を導入して、菜種の油をBDF化して2割はまぜて、それを義務づけさせると、そういう国も出てきているわけがあります。これからの制度化によって待たれることではありますけれども、日本はやはり環境立国としてやっていく以上は、私どもは滝川は菜種生産地としてドイツ並みの環境税を導入してもエネルギー作物で燃料を一部確保するという政策を大いに期待したいというふうに思っております。そういう総合策として、何とか3年間交付金制度が実現して、そして3年後には何とか自立できるような道を探っていかななくてはいけないというふうに思います。もしそういうことなしに、先ほどの質問に戻りますけれども、4分の1カットされるのは困ると、それでは反対だということだけでは実は3年間も実現できないということをご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 11月15日に菜の花シンポジウムが行われて、市長は菜の花はこの地球を救う一つの要素となり得るが、産業への有効な手だてを考えなくてはいけない課題というふうに、あいさつだと思えるのですが、示しています。一方で、12月3日の新聞報道では、来年2月、菜種油の燃料で走行試験をするという、そういうニュースも載っています。そこで、この菜種油の燃料化というところは、所管が経済部ではないのです。私は、市長が3年後の方向に向けたときに、このBDFの燃料化ということに滝川の菜種を使おうとしているのか、その辺がちょっとよくわからない。生産農家とは別な形でBDF化が進められているような気がしてならないのです。さっき言ったように輸入菜種は安く入ってきますから、輸入菜種で油をつくればうんと安いわけですが、ただ、滝川の菜種を今後3年で自立していくためにどうしようかと言っているときに、このBDF化の方向があるのであればそういったところで生産者といろんな調整も必要だというふうに思うのですが、先ほどの市長の方向では総合的にというふうにおっしゃっていますので、総合的にやるときに例えば菜の花プロジェクトではいろんな所管が入っているのかもしれませんが、末端の生産者を外してBDF化が進んでいっているというような状況ではまずいということで、BDF化については今の生産農家との関係をきちんとさせて、ここに滝川産の菜種を使うのか使わないのかという、そういう方向性をきちんとすべきでないかというふうに思いますが、お考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 今回のBDF、それから当面のBDF化にも同じことが言えるというふうに思いますけれども、これは生産農家と何ら相談しないで勝手にやっているということではありません。こういう方向について取り組んでいくと、所管は環境課ということで、いろんな面でまた協力をしていただきたいということで、農協を含め、生産農家を含め懇談してやっております。ただ、生産農家が今油用として販売している。これをBDFにする、そのコストで種を売ってくれるかと言ったら、必ずしもそうではないです、今だって売れているのですから。私は、BDF化するときに、果たして油搾って生食用として売るものなのか、あるいはこれは燃料化していくものなのか、ある程度すみ分けしなくてはいけないなというふうに思います。今生産農家が生産していращやるのは、キザキノナタネというご承知の菜種であります。これは、エルシン酸を含まないという種類であります。しかし、一方、搾りかす、堆肥として使うのはいいのです。だけれども、家畜の飼料として使う場合には有害なものを含んでいるために、人間には油は有害ではないけれども、搾りかすは家畜に有害なものを一部含んでいるのです。したがって、堆肥としては非常にいいのですけれども、実はそういう問題もあるのです。これは、ひょっとするとキザキノナタネでBDF化できるぐらいの生産性が上がればすごいことだというふうに思っておりますけれども、多様な可能性について私は検討したいと思っています。例えばヨーロッパの菜種はどういう菜種かというと、油を搾っても人間にも有害ではないと、それから搾りかすの菜種かすは家畜用の飼料として家畜に食べさせても有害ではないと、そういう種類であります。それをすぐ輸入してやるというつもりはありませんけれども、生食用だけではきっと成り立たないと。したがって、いろんな可能性を研究をしなくてはならない。今年度は、そういう多様な研究のスタートに入ったということでもあります。私は、

北海道はエネルギー作物を生産するための日本唯一の良好な条件を持った場所だというふうに思います。そしてまた、そのことによって北海道の観光を含めさまざまな地位がもっと高まるというふうに思います。その中心を担わなかったらならぬのはどこかという、滝川だというふうに思っております。そういう意気込みでさまざまな可能性を探りたい。それは、生産者ともよく協議をして進めたいと思っております。

◎議事延長宣告

○議長 本日の会議は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

窪之内議員。

○窪之内議員 多様な形で3年後を目指すということで、市長も生産者とよく話を進めたいということでしたので、ぜひ生産農家とそういった方向について納得する形で、またこれからも滝川の特産として全道一のそういう効果を上げることを期待して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長 以上をもって窪之内議員の質問を終了いたします。

久保議員の発言を許します。久保議員。

○久保議員 それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

◎1、子育て支援

1、指定ごみ袋について

最初に、子育て支援の指定ごみ袋についてお伺いをいたします。生後9カ月の子育て中のお母さんは、1日8回ぐらいおむつをかえますので、ごみの半分近くがおむつになり、他のごみは減らせてもおむつだけは減らないと嘆いております。大分県臼杵市は、1歳未満の乳幼児を抱える世帯への有料指定ごみ袋の無料支給制度が育児に奮闘中のお母さんたちから大変喜ばれております。生活保護世帯、紙おむつ使用の障害者のいる世帯に指定ごみ袋を無料支給するほか、1歳未満の赤ちゃんを子育て中のすべての世帯にも年間120枚、20リットル用を支給されております。当市におかれましても1歳未満の乳幼児を抱える世帯へ有料指定ごみ袋を無料支給すべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

（「老人に反対しといて、廃止に賛成しといて、そんなこと言えんのか」と言う声あり）

○議長 市長。

○市長 道内を調べてみました。ごみ処理を有料化しているところが21市なのです。子育て家庭向けの有料ごみ袋の無料支給等の制度を持っているのは、実は3市であります。確かに紙おむつがどんどん出てくると、減量できないという気持ちはわからないわけではありませんが、実態を調べてみたいというふうに思っています。ただ、基本は、育児世帯に対する金品の一時的な給付サービスというのは私は余り適切ではないと。子育て支援のために、金品の給付サービスというよりは総合施策の中でやっていく必要があるというふうに基本は思っておりますけれども、一体どれぐらいの負担になっているのか、1日8回、恐らく2年間ぐらいおむつつけるのでしょから、そこ

ら辺のことは実情を調査してみたいと思っています。

○議長 久保議員。

○久保議員 大変厳しい財政状況とは思いますが、子育て支援ということで極力前向きに検討していただければありがたいと思います。

◎2、AED（自動体外式除細動器）

1、AEDの導入について

次に、AED、自動体外式除細動器の導入についてお伺いをいたします。過去にスポーツ中の悲しい出来事が連続して起こりました。2002年11月にスカッシュ中の高円宮様の急逝、そして名古屋シティーマラソンで58歳の女性、また福知山マラソンでの59歳、58歳、2名の男性が相次いでマラソン中に亡くなりました。スポーツを愛する人に与えたショックは、大変大きいものでございます。いずれも突然の心臓停止によるものであります。また、ボールが胸に当たって小学生が死亡したという新聞記事を読んだことがあります。胸壁のやわらかい子供は胸部に強い衝撃を受けると心臓に異常を来す心臓震盪を起こしやすいですが、AEDによる初期治療が有効とされます。ご案内のとおり、厚生労働省は心停止患者の救命率を上げるために、居合わせた一般の人が近くのAEDを使っても医師法に違反しないとする解釈をまとめ、都道府県に通知をしております。芦別市は、学校及び公共施設に12カ所設置予定とのことであります。また、札幌市ではことし3月からこれまでに市役所本庁舎や消防署など市有施設47カ所に51台を設置しております。10月18日の札幌市議会決算特別委員会で市立の学校にもAEDを設置していく方針を明らかにしております。当市は3カ所設置とのことでございますけれども、学校、または設置されていない市有施設に設置すべきと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 さきの議会において補正予算の議決をいただきまして、3施設のみ設置をさせていただきました。この設置場所は、補正予算のときにもご説明をさせていただきましたけれども、スポーツ施設、それから多くの市民の皆さんが出入りする施設ということで、スポーツセンター、温水プール、市役所庁舎と、それ以外に市立病院に設置しておりますけれども、そういうことで設置をしたところであります。今これを扱える職員の養成、講習をどんどんやっています。体育協会の職員は、既に全員これを扱えるようになりました。次のステップは、各単位協会にAEDを扱えるような、そういう講習を拡大したいというふうに言っています。私は、まずは3基設置をして、これを十分扱えるという人々を養成をすると。特にスポーツセンターなんかにあるのは、あの周辺の休日のイベント等にはその会場に持っていくということもやっているようでありまして、まずは3台設置して、この状況を見て、次に拡大していく判断をしてまいりたいというふうに思っております。先に進んだ取り組みをしてよかったなというふうに思っているところであります。

○議長 久保議員。

○久保議員 学校に積極的に検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長 市長。

○市 長 次にこれを拡大していく段階では、どういうところに最も必要なのかと、優先配置が求められるのかと、そういうことをしっかりと検討してやっていきたいというふうに思っております。

○議 長 久保議員。

◎3、市民のプライバシー

1、婚姻届と離婚届について

○久保議員 次に、市民のプライバシー、婚姻届と離婚届についてお伺いをいたします。特に女性の方は、離婚届を下さいと恥ずかしくて言いにくいとの声があります。そこで、私は調査しましたところ、北九州市は市民のプライバシーに配慮し、7区役所すべての受付カウンターなどで婚姻届と離婚届の用紙を自由にとることができる場所に置いています。婚姻届と離婚届は添付書類が必要なケースがあり、これまで職員が説明した上で手渡しをしていましたが、現在は受付カウンターなどにアクリルケースに入れて婚姻届や離婚届の用紙を説明資料を挟んで置いております。わからない点があれば電話でお答えしますとのことであります。滝川市も個人のプライバシーを考えて、自由にとれるところに置くべきと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 住民記録関係の届出書は、自由に持っていけるものと自由に持っていけないものとが実はあるわけです。確かにご指摘のように、婚姻届、離婚届は自由に持っていけないと、一応説明をして、こういう添付書類が必要ですよということをしっかりと説明をしてでないと何度も足を運んでいただくということになる場合も結構あるのです。そうしたら、何でそんなに何度もというご不満もおありになるケースも多いと。したがって、今までは、ちゃんにご説明を申し上げて、届け出用紙を渡すということをしてまいりました。今後どうするのかと、これは婚姻届、離婚届だけの話ではありません。かつては生活保護の申請書を自由に持っていけるようにしたらというご質問もあったように思いますけれども、電子申請というのはどんどんこれから普及してくるというふうに思うのです。そういうものが普及をしていくということの前提に立って、新しいやり方というものが求められる部分もあるというふうに思います。ただ、これは、例えば生活保護のようにその要件を満たすかどうかということをしっかりと面接をしてみなくてはよくわからないというものも実はあるわけでありますので、自由に置いておいていい申請書なのか、あるいはそうではないのか、全般にわたって少し検討してみたいというふうに思っております。そんな中で、婚姻届と離婚届の扱いをどうするのかということは、今申し上げましたような中で検討させていただいて、いきなり混乱しても困りますから、窓口申請書を置いて、あとは必要であれば電話でも相談していただく、窓口でも相談していただくということを試行的にやる部分もあるのかなと。その結果、本格試行というものもあるのだろうと、そんなふうに思っておりますので、全般的に少し点検してみたいというふうに思っております。

○議 長 よろしいですか。

○久保議員 終わります。

○議 長 以上をもって久保議員の質問を終了いたします。

◎延会の件について

○議 長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会宣告

○議 長 本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 4時16分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成17年第4回滝川市議会定例会（第9日目）

平成17年12月14日（水）

午前10時00分 開 議

午後 4時05分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第 4 報告第 3号 専決処分について（損害賠償額の決定）

日程第 5 報告第 1号 監査報告について

報告第 2号 例月現金出納検査報告について

日程第 6 意見書案第1号 議会制度改革の早期実現に関する要望意見書

意見書案第2号 過剰米対策の中止と米価の下支え制度の拡充を求める要望意見書

日程第 7 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（21名）

1 番	山 腰 修 司 君	2 番	三 上 裕 久 君
3 番	久 保 幹 雄 君	4 番	大 谷 久美子 君
5 番	石 田 昇 君	7 番	渡 辺 精 郎 君
8 番	清 水 雅 人 君	9 番	本 間 保 昭 君
10 番	大 累 泰 幸 君	11 番	田 中 敏 男 君
12 番	堀 田 建 司 君	13 番	谷 口 昭 君
14 番	山 木 昇 君	15 番	酒 井 隆 裕 君
16 番	窪之内 美知代 君	17 番	中 田 翼 君
18 番	田 村 勇 君	19 番	藪 内 英 之 君
20 番	井 上 正 雄 君	21 番	水 口 典 一 君
22 番	坂 下 薫 君		

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	助 役	深 村 完 市 君
収 入 役	門 山 伸 夫 君	教 育 長	安 西 輝 恭 君
監 査 委 員	八 幡 吉 宣 君	総 務 部 長	末 松 静 夫 君
市民生活部長	大 竹 敏 章 君	保 健 福 祉 部 長	松 井 雅 昭 君

經 濟 部 長	中 嶋 康 雄 君
建 設 水 道 部 長	池 田 隆 君
教 育 部 長	辰 巳 信 男 君
病 院 事 務 部 長	東 照 明 君
総 務 課 長	高 橋 賢 司 君
財 政 課 長	西 村 孝 君

經 濟 部 参 事	江 上 充 明 君
建 設 水 道 部 参 事	木 下 善 雄 君
監 査 事 務 局 長	谷 田 部 篤 君
秘 書 課 長	若 山 重 樹 君
企 画 課 長	館 敏 弘 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	林 弘 君
主 査	中 川 祐 介 君

事 務 局 次 長	飯 沼 清 孝 君
主 査	鈴 木 靖 子 君

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は21名、全員であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において田中議員、堀田議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長 長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。

なお、この場合6名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位7番目の方の質問に入ります。質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようにご留意願います。

三上議員の発言を許します。三上議員。

○三上議員 おはようございます。公明党の三上でございます。本日は、タッグ計画の中身であります行財政改革について質問させていただきます。滝川は、当面自立する道を選択されました。そういったことで、行政のスリム化という内なる改革と、それと市民に理解を求める、負担を強いるという部分での外なる改革、これがタッグ計画の中には盛り込まれていると思います。そういった意味で、本日は行財政改革についての的を絞って質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎1、行財政改革

- 1、広告事業の推進について
- 2、郵便物の経費削減について
- 3、事業仕分けの実施について
- 4、職員の削減と業務への影響は
- 5、指定管理者制度と市場化テストの導入について

まず初めに、市の広告事業における今後の取り組みについて伺いたいと思います。今各自治体は、何とか自主財源を確保したいということでさまざまな事業に取り組んでおりますが、当市においてもやはり広告事業はその一つであるかと思います。この広告事業というのは、先ほど話したとおり自主財源の確保、それと地域経済の活性化、それと市の保有している資産、この資産を有効に活用できるという3点のメリットがあると思います。それで、12月の広報に早速滝川市としても広告を載せたということで、これは第1弾だと考えておりますけれども、今後の具体的な取り組みについて伺いたいと思います。

○議長 長 答弁を求めます。市長。

○市長 おはようございます。広告事業についてのご質問でございますが、滝川市広告掲載に関する要綱というものを定めまして、その要綱によりまして多様な広告活動を行いたいというふうに思っております。その最初として、広報たきかわへの広告の募集をいたしました。年度途中ではありますが、まずはスタートは好調にスタートしたかなというふうに思っております。ご質問にありましたように自主財源の確保ということももちろんありますが、市内の企業の皆さん方が自分の企業の一押しとも言うべき、うちの企業はこんなにいい商品があるとか、その企業の一押しをぜひ広報等の媒体を通じて市民の皆さん方に知っていただくと、そういう戦略を支援させていただくという意味でも重要だというふうに思っておりますし、一方行政側にしてみれば自主財源の確保ということにとどまらないで、行政も経営的な視点の中に立って営業活動もやる、どういうふうにすれば企業の皆さん方のヒットに結びつくのかという感覚も持つと、そういう感覚を自治体経営という立場で取り入れる一助にもしたいと。ある意味では職員研修の一部ということでもあります。そんな感覚で取り入れているところであります。これから、12月から今募集を開始しておりますけれども、滝川市の公式ホームページに、片仮名ですけれども、バナー広告といいましてインターネット上の広告の一種でありますけれども、これも今応募開始をしているところであります。市民の皆さん方だけがごらんいただくホームページではございませんから、市外に打って出たいという企業の皆さん方、あるいは市内企業だけにとどまらないかもしれませんけれども、そういう皆さんの応募を期待しているところであります。次に、準備が整い次第庁舎における広告掲示ということも取り組みたいというふうに思いますし、あるいは証明書等を交付するときに使用する窓のついた窓口封筒、ああいうものにも有料広告を拡大したいというふうに思いまして、準備をしているところであります。あるいは、郵送に使用する封筒などにも活用できないかといういろいろ考えているところであります。

○議長 三上議員。

○三上議員 今市長の方からお話あったとおり、これからはウェブページのバナー広告あるいは壁面広告を考えていると。そのほかにも封筒です。あるいは、職員の給与明細とかにもどうなのかなと思ったりもします。あと、庁舎の玄関マット、これも結構有効なのではないかなと考えておりますが、ぜひ検討していただきたいなと思います。

次に、経費削減という意味で郵便物に関して2点質問させていただきます。市の郵便物関係、15年、16年の平均が年間2,600万ほどかかっているということですが、今現状は特別郵便扱いとカスタマバーコード付きの郵便との併用できていると思うのですが、カスタマバーコード付き郵便物というのは最大21パーセントの割引があるそうなのですが、少しでも経費削減できるような形で取り組んでみてはと思うのですが、バーコード付き郵便物に完全に切りかえた場合どのぐらいの予算というか経費削減につながるのかお聞きしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 カスタマバーコード付き郵便物、実は導入できるところは導入しております。今導入しておりますのは、はがきについてカスタマバーコード付きで、バーコードを印字をして割引の適用を受けているということでもあります。市から発送する郵便物は形状とか重量とかさまざまなもの

がありまして、利用条件である同一郵便物に合致しないケースも大変多いという状況があります。はがき以外の郵便物はどうしているかということなのですが、カスタマバーコード付きの郵便物の条件を満たしたとしても、現状市内特別郵便物につきましては町別に区分して、市内特別郵便だけだったらカスタマバーコード付き郵便物のようなメリットないのですけれども、市内特別郵便で、なおかつ町別に区分して滝川郵便局と江部乙郵便局に持っていくと、江部乙については江部乙郵便局に持っていくと、こういうことをやっております。そういたしますと、バーコードの印字による割引額と同額だということで、できる限り安い方法ということで考えております。昨年実績でバーコードを導入した対象となりましたのは、はがきで約8万枚の郵便物に適用。このことによって20万円程度の節約につながっているという状況があります。これを拡大する考え方はないのかということですが、既に適用可能な部分については実施しているところでもあります。ただ、郵便物はこのままでいいのかどうかという思いもあります。11月から郵送方法について独自の見直しを図っております。それは、毎日毎日発送していたのです。これを週3回にしようと、月水金にすると。そのことによって、先ほどご質問のあったカスタマバーコード付きの郵便物が1,000通以上、市内あて郵便物に適用される町別区分割引を拡大する、あるいは同一あて先の郵便物については一緒に合封して送る。そんなことで最大限、郵便物は支障のない限りにおいて経費節減の対策を今後とも引き続きやっていきたいというふうに思っております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 今市長の方から可能な限り経費節減に努力するという答弁いただきましたけれども、職員が日々努力されているこういった工夫あるいは業務改善を通してやってきている内なる改革をぜひ市民にPRしていただきたいなと思います。そのことが外なる改革を理解していただける一つの手段、方法だと思いますので、今後もPR活動に努めていただきたいなと思います。

それでは、続きまして、事業仕分けの実施について質問させていただきます。今国では増税論議が盛んに行われております。それで、国民は総じてむだを削減して、徹底した歳出の見直しと削減、このことが先決する、その後に増税というのであれば話はわかるけれども国民は考えておりますけれども、これは滝川市政においても同じだと思います。歳出を削減、むだを削減することで外なる改革が市民に受け入れられるのではないかなと思いますので、その観点から事業仕分けのことに關して質問させていただきます。滝川は、今まで一部の事業の見直しは検討したことはあると思うのです。そこで、すべての事業に対して外部の者を交えて過去に見直してきたことがあるのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 これまで数次にわたる行財政改革を実施をしまいいりました。相当前のものを除きますと平成10年度から5カ年の第1次行財政改革、平成15年、16年の第2次行財政改革、そしてことし4月からの活力再生プラン、こういう中においてすべての事業について市民の皆さん方の点検を受けたのかということそうではありませんが、大きな事業について事業の必要性だとか規模だとか費用対効果だとか、そういう観点から総点検をやってまいりました。点検をするときに、当然内部の作業を経て、行財政改革推進市民会議の中で市民代表10人の皆さん方に相当熱心に点検を

していただいて、ご意見をいただいたという経緯もあります。具体事業の点検ということではございませんけれども、まちづくり懇談会場でさまざまご意見をいただいたということもございまして、議会における特別委員会あるいは常任委員会、全員協議会という中でもさまざま点検、ご意見をいただいたということが市民の外部意見をいただいた、議会からもご意見をいただいたと、そういうことになるというふうに思います。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 早い話がすべての事業については一つ一つ見直しはかけていないというふうに私は受け取りましたけれども、庁舎内に今現在そういう事業を検討する検討組織というのがあると思うのですが、この開催サイクルというのはどのようなサイクル、スパンで開催されて検討されているのでしょうか。

○議長 長 市長。

○市長 先ほどご答弁申し上げましたのは、市民を含めて全事業について点検をしたのかというところではありません。ただ、当然のごとく市役所内部では、約500事業あります。500事業についてすべての事業を点検しております。事業の目的、達成目標はどうか、受益者負担や、あるいは外部委託の可能性はないのか、スクラップ・アンド・ビルドも含めて、そういう点検を実施をいたしております。それから、内部組織でありますけれども、四つの部会、一つのワーキング部会を設置をしております。特に行財政改革部門につきましては、市役所システム改革検討部会、市役所の仕事をしていくシステムがこれでいいのかどうかということを点検する部会、それから行政サービス見直し部会、直接的には事務事業の見直しを含む行政サービスを全体的に点検をしていくという部会、それからワーキンググループとしては情報システム改善を進めていくためのワーキンググループ、そういうものを設置をいたしております。月に三、四回のペースで議論をしているところであります。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 それでは、その検討組織を月に三、四回開催されて検討されているということなのですけれども、その成果というか結果を次年度の予算に反映できるのでしょうか。

○議長 長 市長。

○市長 次年度予算に反映できるものについては、積極的に迅速に反映していきたいというふうに思っております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 そこをもうちょっと具体的にお聞きしたいのですけれども、次年度予算で反映できそうな今検討されている部分というのは、どういった項目がございしますか。

○議長 長 市長。

○市長 来年度予算にかかわることでもありますから、今具体的に検討の経過というのはご報告できませんけれども、私は19年度における地方財政計画は極めて厳しいものになる。したがって、18年度の予算編成方針を公表いたしましたけれども、これをしっかり達成すると同時に、内部における改革もしっかりやらなくてははいけない。特に350人体制、市役所システムの改革に当

たっては350人体制を達成させるためにはどうしたらいいかと。ピーク時530人で、今420人です。グループ制を導入し、研修体制も考え、効率よくやるための仕組みを一部変える、こういうことでは今かなり限界が来ているというふうに思っております。したがって、新たなステップに入らなくてはいけないと。市役所システムの改革の検討部会においては、特にいかに少数精鋭にしていくのかと、そのために仕組みをどう変え、どういう仕事の仕方をしていかななくてはならないのかということとあわせて積極的に検討してもらっているところであります。行政サービスの見直し部会においても、行政サービスの提供のあり方が今までの市役所が中心となっていくやり方、これはもう限界が来ております。いろんな面で協働の仕組みづくりをしなくてはいけないということが大きな課題であります。こういうことは、単に行財政の改革ということにとどまらずに、新たに打っていく施策のあり方、市役所が何か施策を打てばいいということでは政策はこれから進んでいかない。協働体制をいかに組むことができるか。逆に、協働体制が組めるものについて政策を打つという発想も大切だというふうに思っております。具体的な行政サービスの事務事業の見直しに加えて行政サービスのあり方論ということについても議論をしていただいているところであります。

先ほどご答弁を申し上げた中で420人というふうに申し上げましたが、現在430人。誤りです。訂正をさせていただきたいというふうに思います。

なお、それぞれ部会長がいますから、市長が答弁した中でこれだけは言っておきたいという補足がありましたら、それぞれ部会長から補足答弁してください。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 システム改革部会を担当しております。現在430名ぐらいいる者が大体350名程度になるだろうと、こういうことでございます。ただ、今の時点で言いますと、平成23年の4月ということになりますけれども、その時点で350人、定年退職だとかそういうことを含めてなるわけでございますけれども、その時点でなるということではなくて、できるだけ早い時期に350人体制の構築をしたいというふうに考えておまして、できるだけ早い時期に、市長さんの権限でございますけれども、人事異動の中でもってそういう取り組みができるようにしたいというふうに考えてございます。また、あと全般的に見たときに電算化ということが避けて通れないのかなというふうに思っております。電算化の問題につきましても専門のワーキンググループを設けて今検討を進めている最中でございます。そういったことで、あと職員の能力の開発ですとか、そういったことを含めて広く今検討している最中でございます。

以上でございます。

○議長 長 監査事務局長。

○監査事務局長 サービス部会の部会長をしております谷田部でございます。今三上議員さんからいろいろお話いただきましたけれども、私としましてはこの部会の中で正直言っておくれているというふうに思っております。それはなぜかという、今までの仕組みと違うことをどうやってつくるかということです。つくるときに、我々自身のおつむの中が変わらないとできないということです。我々のおつむの中というのは、今までやってきたものをずっと抱えて、それを引きずりながら、そしてさらにやっていくということですが、その仕組みを変えていく。相手にやっていただ

けるもの、あるいは自分たちでやっていかなければいけないもの、自分たちだけがではなくて相手と一緒にやっていけるもの、あるいは相手の力をかりて、相手がずっと展開していただけるもの、どちらかという相手にたくさん展開をしていただけるサポートをどうできるのかということを少し考えていかなければならないというふうに思っています。そういった意味で職員の中で、職員の中でといいますのは部会の中で、あるいは現場の職員とのやりとりの中で少しずつ意識を変えていくといいますか、視点を変えていくといいますか、そういった部分が非常に重要だと思っています。上からこれとこれとこれで足して引いて割ってというようなことではこれからは多分できないと思っていますから、それぞれのおつむを変えていく、それにはどうするか、自分たちの発想を変えていく、そのためにはどうするか、そのあたりの視点の論議をやっているというような状態であります。

以上、そんなことでご理解をいただければと思っています。

○議 長 三上議員。

○三上議員 市民に向けてのPR、ありがとうございます。この事業仕分けというのは、もう一回確認なのですが、まず今やっている市の事業が不要であるか、必要ないかどうかということがまず一つです。それと、2点目は、今やっている市の事業が民間でできるのではないだろうか。それと、もう一つ、今やっている事業がこのまま継続していくべきなのかどうか。この3点について仕分けをしていくのです。それで、仕分けするときに、やはり現場の視点というのが大事なものですから、住民と市の職員がまじって検討するのです。それと、もう一つ、外部の視点が必要だということで、当事者だけ、つまり職員だけでやるのではなくて、ほかの外部の方、専門家とか、あるいはほかの市町村の職員、あるいはほかの市町村の議員、そういった者を交えながら検討するのです。それで、次年度予算には、今それぞれの部会があつて間に合わないと思いますけれども、今後そういった視点で検討してみてもいいかなと思うのです。それで、期間も月3回、4回とかという長いスパンで考えるのではなくて、1日か2日でやってしまうと、集中的にやってしまうと、そういったことが必要なのではないかなと思いますけれども、市長、どうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 三上議員がご指摘になっておられますその事業が本当に必要か、必要であるとする直営がいいのか民間がいいのかと、さらにその判断基準としてどちらが効率的にやれるのかと、こういう物の見方というのは大変重要なことだというふうに思います。こういうことも含めながら滝川市活力再生プランというのをつくったわけです。市民委員会のご意見もいただきながらつくったわけです。ただ、この段階で本当に必要か不必要か、この事業は民間にやるべきか直営でいくべきか、そういう直接的な物差し、そういうことも考えていますが、そういう直接的な物差しで皆さん方にご意見を求めたということはありません。それでは、どういう物差しで求めたかという、一つは行政サービスの優先度の整理をしようではないかと、優先性が高いものは何かというと、命を守ったり財産を守ったりする防災、救急等が最も基礎的なものだ。その次に重要なものは何かと、医療だとか義務教育だとか、最低の生活を確保すると。その次に重要なものは何かと、いわば平均的なと、これは保育だとか道路だとか公園だとか、平均的な市民の生活を維持、支えていくと、そう

いうものはその次の３段階ぐらいに重要ではないかと。４段階目に重要なのは何かというと、文化であったり都市開発であったり、いわばほかのまちと同じレベルで物事を考えるということではない独自性を発揮する条件整備というものが４段階目ぐらいに必要なのだらうと。ある意味では優先性が一番乏しいものは何かというと、各個人の欲求を達成していくもの、これは基本的に行政から撤退するべきではないかと。独自性を発揮していただくわけで、自分でフルコストでやっていただく。こういう欲求基準に合わせた５段階の考え方で整理をしていったということがあります。しかし、それは結果として先ほど三上議員がご指摘になった行政として本当に必要なかどうかと、それは直営がいいのか委託がいいのかということを含めた議論になっております。

基本的にはそういうことでありますが、それでは行政の改革という視点でどんな基本方針で臨んだのかという幾つかについて申し上げたいというふうに思いますが、内部コストの徹底的な削減、作業の仕組みを変えると、あるいは行政サービスを先ほど申し上げたような基準に基づき選択をしていくと、それだけでは縮小均衡に陥りかねないので、活力再生の施策を打つと、そういうことで行政改革の基本方針を定めてやってきたところであります。ただ、これからもう少し考えなかったらならないところがあります。それは、事業評価という面だというふうに思います。今後の作業の中で、事業評価については新しく検討していく重要課題だというふうに思っております。

○議長 三上議員。

○三上議員 それでは、前向きに取り組んでいただきたいなと思います。事業仕分けをすることによって年間予算の１割がカットできたという例もございますので、ぜひ積極的に考えてみていただきたいなと思います。

それでは、次の質問に移りますけれども、タッグ計画では先ほど来話が出ております平成２３年度当初で正規職員を１２０名削減するというふうになっております。それで、今現在２００７年問題が世間で言われておりますけれども、滝川の場合は職員の退職時期が一、二年ずれているということで、時間的には一般よりもちょっと時間稼ぎができるのかなと思いますけれども、それにしても１２０名の職員が退職していくわけです。それと、今現在退職前の業務をこなしているわけです。１２０名退職した後というのは、果たして今やっている業務が回るのだろうかという懸念もございますので、その辺の体制というか、職員が少なくなったときの体制というのは整っているのかどうか質問したいと思います。

○議長 市長。

○市長 先ほどご答弁を申し上げたことと関連いたしますが、３５０人体制でやっていけるという体制があるのかどうかと、ありません。ありませんから、これから下から積み上げて、こういう人数でやっていこうという積み上げ計算で３５０人という目標値をつくったわけではないのです。これからの滝川市役所を運営していく上で３５０人体制というのをつくらなくてはいけないという目標値として定めたわけです。私は、これで済むのかという思いもこれからの１９年度の地方財政計画が出た段階で再点検してみなくてはいけないというふうに思っておりますけれども、私は３５０人体制ができ上がればもう少し少なくて済むはずだというふうに思っております。それにはどういうふうに仕組み、仕事のやり方を変えていかななくてはいけないのかと。今までは、ある意味では

切った張ったで達成されてきました。これから切った張ったでは達成できない。それを今真剣に内部議論をしているところであります。乱暴なやり方と言えば乱暴なやり方であります。しかし、民間企業の改革の発想を参考にする必要があると。よく言われるのは、1割、2割の達成は難しいと、5割削減というのはある意味で易しいと、それは考え方を根本的に考え直さなくてはいけないからだ。私は、頭から職員の定数について目標値を決めました。それは、少数精鋭というのは精鋭な者を少数働いてもらうということではないというふうに思っております。少数にすればみんな精鋭になると、そういう体制が必要だというふうに思っておりまして、今一生懸命その体制づくりの検討を馬力をかけてやっているところであります。ぜひともこれは達成しなくてはいけないというふうに思います。

○議長 三上議員。

○三上議員 350人体制というのは、今後そのような体制に整えていくということで、今現在はそういうことではないというふうに理解しましたけれども、それをまず急がないとだめです。それで、そのときになって体制ができていないということで、職員の再雇用を図ったり緊急に途中採用、そういったことがないように、まずは人がいつ減ってもいい市役所の体制をいち早く整えていくべきだと私は思います。

それでは、最後の質問になります。最後は、前段の職員の削減ということに関係してくるのですが、指定管理者制度と市場化テストの導入ということで、指定管理者制度で官民競争を促進するため、公募で競わせるべきだと私は考えます。その件について市長の見解を伺いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 公共施設の運営については、ご質問にありましたように将来的には公募で競争関係が成り立つ条件を整えば、そうすべきだというふうに思っております。現在どういう取り組みを進めているかという、旧制度による管理委託を行っております地域管理施設あるいは社会福祉施設、観光、文化施設、こういうものが32施設あります。こういう旧制度で管理委託を行っている32施設については、従来の受託者を一定期間、平成18年度からおおむね1年もしくは3年に限って指定管理者として従来の管理委託を行っていた方々に指定したいというふうに思っております。そして、その一定期間の間に公募を行う施設であるべきか、今後とも公募を行わない施設にするのかという分類を行っていききたいと。したがって、公募を行う施設というのはこの1から3年の間に決めて、公募をやっていくというふうにしたいというふうに思っております。なぜいきなり18年度から競争関係で公募してやらないのかという、管理受託をいただいている団体にはいろいろ理由があるからであります。どういう理由かといいますと、おおむね三つあります。一つは、地域の皆さん方との協働事業としてその団体と協議しながら進めてきた。例えば公民館だとか地域コミュニティ施設のように、その団体と協議をしながら管理委託を進めてきたというところがあるわけです。二つ目は、団体の活動強化、支援ということもあわせて目的として持っている、そのことについては個別に協議を行いながらやってきたということがああるわけです。例えば体育、スポーツ施設を体協に管理委託をしているというのは、その種類になるわけでありまして。それから、三つ目

は、管理委託を前提にして、市が団体そのものの設立に深く関与している。例えば道の駅の管理組合、あるいは温泉を経営している滝川グリーンズとか、そういうさまざまな事情があるために今いきなり18年度からばっと競争関係を導入するということになかなかいかないために、1から3年の期間に限って、先ほど申し上げた公募を行うか、今後とも公募を行わないのか、そういう方針を決めていきたいというふうに思っております。

なお、今議会に提案をさせていただきますけれども、ふれ愛の里の地ビール施設、これについては公募によって指定管理者を設定をするということを行いまして、今議会に提案をさせていただくことになります。したがって、私は、公募できるものについてはやはり積極的に公募をしていくべきだということを基本に置いて仕事を進めたいというふうに思っております。

○議長 三上議員。

○三上議員 18年の9月から即公募でということを私は言っているわけではなくて、考え方として官と民が競い合う、そういう体制というか環境づくりをしていかなければいけないと思っております。それはなぜかという、例えばタッグプランにも出ているのです。滝川市社会福祉事業団のことについてここに出ているのです。ちょっと読ませていただきます。事業団は、公的なものと民間のノウハウなどのメリットをあわせ持つという理由で設立されましたが、すべての事業を市から委託されているがゆえにさまざまな制約も多く、一般社会福祉法人のように自由な事業展開が困難というデメリットがあります。もう一つ、事業団は、利用者本位の福祉サービス事業や地域福祉の一翼を担う組織として主体的に行う事業展開が求められており、運営についても一般社会福祉法人化を進め、あわせて職員の意識改革が重要になっておりますというように、今市長話されたように、そのうち設立段階の経緯があるからこの事業に関しては公募はできないとか、この事業に関しては当たりさわらないから公募してみようとか、それではだめだと思うのです。職員の意識改革もそうだし、今以上にサービスを向上させるためにも官と民が競い合わなくてはいけないのです。ですから、そういう体制を一日でも早くつくってほしいと思っておりますけれども、もう一度市長に見解を伺います。

○議長 市長。

○市長 今事例としてお話のありました社会福祉事業団は、官ではない。完全な民かといったら、事業団でありますから企業ではないわけでありまして、半官半民的な要素が多い組織でもありますけれども、こういうものについてどうするのかというのは、先ほど申し上げたような中でしっかり議論をしていく必要があるというふうに思います。私は、社会福祉事業団の理事長でもありますから、これからは指定管理者制度の中で競い合わなくてはならない時代が来ると。市からずっと委託をして、その仕事は永続的にあるのだという時代ではないということを申し上げながら、そういうことを背景にして社会福祉事業団改革に取り組んでいるところであります。私自身が両方のトップをやるという組織もあるわけでありまして、痛しかゆしの面もありますけれども、しかし割り切ってやるつもりであります。

それから、官と民が戦い合うと、これは極めて重要なことだというふうに思います。質問の言葉としては出てまいりませんでしたけれども、市場化テスト的な発想を持つというお気持ちもおあり

になるのではないかと。国は、既にこの事業を例えば社会保険事業でありますとか、あるいはハローワークですとか、こういうところで取り入れてやっております。完全な形ではないように思いますが、例えば外国の自治体でどういうふうに行っているかという資料がありますが、アメリカのインディアナポリスというところでは国際空港を持っているようでありまして、国際空港を行政が担う側、それから民間募集する側、一緒に入札やるわけです。行政は、入札で負けました。したがって、民間導入ということを決めました。一方、インディアナポリスの公用車両のメンテナンス、これは公用車両をメンテナンスするセクションにも入札してもらう、民間企業にも入札してもらう、その結果行政の方が勝ちました。それで、行政直営で行っている。恐らく、こういうことも国が市場化テスト法の中でやってきていますから、やがて地方自治体にも求められる状況があるというふうに思います。私は、官と民は、行政サービスの享受を受けるのは市民でありますから、いかに低コストで効率のよいサービスをやるかという意味ではこういう市場化テスト的な発想を持ちながら、実現できるときには実現していく決断も持たなかったらならないと、そういう勉強も始めたいというふうに思っております。

○議長 三上議員。

○三上議員 今市場化テストという話出ましたが、官と民が競い合って、今のままだと恐らく、甘えるという言葉はちょっとあれなんですけれども、今のままでいいかなと思ってしまうのです。やはり競争させることで日々向上していく、改善のために日々努力していくという体制になってくると思いますので、いち早く市場化テストを交えた公募という形でやっていただきたいと思います。国は、地方公共団体で市場化テストに真っ先に手を挙げるところは法整備含めて全面的に支援するというふうに言われておりますので、ぜひ今後滝川市長として改革していただきたいなど望んでおりますので、どうかよろしくお願いいたします。

私の質問は以上です。どうもありがとうございました。

○議長 以上をもって三上議員の質問を終了いたします。

水口議員の発言を許します。水口議員。

○水口議員 市民クラブの水口でございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、大きく建設行政、それから教育行政という2点にわたって質問をしてみたいというふうに思います。

◎1、建設行政

1、耐震強度偽装問題

2、江陵団地の新工法について

まず初めに、建設行政の最近話題となっております耐震強度偽装問題で、本市では偽装問題発覚後、鉄筋構造物について確認作業を行ったか。また、この10年間で公共、民間それぞれ年次別に何棟建ったのかということについてお伺いをしたいというふうに思います。本日は、くしくも9時半より国会において姉歯秀次元建築士が証人喚問ということで、この後都合4名が夕方5時まで証人喚問を受けるということになっております。私の一般質問は時間が制限ありますので、夜までと

ということにはなりませんけれども、今回の偽装、偽造の真相究明、これは国会にゆだねるといたしまして、私はこの滝川市において市有物件、それから民間の物件においてこのようなことがないのか、そんな立場で質問をさせていただきたいというふうに思います。日本国民を震撼させた耐震強度偽装問題発覚から1カ月余りが経過をいたしました。今もまだ偽装物件はふえ続け、きのう現在で70件を超え、当該物件に居住の住民は資金繰りなども含めまして引っ越しのめども立たない状況で、不安な日々を送っております。偽装の引き金となった姉齒建築設計事務所は、1級建築士の免許取り消しという前代未聞の処分を受けましたが、真相究明のための国会国土交通委員会の参考人招致、そしてきょう行われております証人喚問、こういう議論を聞いていても関係者の間で責任のなすり合いのような全く住民不在の無責任な議論が展開をされております。建築基準法では、震度5強でひび割れなどの損傷を生じない設計、震度6強から7でも倒壊しない設計を行うように規定がなされています。今事象では、その規定に対して基準の40パーセントにも満たない物件が相次ぎ出ておりまして、建築確認審査においても民間の指定確認検査機関のみならず、自治体の建築確認審査においても偽装を見抜けない巧妙な構造計算があったというふうにも聞いております。特にこの市内においては、もう10年ほどたちますけれども、高層物件としてこの庁舎もこういう疑惑が出ますとちょっと不安になるというのが率直な私の感想であります。その後政府は当該物件の対処として国と地方自治体が応分の負担をもって解体、建て直しをするということも明らかになっております。

そこで、市民の生命と財産を守る立場、そして地方自治体として財政負担を伴う、そんなことから偽装問題発覚後、鉄筋構造物について確認作業を行ったかどうかについてまずお伺いをいたします。

そして、北海道においては依然偽装物件は表面には出ておりませんが、氷山の一角にすぎないという話もあること、さらには札幌には指定確認検査機関もあり、昨日より道が再調査を行うということで、同様の事象が起きないとも言えません。また、この10年間で鉄筋構造物が公共、民間、それぞれ年次別に何棟建ったかについてお伺いします。

○議長 市長。

○市長 耐震強度の偽装問題、よもやこんなことがというふうに思うほど極めて残念な、憤りを感じる、そういう事件であります。ぜひとも今後こういうことが行われないうなしっかりとした法整備が行われるべきだというふうに思っております。確認作業ということに関しまして、建築確認がどういうふうになされるのかということについて触れた後に、それではその責任がどこが持つべきかということについてお答え申し上げたいと思いますが、鉄筋コンクリート構造の建物2階以上で、かつ200平方メートルを超えるもの、これは空知支庁で建築確認申請の取り扱いを行うことになっております。ただ、まず滝川市役所で受け付けをいたします。受け付けをして、市においては建設敷地にかかわることを調査して、空知支庁に進達するという手続をとります。空知支庁では、建設敷地にかかわることだけでなくほかの項目も含めて、それから構造計算がこういうものについては必要になりますから、構造計算も含めてすべてのことを審査いたします。そして、空知支庁から建築確認済証が発行されるということでもあります。滝川市が建築確認済証が交付される

ものについては、構造計算というのは必要のないものであります。構造計算が必要なものについては、空知支庁が審査をして、建築確認済証が発行されますから、確認作業も空知支庁で行ってもらわなかったらならぬことになります。道はというふうに進めているのかというのは、私どもとしては余り具体的な情報はつかんでおりません。つかんでおりませんが、審査をして、いいですよという書類を出したところが責任を持って住民の不安を取り除く対応をしてほしいということを私は強く期待したいというふうに思います。

○議長 長 建設水道部長。

○建設水道部長 建築確認申請の10年間の戸数でございますが、合計で82戸でございます。建て主が民間のものが33、それから公共のものが49軒でございます。

○議長 長 市長。

○市長 先ほどの答弁を一部修正をさせていただきますが、鉄筋コンクリート構造の建物で2階以上または200平方メートルを超えるものというふうに申し上げましたけれども、2階建て以上かつ200平方メートルを超えるもの……

（「逆です」と言う声あり）

○市長 逆だったそうであります。失礼いたしました。「かつ」というふうに申し上げたのが「または」の間違いでありましたので、訂正をいたします。

○議長 長 水口議員。

○水口議員 本当に詳しいご説明をいただきまして、ありがとうございました。ということになりますと、鉄筋構造物はほとんど滝川市が確認審査を行うものではなくて、全数と言ってもいいぐらい空知支庁が審査をするということだというふうに思います。私は、先ほども申し上げましたけれども、責任の所在という部分で言えば、多分これは空知支庁、道ということになっていくのだろうというふうには思うのですが、例えば公共物件であれば発注者は市という立場もございます。発注者が市という立場、それから市民の生命と財産を守るという立場、こういった点から考えますと責任の所在はともかくといたしましても市民の不安、こういったものを払拭するというお立場から、滝川市を通過して空知支庁に審査が行くわけでございますから、図面もすべて残っているということであれば、確認作業を行うということに対して特に何も問題になることもないのかなと私なりには考えるわけでございますが、そういった立場で確認作業を行う必要もないというふうに判断しているのか、改めて伺いをいたします。

○議長 長 市長。

○市長 公共建築物と民間の建築物とによって考え方は変わると思うのです。公共の建築物については、滝川市役所が行政として発注をしていく、そういうものはほとんど構造計算が必要であります。したがって、設計は委託をすることがほとんどでありますけれども、構造計算が上がってきます。それは、建築確認は空知支庁がやるわけですが、設計が上がってきた段階で構造計算を含んでしっかりと点検をするという作業は滝川市役所で行います。公共建築物の場合には、滝川市役所が発注する場合についてはそういうことをしっかりやっております。したがって、構造計算も適正であると、市民の皆さん方にも安心をしていただきたいというふうに思います。一方、

民間の建築物で空知支庁の建築確認を受けるものについては、滝川市で受け付けをしますが、審査はしないわけです。こういうものについてどうするのかということでもあります。滝川市では、こういうものについて1年間だけ確認申請書を保存しておかなくてはならないことになっております。

1年間はあります。だから、北海道には恐らくないと思うのですがけれども、道から確認作業が求められるということになれば1年間分については資料の提供はできると。私は、そういう民間建築物の部分については、あるいは公共を含めてかもしれませんけれども、審査をする、そういう権限を持っているところが先ほど申し上げましたようにしっかりと住民の不安を取り除く対応をしてもらいたいものだなというふうに思っております。

○議長 水口議員。

○水口議員 今の答弁で理解をいたしました。

それでは、公共物件ということについて次の質問に移らせていただきます。公営住宅のみずほ、見晴、そして現在着工中の江陵団地の鉄筋の本数は適正かどうかということについて伺いたします。先ほど市長のご答弁では適正というお話もございましたが、改めて伺いをしておきたいと思います。平成10年の建築基準法の改正により、特定行政庁以外でも建築確認、検査業務が行えるようになりまして、指定確認検査機関がこの改正によって誕生しております。本市における公共施設では、指定確認検査機関の審査を受けた物件はないというふうに伺っておりますが、本市の物件に建築設計事務所としてかかわった、これは滝川市外の業者で指定確認検査機関に別地域、別物件で実績がある可能性はこれまた否定ができないのかなというふうに考えているところでございます。自治体の建築確認審査でも見抜けなかった、そういった事例があったことも勘案すると、本市の公営住宅にも偽装があっても不思議ではないというふうに考えるのも一つの考えかなというふうに思います。これは、偽装の可能性について疑うということではなくて、住民の不安、これは公営住宅ですから、何百世帯という方がお住まいになっていらっしゃるわけでございますから、住民の不安を払拭するという意だというふうにご理解をいただきたいというふうに思いますが、3団地とも構造上はそれぞれ違いますが、鉄筋の本数について適正かどうか、この点について伺いをいたします。

○議長 市長。

○市長 先ほど申し上げましたように、滝川市で委託する設計業務については構造計算書などもしっかりと確認をして、適正なものであるという中身であります。鉄筋の本数とか鉄筋の径とか、これはご質問のように構造計算により求められた鉄筋量によって決定していくわけです。みずほ、見晴、着工中の江陵団地、一つ一つは確認しているのですが、相互の違いがあるのかなのかということは点検いたしました。その結果、公営住宅について、ご質問も公営住宅でありますから、公営住宅におきましては平面プラン、それから構造が単純であることから、建物にかかわる積載、それから固定荷重、地震、風圧に対する係数、こういうものの設計条件が同一であれば設計者によって鉄筋量の違いが生じたら問題あるわけでありまして、点検の結果、設計者は違うのですが、鉄筋量に違いはなく同一の結果であるということでもあります。したがって、個別の案件についても当然その時点でしっかりやっておりますのにあわせて、設計者が違う場合どうなの

ろうかという点検もした結果、設計者が異なっておりますけれども、鉄筋の本数、その径、構造計算書のとおりということになっておりまして、公営住宅にお住まいの滝川市民の皆さん方はぜひ安心をしていただきたいというふうに思います。

○議 長 水口議員。

○水口議員 今の本当に詳細なご答弁で、滝川の公営住宅に居住される市民の皆様は安心をして住んでいただいてよろしいという意味だったというふうに思います。一応構造計算には基準値というものがある、今問題になっているのはその基準値を大きく下回る。この下回り方も場合によっては40パーセント以下ということで、ちょっとした中地震でも最低でもひびが入る、場合によっては倒壊もしてしまうと、こんなようなことが露呈されて、今大きな問題となっています。こういう点からいうと、滝川市の今申し上げた3団地についてはこの基準値を下回る場所もないというふうに確認をしてよろしいのかどうかだけお伺いしておきたいと思います。

○議 長 建設水道部長。

○建設水道部長 今市長が答弁したとおりでございますが、私ども発注者としたしまして、委託業務で設計が上がってきます。これらについては、すべて計数等も含め全部チェックする中でやっておりますので、今指摘されるような中身のものについてはないというふうに考えております。

○議 長 水口議員。

○水口議員 それでは、この件につきましては基準値を下回る物件もないということで確認をして、次の質問に移らせていただきます。

同じく建設行政についてでございますが、江陵団地の新工法についてお伺いをいたします。まず、1点目としたしまして、この新工法での発注のメリット、デメリットということについてであります。今回滝川市の公営住宅では初めてというふうに伺っておりますが、さらには道内においてもまだ実績としては少ないオール外断熱工法を採用し、発注になっております。私もこの点については技術的には素人でございますから、詳細について承知はしておりませんが、多分この工法を採用した要因があるのだというふうに考えられます。そこで、この工法を採用した要因と採用に当たったのメリット、デメリットについて、まずお伺いをいたします。

○議 長 市長。

○市 長 ご質問のように江陵団地では外断熱工法を採用いたしました。この工法は、主に北欧、ヨーロッパ諸国、非常に寒いところで発展をしてきた工法であります。道内でも、特に旭川以北で公営住宅を含めて数多く外断熱工法が採用されております。私は、北国に向けたそういう新しい技術というのは、メリット、デメリット、これから申し上げますけれども、それをよく検討して、技術革新の世の中、積極的に取り入れていく必要があるというふうに基本的には思っております。この工法のメリットは、従来の内断熱工法に比べてコンクリートの躯体を外側から断熱材と外壁材で覆うわけです。したがって、コンクリートの躯体が直接外気に影響されないというメリットがあります。このため、建物自体の長寿命化が図られるということと同時に暖房費等が安くなって、二酸化炭素の排出規制、環境問題にも裨益をするという外部経済効果もあるというふうに思っております。中から断熱して、外に逃げないと。外からの寒さは、かなり防げると。しかも、コンクリート

でありますから、蓄熱体になるわけです。コンクリートを蓄熱体として使えと、そういうメリットもありまして、室内の温度変化も少ない、さらに結露も生じづらいと、こういうようなメリットがあるというふうに思います。しかし、デメリットとしては、コンクリートの躯体以外に断熱材を張って、さらにその外に壁材も置けるわけです。したがって、外壁材を新たに設ける部分がコスト高になるというデメリットがあります。それでは、そのコストをどういうふうに回収するのかということではありますが、江陵団地においては内装の下地材、仕上げ材、それから電気、給排水設備においてコストダウンを図って、このコストアップ分を吸収したという中身であります。

○議 長 水口議員。

○水口議員 それでは、ただいまのご答弁を踏まえて次の質問に移らせていただきますが、今市長がおっしゃられましたとおり技術革新ということで、新しい工法はいろいろと検討は必要けれども、導入をしていく。これは、二酸化炭素という話もございましたけれども、多分京都議定書にかかわる、こういったところからもこういった工法が今普及をしているということなのですが、それとは相反するというふうに言うべきなのかどうかは別なのですけれども、工事量に対する市内業者優先の考えについて伺いをしたいというふうに思います。オール外断熱工法は、先ほども外壁材というお話がございましたが、市内業者の技術的なことから工事量に対して相当な比率で市外に発注になってしまっていると、このように伺っております。この江陵団地というのは、今現在、17年度、18年度での第1期工事、これを終えて、今後さらに平成21年度までに集会所も含めて5棟建つ計画となっております。このままこの工法が今後も採用になっていくというふうに仮定をすれば、市内業者は公共事業が発注になっても受注できないという現状の今滝川市が置かれております年間の公共事業の発注量から考えれば市内業者に対する配慮に若干欠けているのではないかと、そんな状況が想定されるのかなというふうに私は考えているところでございます。そこで、第2期以降も含めて、江陵団地建てかえに当たって市内業者を優先していくという考え方について伺っておきたいというふうに思います。

○議 長 市長。

○市 長 基本の考え方について、まず前段申し上げたいというふうに思います。工事における下請業者の選定ということでもあります。建築工事には非常に多くの工種があるわけでありますから、市内業者でできるものは市内業者に施工していただくように元請業者に指導しているわけです。これは基本に置いて、今後とも指導していきたいというふうに思っております。外断熱工事、これについてはメリット、デメリット、いろいろ検討いたしましたけれども、やはり取り入れていく必要があるというふうに判断をいたしました。しかし、片一方では、これはメーカーが実はパテントを持っております。したがって、メーカーの責任施工ということでありまして、市内業者が直接に1次下請という形で施工することは残念ながらできません。しかし、先ほど申し上げましたように、この工法を採用することで従来の工法に比べて維持管理上も入居者にとっても大変多くのメリットがあるということから、市としては長期的な視野に立って採用したわけであります。参考までに申し上げますと、見晴団地で建築全体工事費は4億1,300万円弱であります。この外断熱工事費は1,370万円ぐらい、全体の3.3パーセントくらいになるわけでありますけれども、一

つは1次下請となって施工はできないけれども、可能な部分についてはやっぱり地元業者を使ってもらおうと、そういう指導はしなくてはいけないというふうに思っております。しからば1次下請を地元で能力がないために、こういう新しいメリットの極めて多い工法は一切採用するべきでないのかというと、私はそうではないのではないかと。特に滝川市は、建設業も基幹産業の一つとして滝川の経済を引っ張ってきた極めて重要な産業であります。その産業が次から次へと出てくる新しい技術、技術革新に無関心でいてはダメなのではないかと。ある意味では完全に保護することによってシャットアウトするということになると、技術革新、在来型だけではないというふうに思っております。私は、この外断熱工法を含めて、建築にかかわる技術革新に積極的にチャレンジしていただく市内建設業であってほしいと、そういう面で積極的な対応をぜひ期待したい。このことがこれまで滝川を引っ張ってきた建設業が新たに市場を確保していくための極めて重要な要素の一つでもあるというふうに考えております。

再々、少し上がっておりまして、答弁に間違いがあるようであります。見晴団地というふうに言ったそうであります、江陵団地の誤りでありますので、訂正をさせていただきます。

○議長 水口議員。

○水口議員 今のご答弁で理解をいたしました。メーカーの Patent ということで、これが責任施工というようなことでなかなか難しい部分もあるということ、こういったことは私もそれなりには承知をしていたつもりでございました。いずれにしても、この新工法、これからも多分いろいろと技術革新の中でいろんな新工法というのがまた生まれてくるのだというふうに思います。多分これは、外断熱のメーカーということのみならず、例えば躯体の上げ方ですとか、そんなこともいろんな工法が変わっていくことによって、メーカーばかりではなくてかなりの業者の皆さんがいろんな工区工区で新しい工法に積極的にチャレンジをしていかなければなかなか受け入れていられない、受け入れてもらえない、多分そんな時代になってきているのだというふうに思います。そういった状況からいたしますと、これは行政としてもこれからこういう新工法をどんどん、どんどん取り入れていくのですと。それに対して、市内の業者の皆さんに対しても、こういういろんな新工法が出ているということに対してどんどん、どんどんチャレンジをしてほしいというようなことを指導的な立場で指導もしていただく、そんな環境づくりもぜひお願いをしたいなど。これは、受注がどうのこうのということではなくて、技術革新というものを積極的に受け入れていってもらえる、そんな指導ということが行政としての役割としては若干あるのかなというふうに思いますので、その点についてはよろしくをお願いをしたいなというふうに思います。

◎2、教育行政

1、学校施設の整備計画

2、学校内トラブルの対処について

それでは、建設行政について終わりました、次に教育行政について何点かお尋ねをしたいなというふうに思います。

教育行政の学校施設の整備計画についてということでお尋ねをいたします。昨日の一般質問にお

きましても複数の議員より修繕についての質問がございました。滝川市内11校の小中学校で見ますと、一番古いのは昭和36年の開西中学校の体育館というふうに伺っております。これを先頭といたしまして、かなり老朽化が進み、既に細かい修繕では全く用をなさないということで、抜本的な改修とは到底言えず、私はそういう状況から、長期的展望に立ってこの質問についてお伺いをしたいなというふうに思います。各学校の数え切れない修繕箇所を年次的に教育委員会として緊急性、危険性などの判断から少しずつ修繕をしているということは、きのうの質問の中でのご答弁、それから近年の状況で承知をしているわけですが、緊急性、危険性のない、しかしながら学校としては強い要望があると、こういったものに関しては、ここ最近では学校がPTAが主体となってやれることはやるというようなことがございます。私の子供が通っている西小学校ではここ5年ぐらいの間にPTAが主体となって遊具のペンキ塗り、それからげた箱の改修、それからプレールームのカーペット張り、それから野球場、グラウンドの整備ということで、この辺はすべてPTAが主体となって行っているというようなこともございます。これはまた、保護者の立場からすると学校と保護者が密接にかかわっていかうと、そして保護者が学校の状況をよく理解しようと、こんな意味からするとこういうこともよろしいのかなというふうに私は思っているわけですが、本来であればこれはやはり業者に発注をすべき事業だというふうに思う一面もございます。こういったことは、他の学校でも同様にPTAが主体となって学校の環境改善に努めていることというふうに思います。ここで申し上げたいのは、老朽化が進みますとどのように修繕を加えていってもこれは単なる一時しのぎでしかないということでありまして、公営住宅などでは公営住宅ストック総合活用計画というものが策定されているように、学校施設について長期的視点に立った整備計画があるのかお伺いをいたします。

○議長 教育長。

○教育長 それでは、水口議員から学校施設の整備計画と、そういったことでご質問ございましたので、お答え申し上げたいと思います。

施設がいろいろ老朽化していると、そういったことでございまして、教育委員会といたしましては全体を勘案しつつ、学校の要望、そういったことを踏まえて年次的に実施しているのが実態でございます。特に平成16年度から取り組んでおります小学校トイレ整備計画、あるいは体育館の改修、塗装、こういったことも年次的に取り組んでいると、そういうことでございますが、ただ相当老朽化しているのも実態でございます。例えば特に老朽化しているのは、建物全体もそうでございますけれども、壁、床、あるいは屋上防水、屋根トタン、こういったことが非常に老朽化しております。こういったことから、大規模改修、これも緊急の課題であると、このように考えておりまして、現在大規模改修等々について資料を収集して、具体策を立てるべく今努力している最中でございます。年次的に実際に取り組んでいるということですが、もう少し具体的に申し上げますと、教育委員会といたしまして改修の項目を具体的に挙げて取り組んでいるところでございます。例えば小中学校修繕工事実施計画と、この中に項目として二十数項目を入れて、これを年次的に取り組んでいると。例えば、一つはナミダタケ防腐処理、二つ目に給食調理室換気設備、次に校舎屋根、ボイラー、雨漏り等の補修、あるいは体育館屋根塗装、修理、小便器、大便器及び床タイルの

洗浄、給食屋上防水、改修等々、二十数項目にわたりまして挙げまして、これを何年にどの学校でやったのかと、そんなことも含めて、毎年きちっとやるわけではございませんけれども、年次的に努力していると、こういう実態でございます。ただし、繰り返しますけれども、こういったことをやりましても全体的に老朽化が進んでおりますので、大規模改修等々の時期に来ていると、こういったことについては十分認識しているところでございます。

以上でございます。

○議 長 水口議員。

○水口議員 今の教育長のご答弁では、修繕という形ではやっていくけれども、改築もしくは大規模改修ということからすると、修繕では対応し切れない、そういった老朽化が進んでいると、そういうご認識はあるということだというふうに思います。では、それを踏まえまして、次に移りますけれども、タッグ計画の中で、これは中期アクションプランの中に学校等の適正配置ということがございます。この適正配置と同時に長期にわたる整備計画も検討されるのかどうか、この点について次でお伺いをしたいというふうに思います。ここでは適正配置計画については一切触れるつもりはございませんが、適正配置計画がまともれば学校の改築、大規模改修も必然的に計画されるというのが自然な形であるというふうに思います。昨今は少子化が声高に叫ばれており、また18年度の予算編成においても、昨日の市長のご答弁の中で重点項目として少子化ということも挙げられております。公営住宅と同様に長期的かつ計画的に建てかえを実施しなければ、これは設置者としての責任が問われることになると思います。そこで、適正配置計画と同時に整備計画についても検討されるのか、これは整備計画と言うまでではないまでも、こういう時期に大規模改修をするのですとか、こういう時期に改築をするのですとか、こういったような計画を立てられるのかどうか、この点についてお伺いしたいというふうに思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 タッグ計画の関連あるいは大規模改修等々についてのご質問でございますが、先ほど申し上げましたように大規模改修等々については、これはもう必要な時期に来ていると、このように考えています。最終的に行ったのは江部乙小学校でございますけれども、江部乙小学校の大規模改修を行いましてかなり年数もたっておりますから、また全体にそれを広げていかなければいけないと、そういう認識でございます。そこで、その認識のもとに、タッグ計画の中に学校等の適正配置と、こういったことが盛り込まれておりますので、これに基づいて現在検討していると、あるいは資料収集に当たっていると、こういうことでございます。タッグ計画に基づきますと、18年度中に総合的な検討を図ると、そして19年度以降合意形成を図りながら具体的に進めていきたいと、こういうことでございますので、担当といたしましてこういうことで18年度早速具体化するように今資料収集を図っていると、そういうことでございます。さらに、水口議員から、この配置計画と同時に学校の整備計画について、これはどうなのだというところでございますけれども、これは当然配置計画と同時に整備計画についても方向性を示していきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長 水口議員。

○水口議員 それでは、この整備計画につきましても年次的にということでございますが、大体こういう長期的な展望に立った整備計画というのは将来的にはとか、解消していきたいとかという、そういう文言で済まされる可能性がございます。ぜひしっかりご検討いただきまして、年次的に平成二十何年にはここをやりますとか、平成30年というところとちょっと先ですけども、年次的に計画性を持って取り組んでいただけるような、これは財政的な裏づけという問題もありますけれども、こういう時期に変えていかなければ学校が使えなくなるのだという緊急的な状況になっているというのは多分教育委員会も十分に承知をしておりますし、そういった環境の中で子供たちが学校生活を送っているという意味からすると、きちっと計画的に取り進めていただくということが必要でないのかなというふうに考えますので、その点についてどうかよろしくお願いをいたします。

それでは、最後でございますが、学校内トラブルの対処についてということでお伺いをいたします。市内で起きました痛ましい事故から3カ月が経過をいたしました。私はいまだに説明責任は果たされていないというふうに考えております。市内の各学校から二度と同じことを繰り返さないためにも、学校と保護者との信頼関係の構築はさらにさらに高まっているものというふうに感じております。このことについての見解をお伺いをするものであります。私は、ここではこの事故について徹底した原因究明、これを求めるということではなくて、説明責任が果たされなければ学校と保護者の信頼関係というのは成り立たない、こういった視点で質問をさせていただくことをあらかじめ申し上げておきます。実は12月7日の北海道新聞に、これは長野県で起きた記事が載っておりますが、公立高校1年生の男子生徒が自殺をされたという記事が掲載がなされておりました。この生徒は、いじめについては何も解決をしていませんと、学校の先生にもっと早く謝ってほしかったというような、こういったメッセージが残されておりました。このメッセージに対して学校側が出したコメントというのは、いじめも暴力もなかったと判断をしていると、こういったコメントを出されているわけでございます。これで学校が本当にきちっと説明責任を果たしたのかどうか、私はかなり疑問を感じてしまいます。児童や生徒を守ってあげるのは、これは家庭は当然でございますが、学校もやはり児童生徒を守るといって、こういう役割があるというふうに思います。その学校が子供の悲痛なメッセージをいとも簡単に否定をしてしまうのであれば、だれを信頼して保護者は学校に子供を通わせればよいのでしょうか。私は、本当にこれは腹立たしい事故だなというふうに考えているところでございます。

教育長は、事あるごとに開かれた学校を目指していく、開かれた学校をつくっていくというふうに発言がなされております。この開かれた学校づくりというのは、本当にどういったことなのかということはいま一度考えてみたいというふうに思います。3カ月前に起きた今回の事故については、だれかに配慮しているのかどうか、この点については私は承知をするわけではありませんけれども、これだけの風評や、そして当事者が残されたメッセージ、こういったような情報があるにもかかわらず、3カ月を経過しても原因が特定できないというのは、こういうことが本当に開かれた学校というふうに言えるのかなというふうに私はどうしても感じてしまいます。もしかすると閉鎖的というふうに見えてしまっても仕方ないのではないのかなと、そんなふうにも感じるわけござ

います。これだけ鬼気迫る事象だけに、やはりしっかりと説明責任を果たさなければ、どこに学校と保護者の信頼関係が維持できるのか、どうしても疑問を感じざるを得ないというのが私の考えであります。教育長は、今年度の教育行政執行方針の中で、若干かいつまんで読み上げますが、学校教育の充実という中に信頼される学校というふうに記載をされています。その横に、説明責任を果たす学校ということまで言及をされております。この中身を若干かいつまんで読みますと、子供の健やかな成長を図るため、家庭や地域社会と連携、協力して積極的に情報を提供し、保護者や地域の方々の信頼にこたえる学校づくりを進めます。そのためには、学校運営の状況を自己評価したり、保護者等からの外部評価により適切に行い、そしてきちっとした学校運営について明らかにしていきますと。そして、今年度はリーフレットだとかそういうのも作成しながら、学校としてきちっと情報公開をして説明責任を果たして、学校教育への理解と協力を求めていますというふうに記載がされています。そして、さらには、きのうも論議になりましたけれども、学校評議員、それからコミュニティスクール、こういったものについても地域に開かれ、地域に信頼される学校づくりに努めてまいりますというふうにここでは記載がされています。この文章だけで判断をいたしますと、学校と保護者と地域が強固な信頼関係のもとに学校が運営されると、これが多分この中身から読み取れるというふうに私は考えるものであります。学校と保護者と地域との信頼関係は、まさに学校が説明責任を問われたときに保護者、地域が納得のいく適切な説明がなされて信頼関係が構築され、そして高まるものだというふうに思います。保護者は学校を信頼して子供を預け、学校はその子供たちをしっかり守り、そして地域は学校も含め子供たちをしっかり支えていく、そんな信頼関係でありたいと私は常日ごろから考えております。ぜひ二度と同じことを繰り返さないためにも説明責任を果たし、学校と保護者の強固な信頼関係を構築すべきというふうに考えますが、教育長の見解をお伺いをいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 それでは、水口議員さんの方から江部乙小学校の問題についてご質問でございますので、これについてお答え申し上げたいと思います。

江部乙小学校の事故から3カ月を経過しておりますけれども、これにつきましては本当にあってはならないことと、こういったことでございまして、市民の皆様方大変ご心配をいただいておりますし、本当に心からおわびを申し上げたいと、そういう気持ちでいっぱいでございます。経過説明をいたしますと、9月9日に残念なこういった事故が発生いたしました。何をやったかということでございますけれども、9月は重点的に3点やっていただきました。まず、一つは、子供の心のケア。眠れないとかいろんなことがあったものですから、心のケアを重点的にやってくださいと。二つ目は、原因を究明してください。決して起こしてはいけません。隠すことは無い。そういった意味で、原因を究明してください。三つ目は、PTAには十分説明してください。この3点を1カ月の重点として学校で取り組んでいただきました。もう一度申し上げますと、心のケア、それから原因究明、そして説明責任と、この3点を1カ月の重点としてやっていただきました。次、2カ月目でございますけれども、子供たちが大変元気がないということでございましたので、子供たちに生き生きとした教育活動を展開していただきたいと。そういうことがございまして、10月にはちょ

うど学芸会がございましたので、その学芸会を立派な学芸会にしようと、とにかく生き生き、伸び伸び、明るく学芸会をつくってこうと、これを2カ月目の重点とさせていただきました。私も見させていただきましたけれども、本当に一生懸命やっていただいて、一人一人の子供の出番があったなと、こういうことでございます。ただし、心の奥には恐らく寂しい思いをしているのではないかと思いますけれども、学芸会としてはいい学芸会を地域挙げてやっていただいたと、こういうことでございます。3カ月目は、今何をやっているかということでございますけれども、再度一人一人、これは1年生、2年生はちょっと小さいですから、少なくとも3年生以上の一人一人の子供にもう一度全員に当たっていただきたい。そして、心のケアを図っていくと同時に原因究明、この言葉のかけ方いろいろありますけれども、そういうことを今やっていただいている。心のケアと原因究明を3カ月以降も今やっていただいていると。さらに、学校の生徒指導とか心の教育の充実、これが何といても一番大事でございます。立派な教育をしなければ信頼関係は保てません。幾らやっていると口で言っても、具体的に教育活動をお父さん、お母さんの前に提示していかなければ信頼関係はできないと、そのように思っていて、今3カ月を経過して、そのようなことをやっていると、そういうことでございます。

次、説明責任でございますけれども、あの事故が起きてから、直ちに学年会を開いたり6年生の保護者会を開いたり、全体の保護者に来ていただきまして経過を説明していただきました。ご案内のように、報道機関にも今まで1カ月、それから2カ月ということで大きな説明責任は報道機関には2回してまいりました。これは、公的な責任だと思っています。しかし、その前に、総務文教常任委員会にも説明し、議員さん方に説明した後に報道機関の皆様方にも説明していると。そして、保護者会にも、2カ月たって今のところの原因はこうですよと、こういうことで説明もしておりますので、私は隠すことなく説明責任を果たしていると、このように考えています。ただ、現状としては、残念ながら原因を特定するまでには至っていないと、これが現実でございますから、今後とも究明を図っていきながら、隠ぺいとかそういったことは決していたしません。わかる限り皆さん方に説明してきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長 水口議員。

○水口議員 今教育長の方から、詳細に9月から時系列的にこういう対応をしてきましたということでお話をいただきました。初期の対応といたしましては、例えばスクールカウンセラーをすぐ招聘をしたりとか、こういった部分からすれば内外的にもかなり早い対応だったというふうに、この点については非常に評価をいただいているということは私も伺っております。こういったことから、対応としては多分間違っていないのだなというふうに私も考えているところでございます。しかしながら、私がここで求めたいのは、保護者と学校というのは信頼関係のもとに初めて子供を保護者が安心して送り出せる、多分こういった環境をつくっていくということが必要なのではないのかなというふうに考えているものであります。先ほど説明責任としては、教育長はしっかりと果たしているというふうにお答えをいただきましたが、この説明責任というのは説明責任を言う側、それから受ける側、これは多分とり方でまちまちなのだろうというふうに思います。説明責任

を言わなければならない立場としては責任を果たしていますというふうに思われるのかもしれませんが、受ける側としては本当にこれで説明責任が果たされたのかなというふうに思うのも一方であるというふうに言わざるを得ないのかなというふうに考えているところでございます。

そういった意味からいたしますと、この事故ということだけにとらわれることなく、今教育長がおっしゃっていただいたいろんな経過の説明、これをすべて保護者だったり、先ほどは総務文教常任委員会に説明をされたということからいけば議会であったり、そして報道機関にも説明をなされたと。そうしたら、それは報道機関であったり皆さんが納得して、そしてわかって、それをきちっと受けとめられたのかどうなのか。私は、そこまできちっとあるべきなのかなというふうに思います。それがなければ、例えば保護者のことだけでとってみますと、保護者としてはどうしても何か疑念が払拭できない、払い切れない、こういったようなことも思うかもしれませんし、こういう状況の中でほかの学校から二度と同じことを繰り返さないためにどういう対応をしていくのかということになれば、先ほど教育長さんがおっしゃられた原因究明がなされて初めて、PTAというのはそれに対してどういうふうに行っていくのか、どういう対処をしていくのか、こんなところが議論が展開されていくのかなと。そういった観点からすると、本当に保護者と学校との信頼関係というのはもっともっと、教育委員会のお立場で申し上げるならば保護者の立場に立っていただいて、そして物事に対して対処してもらわなければ、学校と保護者の信頼関係というのは生まれてこないのではないのかなと、そんなふうに私は感じるのですけれども、その点について改めてご答弁をお願いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 説明責任でございますけれども、その都度やってきておりますし、これからもやっていきたいと、このように考えておりますが、皆さんがいろいろ心配なさっている点が多々ありますので、十分なものではないということも考えております。できるだけ具体的に言っていただきまして、この部分はどうなっているのだと、これはもう少し説明すれというようなことがありましたら、私たちは真摯に受けとめましてやっていきたいと、このように考えています。例えば手紙の部分でございすけれども、まだすべて見ることはできないのも実態でございす。ただし、幾つか家族の方から読み上げていただきまして、概略を、それを保護者に伝えているとか、そういったことで最大限努力をしているのも事実でございす。今後とも明らかになったことについては、早速皆様方に知らせていきたいと、このように思っています。ただ、手紙の中身というのは、まだ見ておりませんけれども、見れない状態でありますけれども、その中にほかの子供たちに対するいろんなものがもし書いていたとすると、その他の子供たちの状況、市民の状況までも十分分析しなければいけないと思っていますけれども、そういったことを配慮しながら、隠すことはない、オープンにできるものはすべてオープンにしていきたいと、そういうことを考えております。原因がわからなければ正しい対策というのは出てこないことではございすから、そういう意味で今後とも原因究明を図っていききたいと、このようにございす。今までは、再度繰り返しますけれども、これが原因だという状況までは至っていないと、これについてはつぶさに総務文教常任委員会でもご説明させていただきます。

また、学校につきましては、例えば毎日一人一人の子供の状況が変わっていれば、江部乙小学校でございますけれども、子供の状況をすべて共有しようと、そういうことで毎日情報交換したり、あるいは放課後に子供の変化を交流したりして、つぶさに当たっているのが現状でございますし、学校というのは緊張感を持って子供一人一人に対応していくと、こういったことが必要でございますので、いろんな方策をつくって今改善を図っていると、そういうことでございます。また、説明責任でございますけれども、先ほど言いましたように、プライバシーの問題もありますけれども、各学校では内部評価、外部評価をしております。例えば学校の授業を子供さん方はわかるというふうに言っていますか、わからないですかとか、いろんな不満がありますかとか、そういうつぶさな外部評価をやって、それを11校すべて、PTAだより、こういった学校通信を通して地域にも配っていると。そういうことからして、ぜひ風通しのいい学校にしていきたいと、それが信頼を勝ち取ることだと。まず、信頼を勝ち取るためには、いい授業、いい教育活動を一人一人に提供していくと、それからその状況を説明していくと、そういうことだと思います。例えば今年度、リーフレット、これを各学校でつくっていただきまして、うちの学校の内容はこうです、特色は何ですということを11校でリーフレットをつくっていただきまして、各地域に配布していただきました。それから、地域参観日、どうぞ見に来てくださいと。これも開かれた学校の一つでないかと思っています。そんなことで、今後とも二度と起こしてはいけないという意気込みのもとに取り組んでいきたいと、このように考えています。

以上です。

○議長 長 水口議員。

○水口議員 多分このやりとりというのは、私は保護者という立場で受けとめる側、そして教育委員会は提供する側ということから考えますと、どうしても認識というのでしょうか、考え方に若干のずれがある、この差を埋めることはなかなか難しいのかなというふうに私なりに感じたところがございますが、いずれにしましても保護者が、そして地域がどんなことを考えているのか、どんなことを今伝えたいのか、そんなこともしっかり聞いてもらいたいなというふうに私は思います。家庭教育支援というようなことも取り組まれたりですとか、いろんな部分で今家庭という部分も取りざたをされておりますけれども、学校と教育委員会の関係という中において本当に保護者の今考えていること、保護者として受けとめてほしいこと、こういったことというのはもしかしたら教育委員会に届いていないのかなというふうに思う場面もあります。こんなところもしっかり聞いていただいて、学校と保護者がしっかり信頼関係を構築できる、そんな関係が維持できるように、今後ともぜひその点をお願いをいたしまして、時間がなくなりましたので、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 長 以上をもって水口議員の質問を終了いたします。

昼食休憩に入りたいと思います。再開は午後1時といたします。休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時01分

○議長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

中田議員の発言を許します。中田議員。

○中田議員 窪之内議員よりバトンタッチをされました中田でございます。通告に従いまして、質問を行います。早いものでありまして、きょうで12月も中旬となりました。ことし一年を振り返ってみますと、名古屋万博が開催されました。私ども新政会も視察をしてまいりましたけれども、予想を上回る入場数で活況を呈しておりましたし、増収増益の世界のトヨタを中心とする関西中部経済は非常に好調であります。また、東京では人口の都市部回帰で都心部地価は高騰し、マンションやホテルの建設ラッシュでありまして、第2のバブルの様相を呈してきているようにも考えられます。このように中央からは非常に元気なメッセージが送られてくる中でありますけれども、北海道はどうでありましょうか。駒大苫小牧高校の連覇はあったにせよ、そのほか朗報というのは見つからないような状況であります。札幌の経済につきましても余り好調とは言えませんが、地方においては過疎と高齢化が進む中、活力が失われつつあります。滝川市におきましても例外ではありません。行政と市民が協働の精神で日夜努力をしているにもかかわらず、その環境は低調のままであり、今まさに頑張りどきと考えられます。

さて、私は6月の議会におきましてコンパクトシティの実現に向けて種々の質問をさせていただきました。その答弁として田村市長は、私ども議会の期待していたとおりの高い見識と熱い思いでまちづくりを語っていただきました。また、課題につきましてもみずから宿題を課せられまして、それについては後ほど私の質問に十分なお答えをいただけるものと確信をしております。そんな意味合いからも、平成17年末でのことしのおさらいといえますか、確認を幾つかの項目でさせていただきたいと考えます。市長は、6月の議会の答弁の中で、コンパクトなまちづくりとはその都市経営において環境に負荷をかけず、かつローコストなまち、すなわち投資した社会資本を生かせ続けることにある。それには、商業機能の再構築、街なか居住の推進、公共機能の再集積が必要と訴えられましたので、この3点に絞って今回お伺いをしたいと思っております。

◎1、コンパクトな街づくり（商業機能の再構築）

- 1、ポスフル出店要請に関して
- 2、街づくり条例に関して
- 3、中心商業地活性化に関して

しかし、その前に、どうしてもこのまちづくりに否定的な要因となっておりますポスフルの出店要請に関して確認をしておきたい事項がございます。昨日も答弁をお聞きしておりますと、どうも市長はやや原則論での展開が多かったように感じられておりまして、どうか建前でなくてももう少し本音で話し合ってみませんか、お願いを申し上げます。市長という立場がございますから、その辺も考慮してのお話となりますが、5月23日にポスフルの出店要請がなされまして、商店街連合会は直ちに反対を決議し、商工会議所も反対表明をする中、滝川市はその動向をしつかりと注視すると市長はお話をしていました。しかし、きのうの答弁では、実は何もなかった

のだということをお話しされておりましたけれども、あれから半年間たっているのです。音さたなしというのは、ちょっとおかしくないかなという気がします。これは、こちらの事情ではなくて、向こうで何もなくなったという、そういうことももしかしたらあるのかなということでもあります。そこで、一方的にこちらで待つのでなくて、情報収集の手だてを考えたことはなかったのか、またそれが必要とは考えなかったのか。以前の西友の関係からいいますと、情報集めを総務部長を中心に行的ておりました経緯も知っておりますので、その辺が私どもは疑問であります、それについてまずお答えいただきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 経済回復の状況は、地域間格差がますます大きくなる時代の流れだなというふうなことをしみじみと最近感じます。こういうふうに全国平均的な経済回復が進んでいかないという時代の中で、いろんなことを国政の責任として追及していくということだけではなくて、やはり行政、企業、市民が一体となって、この地域をどうしていくのかということを真剣に協働の中で考えなくてはならない時代でもあるというふうに思っております。

ご質問のポスフル出店要請についてでございますが、ポスフルの関係者も名刺を持って市長のところには来ております。残念ながら、アポイントをとって来てくださったわけではないので、名刺が置いてあったということだけでありますけれども、一方昨日のご質問にもお答え申し上げましたように、学校法人國學院大学とポスフルの間では具体的な協議が行われているようであります。國學院短期大学もしくは学校法人國學院大学と滝川市長、この間それでは全く会っていないのかというと、会っていないわけではありません。しかし、ポスフルの出店問題に関して協議をするという意味で会っているということではありません。私は、まずはポスフルの出店に関しては、土地を持っている学校法人國學院大学と株式会社ポスフルの間での、まず第1段階は当事者間の問題であるというふうに思っております。しかし、ことしいろんな団体の皆さん方のご意見をお伺いをし、ポスフルが出店した場合のさまざまな影響を含めて情報提供させていただきつつご意見をいただいたのは、國學院大学からきつと協議、意見を求められるということがあるのではないかと。それは、十分ご存じのとおり用地買収費について寄附をさせていただいたという関係がありますから、何らかの意見を求められるのではないかと、別に法律上は求めなくてもいいわけでありまして、そういうことについて、それではちょっと待ってくださいと、少し時間をかしてくださいということにもならないのかなと、そういう立場から意見を求められたときには適切な意見反映ができるということであるという状況であります。

○議 長 中田議員。

○中田議員 その経緯につきましては、前にもご説明いただいたのでわかるのでありますけれども、國學院大学側は学校用地の賃借については滝川市、経済界、市民の意向を尊重し、判断するというコメントがたしかあったはずでありまして、一方では先ほど市長もおっしゃいましたけれども、ポスフル側との交渉があるという観測が市側にはあるということ。しかし、お会いはいしてもその話はしていないということでもありますけれども、それで果たしていいのかなという気がしているのでありまして、出るの出ないのという話ではなくて、もう少し、どのような経緯で向こうから話

があるのかぐらいは聞けないものかなという気がいたします。というのも、例えば國學院の現在の経営状況は、数字的には学生数は足りておりまして、たしか資金繰りではまだ、まだという言い方おかしいですけども、二、三年は十分あるのだという話があるわけですし、それだけにポスフルに限ることは土地利用についてはないという中で、ほかでその土地から収入を得るというか、そういうような利用の仕方を考えてあげるというか、そういうことがまだ猶予があるのでないかなという気がするのです。そういう意味では、こちらから協議、検討といいますか、働きかけも必要でないかなと私は思うのでありますが、それと一緒にもう一つ聞いておきますが、土地所有者にアプローチ、きのうはあったかなかったかわからないみたいな話でありましたが、それについてもやはり聞き取りぐらいするのが行政としては普通でないかなという気がするのですけれども、その辺も含めてどうお考えでしょうか。

○議長 市長。

○市長 國學院の４年制を前提とした２万坪の土地については、かつてあの土地を固定資産から流動資産に転換をしたいという打ち合わせもあったわけです。そのときに当時の市長として決断をしたのは、それは余りにも影響が大きいから思いとどまっていたきたいと。ただし、短大を経営していく、それを長期的に安定したものにしていくためには赤字相当分を含めて新たな対策を打たなくてはならないと。その経費として合計２億円補助金を出させていただいた、寄附金を出させていただいたわけでありまして。こういう経過の中では、実は短大を含めてあの土地はどうあるべきかという議論はさまざま重ねてきたわけです。しかし、短大が永続的にあの土地を使って将来のことについて実行できるという環境条件にはなかったわけです。いろんなプランは出てきました。しかし、決断をして実行するというプランには至らなかったわけでありまして。そういう過程の中では、滝川市も参画をさせていただいて、いろいろ議論させていただきました。今までそういう意味では、あの土地利用について市は一切かわりを持たず、何の協議もやってこなかったということではないということだけのご理解をいただきたいというふうに思います。そして、今あの土地をめぐって、確かにポスフルだけではないかもしれませんが。私はそういう情報はわかりませんけれども、きっとそうではないのだろうなというふうな感じもいたします。そういう意味では、そういう実態があれば國學院には選択性があるのだろうというふうにも思いますけれども、今あそこで一番行政として頭の痛いことは何かと。一般の大型店が立地できるところに立地するわけですから、今の法律の中では自由なわけです。届け出制で、市長は何らかの意見を言う、その意見も環境問題とか限られた部分の制約した意見しか言えないと。基本は、立地自由であります。なぜ頭が痛いかというと、滝川市は國學院を誘致をして、そしてその國學院は高等教育のかなめとして非常に活躍をしてくれている。滝川市を全国に売り出すという役割でも極めて高い役割を果たしてくださっている。しかも、地域経済には少なからず大きな影響を持っている。その國學院大学の長期的安定的な経営策と絡んでいるからであります。こういうことがなかったら、恐らく中田議員が思われているような結論を滝川市長は直ちに出すであらうでしょう。そういう意味で、総合的に考えなくてはならない課題であるというふうに申し上げているのであります。

○議長 中田議員。

○中田議員 そのように私に振られたわけでありますけれども、私ももちろんそういうことは、63年人間やっていますから、滝川にずっとおりますから、そういうことは十分承知の上で、自分の立場もあってお話もさせていただいているのでありますが、先に商工会議所の関係もお聞きした上で私の話もさせていただきますが、反対を商工会議所が表明をしております。その中で、商工会議所、経済界と行政との話し合いという部分、合意という部分では、私も会議所の常議員でありますから、一部中身を聞くわけでありますけれども、この問題について話し合いをしたことがない。チャンスをつくっていただけないというような、そういうような雰囲気のお話を会議所の三役はするわけでありまして、そういう機会を何か理由があつて持てなかったものなのか、持ちたくなかったものなのか、会議所側の考え方が違っていたものなのか、我々常議員といいましても会議所では一般の議員と同じでありますから、見ておりますと会議所のトップと市役所のトップとの間に何かすき間風があるような、これだけだったらいいのですけれども、これ以前の問題から何かあるような気がしてならないのです。その辺の感情の行き違いというか、そういうことは私はあるのではないかなと思うのでありますが、そういうことで結論がおくれても不幸になりますので、その辺については市長、どうお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 別に商工会議所と行政の間にすき間風があるなんていう認識は、全然持っておりません。経済団体、地域団体を含めて、9月に集中的にデータを整備して、そのデータを含めて9回にわたりまして15団体のご意見をお伺いをいたしました。それは、単に大型店問題ということだけではなく、中心市街地及び現在持っている商業の課題、今後の中心市街地の活性化のあり方、そして大型店問題についてご意見をお伺いをしたわけであります。その中でも、滝川商工会議所及び江部乙商工会と15団体の中でご協議をさせていただいております。ただ、このときは、会議所三役ということではありませんで、所管事務局同士のいろんな意見聴取という中身であります。滝川市としては、新たな元気タウン計画を時代に合った形でつくらなくてはいけないということでこれは詰めてまいりましたし、一方商工会議所としても今盛んに進めております新たな活性化策ということが当時からいろいろ議論されておりました。燈プランということで、間もなくまとまるようでもありますけれども、こういう経緯の中でトップ同士、やっぱり目的を持って協議をしなくてはけませんから、そういう中で考え方を持って会いましょうということでありまして、別にすき間風があるわけでも何でもなくて、経済の問題はまずは経済団体との密接な協議が必要であるというふうに思いますから、これからまとめていく段階ではいろいろ協議をさせていただくことがあるだろうというふうに思います。ただ、ポストフルのことについては、商工会議所さんは基本反対という表明を新聞報道によって知り得ておりますけれども、どういう形でポストフルの出店の関係が事態が展開していくのかわかりませんけれども、滝川市長としては滝川市長としての意見、判断はありますけれども、さらに協議が必要であれば意見を聞く、打ち合わせをするということは間断なくやりたいというふうに思っております。

○議 長 中田議員。

○中田議員 今お話を聞きますと、絶対そんなことはないということでもありますから、私の危惧で

終わるのでしたら、これは非常にありがたいことではありますが、私が今思っているのは、こうやって質問することがやぶ蛇になるのではないかと自問しながら質問しているわけでありすけれども、ポスフルは大学側の受託というか決断を待っている。その大学は、市と経済界の意向を尊重すると言っている。その市は、市民の意向を十分に聞くと言っている。そして、今そういうことは無いと言いましたが、経済界とこの件に関しては合意というのか、そういうのがなされていない。何か三すくみのような感じがしてならないのでありますが、この中で市長はどう行動しているのか、実は我々は見えないのです。というか、私には理解ができない部分があります。もしかしたら市長は、私の理解を超える部分で、それは水面下か上かはわかりませんが、きょうは14日でありまして、大石内蔵助の討ち入りのときでありますけれども、あのような形で何か深い読みが実はあるのではなかろうかというふうにも思っているのです。市長は、私が先ほど言った裏返しになるのですけれども、そういうことで何かこれでお答えというかコメントがあればいただきますし、なければ次に続けたいと思っております。

○議長 市長。

○市長 私は極めて単純な人間だというふうに思っておりますから、別にそれほど奥深く何かがあるというつもりはありません。もし奥歯に物が挟まっているような表現で聞こえたとしましたら、それほど大きな課題であるというふうにご認識をいただきたいと思います。ご案内のように、世の中イエスかノーかで、最後はイエスかノーかに収れんするにしても、その経過の中ではさまざまなことが判断されなくてはいけないのが世の中の常でありまして、これはご理解をいただきたいと思います。ただし、これは明確に申し上げておきたいというふうに思いますのは、土地は法人の土地であります。そういうことを前提に物事が進んでいくのが世の中の常識でもあるというふうに思います。そのときに、何度も申し上げましたけれども、滝川市が財源を寄附したという立場、そしてまた國學院大学の長期安定的な経営と、そういうことも考えながら、なおかつ、ごくごく当たり前のことでありますけれども、中心市街地を初め既存商業振興との関係ということをバランスよく考えなくてはいけないと。そういうことがどうも不明瞭だという感覚で受け取っていただいているようでありますけれども、そういう立場ではいずれ意見を表明せよということは、ある適切な時期にはしっかりと表明させていただかなくてはいけないというふうに思っております。

○議長 中田議員。

○中田議員 意見を求められたときにと、それもわかるのでありますけれども、その前に、先ほども言いましたけれども、経済界と滝川の意見が同じにならなければならない、その場で市長としての立場で申し上げるということだと思うのです。それで、私としては、経済界といいますか、商工会議所との話し合いが十分できていないのではないかなというふうに危惧をしているから、先ほど質問したわけあります。

それと、4番に入りますけれども、市民の声ということでありすけれども、先ほど市長は15団体からいろいろなご意見を聞いた。しかし、それは大型店だけの問題ではないと。当然そうだと思いますが、では大型店だけの問題に関しては意見の集約はできているのか、それが分析されているのか。一部アンケートという話もありましたけれども、あれについてはどのような形になったの

か、立ち消えだから立ち消えでいいのか、いや、やめました、もともと計画を立てていなかったのだからしなかったというのか、その辺と、それとそれを受けて市内連絡会議というのを大型店に関してつくったと思うのですが、これについてはどのように開催をされて、どのような意見が市長に具申されたのか、その辺も含めてお話をいただけますか。

○議 長 市長。

○市 長 市民の意見の中で、大型店についてはいろいろご意見をいただきました。例えば郊外と中心部のバランスをとったすみ分けが必要であると。市場原理の中、大型店は出るべきだと。あるいは、市民はこういう物の見方もしているのかなというふうに思いますが、大型店舗との関係において短大には長くいてもらった方がいいと。あるいは、消費者の立場ではもろ手を挙げて賛成とはならないというご意見もあり、一方既存店をつぶすという意味では進出はこれ以上どうかと。あるいは、そういう意見とあわせて、地場産品を扱うなど条件をつけてみてはどうなのだと。さらに、これは商業関係団体のご意見でもありますけれども、郊外に広がるとインフラコストが上がる、あるいはまちが広がっていく、そのことによって住みづらいまちになるのではないかと、まちづくり条例を制定してはどうかというご意見などがあります。当然こういうご意見を総合的に判断をしながら、意思の決定が求められる場合には何らかの意見反映をするということになります。

それから、内部組織でいろいろ議論しておりますけれども、これは先ほどご質問のありましたように、事態が生じてそれから検討を始めますということではないのではないのかと。これは、短大問題絡んでいなかったら、それでいいのです。きのうのご質問にありましたように、ぐずぐずやって、まちづくり3法ができ上がった後でやったらいいのではないかと。それが許されるかどうかは別にして、そういうことでも案外いいのかもしれないけれども、そういう展開になったときにぐずぐずということにはやっぱりいけないのではないかという私の判断であります。そうすると、いろんな問題が生じてくるであろうと。その問題をどういうふうに大店立地法上意見を言えるのかと、どういう環境にどういう影響を与えて、例えば交通上どんな問題があつて、それはどういう形で意見反映するのか。そもそも問題は何だということで意見集約する必要があるということで、内部的にも組織をつくって問題点の把握をやったということでもあります。これは、いろいろ問題が出ておりますけれども、大店立地法で意見を言う場合に、それをさらに時点修正し、吟味の上、意見を言う、そういう準備を行っております。

それと、さきの質問の中だったかもしれませんが、地権者の調査をやっていないのかと。調査しておりません。いろいろ情報としては聞こえてまいります。しかし、私どもは、今短大以外の地権者について、あなたのところにどんな話が来ていますかというような調査をする段階ではないというふうに思っておりますから、そういう調査はやっておりません。

○議 長 中田議員。

○中田議員 今そういう調査をする段階ではないというのが私にはひっかかりますが、それは別として、私ども國學院を否定しているわけではないですし、私どもの浄財を出して、その中で来ていただいた経緯もありますし、ぜひ大学の雄としてここに残っていただきたいと、これはもちろんでありますけれども、その結論を少し急いでいないかということです。先ほども言いましたけれども、

この後でも出てきますけれども、まちづくり3法改正をしていく中でもうちょっと時期をずらすということでないけれども、じっくり考えていく。今市長がお話ししているのは、大学側から話が来たときに意見を申し上げるということですが、私の感覚としてはまだ市民の意見、経済界の意見がまとまっていない、市長に具申されていないようにも思いますし、その中で別に急ぐ必要はないのではないかと思います。今の来店法ではルールにのっとってということですから、それはそれで仕方がないことでありますけれども、急ぐとは市長は言っていないけれども、何でその辺でそういうふうな言葉になってしまうのか、僕にはちょっとわからない部分があります。新しい法律が整備されて、大型店との共生のルールが今できようとしているわけですから、そこで総合的な判断をされて、大学側に意見を言っていたとしても、それでいいのではないのかというか、そういうことのためにも今いろいろと大学側だとか経済界だとかとの話し合いを、それは先ほど言いましたようにいい悪いの話ではなくて、求められたときにするのではなくて、こちらからそういうような話しかけと提案をしていってほしいなと思っております。

私も余りまとまりませんが、次にまちづくり条例に関して伺いをいたしたいと思います。さっき市民のアンケートというか、意見集約という部分で事例がありましたけれども、内閣府が行った世論調査の結果が報道されております。これは、3,000人の老若男女に全国的に求めたものでありまして、回収率は70.2パーセントであります。読みます。大型店の地元や近隣への新たな出店については、必要と回答された方が40.4パーセント、不要と回答された方が50.6パーセントと半数を超えております。半分以上がもう大型店要らないという話です。また、その出店規制については、60.4パーセントが必要である、出店規制もこれから必要であると答えております。その中で、国の動向としては、まちづくりの不備により地方都市が壊れつつある現状と、その再生に向けて日本商工会議所ですとか中小4団体の改正の強い要望を受けまして、来年3月、3法の改正案が国会に提出される。施行は9月から10月ごろになるのでありましようけれども、その内容についてちょっと読ませていただきますと、中心市街地活性化計画を国が認定する仕組みを創設し、中心市街地の再生に意欲的な計画には制度、補助金、税制面で支援をするというものでありまして、その詳細について情報収集を市側では行っていますでしょうか。そのよしあしではなくて、情報収集について伺いをいたします。

○議長 市長。

○市長 まちづくり3法、いろんな報道がなされておりますし、自民党でもいろいろ議論が進んでいるようでもあります。私どもとしては、新しい元気タウン計画、それが元気タウン計画ということになるのかどうか分かりませんが、中心市街地活性化基本構想を新法の中でできるだけ早くまとめたいというふうに思っておりますので、職員を派遣をいたしまして、東京、札幌、一生懸命情報収集しているところであります。

○中田議員 ありがとうございます。ぜひその方は勉強していただきたいと思っております。

次、全国各県のまちづくり条例制定に向けての動きということですが、これはきのう窪之内議員もお話しされましたので、省略をさせていただいて、北海道の条例化についてをお聞きいたしますが、私が6月議会でその必要性について質問をした際に市長は、広域調整は一つの課題であ

り、その必要性を是とする考え方は基本にある。そして、全道市長会の折に他都市市長の動き、考え方を聞いてみたいと答弁をされました。そのような機会がございましたか、そしてその内容はどのようなものであったか、また何らかの他市長との合意はなされましたか。

○議長 市長。

○市長 北海道は、経済団体の要請に基づいてかなり積極的に考えているようであります。しかし、それは条例化ということになるのか、あるいは要綱、ガイドラインの検討ということになるのか、それはまだ定かには承知しておりませんが、かなり積極的に取り組む意向があるように伺いしております。全道市長会が行われました。私も総会がありますと必ず発言するタイプでありますけれども、このまちづくり条例、広域調整ということを含むまちづくり条例についてはさきの総会の中では触れないで、道路特定財源とかこういう面について意見を申し上げた、運動しようということで提言を申し上げたところであります。また機会ありましたら、これはしっかり道に話をしなくてはいけないというふうに思いますが、北海道としては聞き及ぶところによりますと道内市町村へのアンケート調査、意向把握もやるということも考えているようでありますから、こういう機会を通じて私の広域調整は必要であるという意見の反映はしたいというふうに思っております。

○議長 中田議員。

○中田議員 ぜひお願いをしたいと思っております。私も商店街の関係で道の方の理事会によく出るのですが、札幌の連中なんて言ったら怒られますけれども、人たちは郊外大型店については余り関係ないと、街なかにああいうふうに出てくるといろいろあるのでしょうけれども、概して関係ないのです。そういう方がトップにおられる中で、地方は非常に困っているわけでありまして、この前も滝川、紋別、岩見沢、留萌、旭川、その辺は積極的に発言をするのですが、なかなか受け入れてくれない中で、道の職員が天下って事務局に今2名もおりまして、なかなか話として進んでいけないというような状況もあります。そういう意味で、地方から訴えていけないとなかなか問題解決しませんので、その点発言力の強い市長でありますから、今後もしようをお願いを申し上げます。

ちょっと詰まってまいりましたので、滝川市商業まちづくり条例の制定につきまして、私は6月の質問で進出企業は郊外大型店に限らず、まちづくりに対する応分の責任、役割、貢献を義務づけるルールづくりが必要でないかという質問をしたわけですが、市長はこれに関しては余り議論をしたことはないのだと、少し勉強してみたいと答えられましたが、その後半年が経過する中で、国も地方もこのように条例化に向けて合意が形成されつつある現在、私は改めてその必要性を訴えたいわけですが、現在の市長のお考えは、昨日も答弁されておりますけれども、もう一度お願いを申し上げます。

○議長 市長。

○市長 現在商業を振興するための条例は商工業振興条例であります。まちづくり基本条例、もう少し幅広い行政の果たすべき役割、あるいは住民の果たすべき役割、そこに議会の権能を入れるかどうかはそれぞれの自治体によって違うようでありますけれども、まちづくり憲法というものの必要性は実は感じております。商工業を振興する条例は、今のところは基本条例は商工業振興条

例であります。ですから、商業振興の基本方向、枠組み、具体施策、そういうものが変わっていく、そういう段階では商工業振興条例を改正して、時代に合う形のものをつくり上げていくのが基本だというふうに思います。ただ、商工業振興条例という具体的な施策、例えば補助金とか融資制度とか、こういうものを定めるという、それだけではとらえ切れない何かが出てきたときには条例、あるいは要綱、ガイドラインということもあるかもしれませんけれども、そんなこともあるかもしれません。それは、中心市街地活性化基本構想、これをどういう構想をつくっていくのかということとかなり密接な関連があるなというふうに思っております。

○議長 長 中田議員。

○中田議員 そういう部分で留意していただけるのは非常に結構なことだと思いますし、きのう菜の花の話も出ましたが、これを日本一にするという市長の気構えみたいなものが見えたので、そういう意味では商業の方についてもそういう気構えも見せていただきたいというふうに思っておりますし、これについて問題、障害があるのであれば、私たちも懸命に勉強いたしますので、よろしくお願いします。

次に、中心市街地活性化に関してということに移りますが、3点、元気タウン、燈プラン、継続ソフトとありますが、まとめてやらせていただきます。元気タウン計画につきましてはきのうもお話いただいたので、これについては省略をさせていただきますが、継続ソフトと燈プランの関係でありますけれども、またさっきの話に戻りますけれども、商工会議所ではプレス報道でもありましたように商店街活性化のための特別委員会を設置をいたしまして、これは内容的には商店街の活性化に向けてのそれぞれの街区、それぞれの商店街の緊急課題をまとめ、できることからその解決を図ろうとするものでございまして、それには商店街自身の努力はもちろんのことですけれども、行政的な支援をいただかなければならない部分、また政治的解決も必要な部分もあるということでありまして、それについては17日に会頭に諮問し、その後商工会議所から市の方に提案をされると思いますけれども、市としての受け入れ態勢というか、そういうことについては早急に準備が必要であろうということでありまして、もう既に事務レベルで話をしているのではないかと思っておりますが、その辺の体制づくりはなされているかということ。心配なのは、新元気タウン計画に基づく、今市内部でもやっていますが、商店街の継続ソフト事業への助成、支援について、アニメ滝川、「はてい」でありますとか、NPOの「く・る・る」でありますとか、にぎわいづくりのイベント開催等、少しずつではありますが、効果も見えている中で、これについては継続をしていきたいというのが我々の考えであります。しかし国や道の助成が減少して、お金を入れていただく時期についても予測がつかなくて、どうしても遅くなってきて、始まったのは9月ごろで、すぐ冬になってしまうというような形になっておりますので、所管の担当は経済部長を初め非常に腐心をしていただいているのですが、これについても今回の燈プランとの関係もございましょうから、その辺でリンクさせていただいた中で次年度の予算化をぜひお願いをしたいという部分でありますけれども、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまのご質問は、通告の（１）、（２）、（３）をあわせた質問ですか。

○中田議員 はい。

○市長 わかりました。元気タウンの進捗状況でありますけれども、平成16年度に点検作業をやってまいりましたし、平成17年度はその点検作業に基づくいろんな意見交換をやってまいりました。いろんなことをやってきたというのは中田議員さん十分ご承知のことでございますけれども、商工会議所としても新たなプランをつくる提案をしたいということでございますから、これまで行われた点検作業、17年度さまざま行政としてやってまいりました意見交換の結果の反映、そしてまた商工会議所の提案、そういうものを判断をいたしまして、新しい中心市街地活性化基本計画の原案を練りたいというふうに思っております。しかし、その原案は、再び関係の皆さん方とともに議論して、できるだけ早い時期に新しいプランとして、このプランは国が直接認定するとか、そんな考え方も一部にはあるようでありますから、新制度の中で適切な手続をとって日の目を見るようにしたいというふうに思っております。

それから、燈プランの受け入れということについては、以上のような考え方で計画の中に盛り込む努力をしたいというふうに思います。

それから、継続ソフト事業への助成、支援であります。来年度の補助金というのは、実は不透明なのです。かなり変わるだろうというふうに想像されます。そうすれば、今やっているソフト事業は来年度ある程度、担保の言質まではとっていませんけれども、3年間ぐらいいは大丈夫だという感触を得ながら取り組んできたわけです。ところが、法律の枠組みがごろりと変わる。そうすると、当然補助の対象、その補助制度自体の存続というのは、これは国の補助金は法律によって裏づけられていますから、私は極めて心配しています。できることならば現在の補助金がなくなれば何とか新しい補助金に乗りかえると、こういうような最善の努力はしたいというふうに思います。それは、ある意味では財源対策上の市の都合でありまして、いろいろ今行われているソフト事業は問題も抱えていますけれども、先ほど質問にございましたようにそれなりの効果を上げてきている。ある部分については、極めて大きな効果を上げているということもまた言えるだろうというふうに思います。そういうふうに効果を上げているというものについては、継続する工夫と努力が必要だと。その事業内容については、それでは具体的に継続するための努力はどういうふうにできたらいいのかというのは、これから制度そのものの情報をしっかりとつかまえて、皆さん方とまた相談しなくてはいけないというふうに思います。効果のあるものは、継続の努力をいたします。しかし、効果の乏しいものは、やはりスクラップしなくてはならぬものもあると。これは一般論でありますけれども、そういうことを申し上げておきたいというふうに思います。

○議長 長 中田議員。

○中田議員 燈プランにつきましても継続ソフトにつきましても、私もかかわっている者として、ぜひ受け入れた中で予算に反映をしていただきたいということをお願いを申し上げます。

◎2、コンパクトな街づくり（街なか居住の推進）

1、民活による中心部住宅促進に関して

次に、大きな2の街なか居住の推進についてお伺いをいたしたいと思っております。市長は、

常々民活による中心部住宅促進を提唱されておられますが、定住促進という意味では、新十津川でたしか町の所有の土地に家を建てたら安くなったり、この前芦別市ではリフォームに上限で20万とか金を出すですとか、いろいろな施策が周りではあるようでありますけれども、滝川についてはどうも見えてこない部分がありますので、所管に聞いたら、いや、何もないのだという話もあったのですけれども、それを一度確かめてみたくて質問させていただきました。

○議長 市長。

○市長 定住促進という意味での行政上の支援策を私は今のところ独自施策として打つつもりはありません。ただ、中心部居住の促進に関して、それを促進するための施策は必要だというふうに思っております。したがって、今さまざま公営住宅及び民間の賃貸住宅などを含めてどういう中心部居住促進政策が必要であるかということについて具体的な検討を行っている段階であります。

○議長 長 中田議員。

○中田議員 時間の関係で2と3を一緒にやらせていただきます。その中心市街地活性化法改正案の中に優良な共同住宅を中心市街地に立地する場合には建設費を補助する制度を創設するとございます。滝川市も、もしこれができれば、これに乗った支援制度でありますとか、また独自の中心市街地の住居のための助成制度をつくる考えはおありなのか、その辺をお聞きしたいということ。それから、さきの議員会で帯広市に視察に行っていました。そこで、視察内容は民間共同住宅の公住借上げでありまして、今3棟が建つそうでありまして、民間共同住宅を建てさせて、その建設費の補助が国から出る部分、そしてそれを公住として借上げ、市なり道なりが家賃を補てんする制度というか、そういうのを研修してきたわけでありますけれども、滝川市においても試算、検討、そういうことをしたことがあるものなのか、もしあったらその結果についてお知らせをいただきたいし、前に別な場面でちらっと聞いたら、滝川はなかなかできないという話なのですけれども、帯広でできて滝川でできないというのはどういうふうなことか私にはちょっとわかりませんので、金がないでなくて何か助成の関係でできないのかなと思ったりもしていますので、その辺もお答えいただきたいと思っています。

○議長 市長。

○市長 国において民間活力を活用した中心部における住宅誘導政策というのは、ご質問ありましたように、これは最終どうなるかわかりませんが、先ほど質問にありましたような形で議論がなされているようであります。具体的にどういう姿でそれが出てくるかわかりませんが、滝川市の中心部にとって有利な制度であれば行政も積極的にそれをPRし、支援するという必要があるというふうに思っております。そういう国の制度に乗っていく、国の制度で滝川で民間活力を生かして中心部民間居住が進むということであればいいわけでありますけれども、そういうことを含めて積極的な支援策がないかどうかということを背景にして今議論を進めているところであります。

それから、借上げ公住のことについては、ちょっと計算してみてくださいということで所管に検討してもらった経緯があります。大体これまでの公営住宅は、1棟30戸程度とかそういうものが多

いですから、そういうことを前提に計算をしてもらいました。そうすると、資金的には、最終25年後まで計算してみますと行政が補助金をもらって建てるのとどこかに建ててもらって借り上げるのと数億円違うのです。ある意味では、これはうちの計算が間違えていないかどうか、しかるべき機関、道立北方建築総合研究所にも計算データを送って、これ間違いないですかとチェックしてもらったようであり、所管では、滝川の計算に間違いないと言うのです。ですから、それぞれ自治体で取り組む場合にいろんなメリット、デメリットを考えながら政策の選択をしているというふうに思いますが、資金的なことを考えるとそういうデメリットが生じるわけであり、滝川が政策を選別するときにはそういう資金的なデメリットをどう回収できるのかと、克服できるのかというのが選択すべきか選択すべきでないかという分かれ目になるというふうに思います。ただ、これは今の制度だからそういうことになるわけですが、公営住宅の補助金は交付金化されて、この交付金の割合がどんどん少なくなるとか、あるいは今家賃対策補助という補助金が出ておりますけれども、これは恐らく明年度以降一般財源化される可能性が極めて高いです。こういう家賃対策補助金とか、今行政が直接やることによって出てくる優位性の割合がどんどん少なくなってくると、こういう事象が生じた場合には選択肢の一つとしてあり得るということはお答えを申し上げておきたいというふうに思います。

○議長 長 中田議員。

○中田議員 今の2件については、これで話をとめます。

◎3、コンパクトな街づくり（公共機能の再集積）

1、公共施設の市中心部への移設に関して

最後の件であります、公共機能の再集積についてお伺いをしたいと思います。公共施設の市中心部への移設に関してでありますけれども、今市中心部は空き建築物でありますとか空き店舗でありますとか空き地が数多くありまして、これのストック活用という意味では郊外にあります老朽施設の建てかえ時、わざわざ持ってこいとは言いませんけれども、建てかえ時の移設計画、例えば図書館でありますとか保育所でありますとか、教育研修施設もたしかうわさになりましたし、老健施設についてもたしかどこかに載っていたような気もいたします。そういうような施設を移設をする計画というか、そういう構想というか、そういうことがあったかなかったか、事例がありましたらよろしくお願いをいたします。

○議長 長 市長。

○市長 先ほどご答弁を申し上げました中心部居住のための住宅、これを公的な住宅を含めて民間住宅促進ということで検討しているというふうに申し上げましたが、まずそれが第1であります。それと、現在検討しておりますのは、図書館と特別養護老人ホーム緑寿園のサテライトを中心部に移すことができないかと。これ自体移すといったらいろいろ問題が生じてくるわけであり、けれども、そういう検討をしております。図書館は47年に建設したものでありますけれども、強度的な心配の部分もないわけではありませぬし、30年を超えて老朽化してきた、さらにOA化に対する対応も求められていくということから、これを建てかえるときにはまちの中に持ってくると

いうことを重要な選択肢の一つとして検討する必要があるというふうに思っております。それから、緑寿園のサテライト化、これにつきましても幾度か私自身も口を開いているところでありまして、まちの中の非常に便利なところに、高齢社会を迎える場合の福祉施設のあり方ということを考えていく必要があるのではないかと。これは、メリット、デメリット、地域の賛成、反対、いろんなことがあるというふうに思いますけれども、中心部に高齢福祉施設の一部を持ってくることによって高齢社会における望ましい居住のスタイルのあり方というものをモデル的にやってみたいものだなというふうに思いまして、検討中であります。

○議 長 中田議員。

○中田議員 ぜひ検討いただきたいと思っております。

最後になりますが、市立病院の建てかえ候補地についてお伺いをいたします。実際は、きょうも新聞に出ておりました検討委員会の結論によるものであるというふうには理解はしておりましたけれども、市長は以前のプレス騒動の中で現在地を基本にということと話されていたと思います。病院周辺には既に多くの院外薬局もできておりますし、隣接商店街の人の流れということやら経済効果を考えますと、やはりあそこに期待するところでありまして、もし移転をした場合にはあの辺がまた空き地化して環境が劣化するというようなことがあると思いますが、これについて市長のお考え、新聞に出ていたから、そうなのでありましようけれども、この場でお伺いしたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 きょう市民委員会を発足して、第1回目の委員会のときに、場所を移した方がいいのではないかとのご意見も出ました。将来の滝川市という将来的なことを考えると別なところに移した方がいいというご意見もございました。市民委員会のご意見は、3月までの間にさまざまなご意見が出てくるというふうに思いますが、私としてはこれまでも申し上げましたように現在位置での建てかえの構想策定の作業をする上で、構想の中で位置も明確にしたいというふうに思っておりますから、現在位置での建てかえを検討することを優先したいというふうに思います。これが可能であれば現在地での建築ということになります。しかし、さまざま問題が大きいということになれば、それは別の案の提案ということにもなるかもしれません。これまでどおりの考え方で、まずは現在地を優先して検討してみたいというふうに思っております。

さらに質問ございますか。

○中田議員 質問ではないです。要望意見です。

○市 長 どうやら答弁としては最後のようにありますから、2点にわたりまして幅広いご質問をいただきました。練達の中田議員さんでありますから、私どもも知恵をおかりをし、よく議論をしながら中心市街地の活性化対策、コンパクトシティづくりということに励んでいきたいものだというふうに思っています。

○議 長 中田議員。

○中田議員 どうもいろいろありがとうございました。この病院の問題につきましても、識者は将来的なというような言い方をしますけれども、現在があつての将来でありますから、その辺の選択

を間違わないような形でぜひお願いをしたいと思っております。その病院であります、きょうの新聞によりますと市長は非常に愛情を持って病院をということでありました。ことしの漢字は愛でありまして、テレビで見た方もいらっしゃるでしょうけれども、非常に力強い愛という字が書いてありました。まちづくりはやはり愛でありますから、そういう意味では力強い愛を持って来年に向けて市政執行をよろしくお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長 長 以上をもって中田議員の質問を終了いたします。

酒井議員の発言を許します。酒井議員。

○酒井議員 日本共産党の酒井でございます。それでは、一般質問のラストバッターとなりましたが、通告に基づきまして、一般質問を行いたいと思います。今回は、指定管理者制度についてと財政問題、特に国の税制改正による市民への影響について、そして来年度の予算について伺いをいたします。

◎ 1、指定管理者制度

1、指定管理者制度について

まず、指定管理者制度について質問いたします。この指定管理者制度は、国が平成15年度に地方自治法の一部を改正して、今まで地方自治体が住民のためにさまざまなサービスを行っていた体育館や公園、保育所などほとんどの公の施設の管理運営、利用許可も含めて法人やその他の団体、株式会社など営利団体にも運営を任せることが可能になりました。指定管理者は、自治体と協定を結んで管理料の支払いを受けます。その管理料の支払いを受けた上で、利用料金を条例の範囲内で自由に決め、収入は自分のものとすることもできます。そこで働く職員の賃金、それから雇用形態なども事業者によりに定めることもできまして、多大な利益がそこで仮に出たとしても、それを住民に還元する必要はありません。また、市民の税金でつくられた公の施設も収益の事業の対象とすることもできます。本市滝川市においても、条例を制定し、株式会社にも管理委託ができるようになっております。今議会にも市が指定管理者に移行したいとしてふれ愛の里の地ビール部門がこれから審議されますが、既にスポーツ施設や公民館などが指定管理者として指定されております。そこで問題となるのは、来年9月までにこうした制度の対象とするか直営とするか、どうするのかということでございます。公の施設のうち直営で管理運営しているもの、外郭団体等に委託している施設、既に指定管理者制度を導入している施設について、来年度4月及び9月に導入を検討している施設はどのようなものがあるのか、今後どういう施設を指定管理者としていこうとしているのか、お尋ねいたします。

○議長 長 市長。

○市長 さきのご質問にもお答えを申し上げますけれども、来年の4月から指定管理者制度の導入予定施設は32施設であります。それは、現在出資法人等に管理委託をしている施設ということになります。それから、直営で運営している施設というのが40施設程度あります。例えば道路、河川あるいは上下水道、公園、学校、こういった40施設ほどは直営で管理運営をいたしております。こういうものも、今後場合によっては統合するものがあるかもしれません。廃止する

ものも出てくるかもしれませんが、そういう検討とあわせて指定管理者制度に移行できるものはないかということで検討を進めているところであります。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 ご答弁の中では、直営４０の中で公募するものもあるかもしれないと、それから今検討を進めているということでございました。また、来年の４月から導入する検討をしているという施設が３２施設ということでございました。こうしたものについて、今どういったものかということとは現時点では考えはされているというふうには思うのですけれども、具体的な名前で幾つか出せるものがあるのかどうか、お伺いしたい。

○議長 市長。

○市長 全体像を申し上げた方がいいのかなというふうに思いますが、既に指定管理者制度を導入している施設もあります。これは、青年体育センター、滝の川公園、西公園のパークゴルフ場については滝川市体育協会に、それから一の坂保育所、花月保育所については滝川市社会福祉事業団に、三世代交流センターもそうです。それから、航空科学センターについては、滝川スカイスポーツ振興協会に。それから、先ほどの滝川市体育協会には、サイクリングターミナルとか市民プール、学校プールが指定管理者制度を導入した施設であります。それから、新しくできましたにぎわい広場は、三楽街振興会に指定管理者制度の中でやっていただいております。これから新年度において指定管理者制度に移行していく３２施設でありますけれども、今考えておりますのはコミュニティセンター及び公民館、あるいは児童センター、東滝川の転作研修センター、老人福祉センターあるいは身体障害者福祉センター、中高年齢労働者福祉センター、それと養護、特養、軽費、デイサービスセンター等の老人福祉施設、新生園、更生園、それから老健施設、知的デイサービスセンターあるいは道の駅、総合交流ターミナルたきかわ、たきかわホール、ふれ愛の里、こんな３２施設を今検討しているところであります。ただ、これは、先ほど申し上げましたように何らかの経緯があって、大きく分けると三つの経緯があって、ここに管理委託をお願いしてきたというところですよ。したがって、１年から３年の期間をもって、本来の指定管理者制度の趣旨に近づけるような選択をどうしていくのかという検討期間を設けて、その後本来の指定管理者制度における３２施設の対応の選択を決めたいというふうに思っております。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 わかりました。それでは、先ほど三上議員の答弁の中でも出されておりましたけれども、先ほど述べられた地域の皆さん、団体と協議を進めていたという経緯があると、第２点目として団体と活動資金でしょうか、そのことを目的として持っている、それから管理委託を前提として深く関与していると、こういう３要件が含まれないものであれば指定管理者制度に移行ということも考えられるというふうに理解してよろしいのかなと。

○議長 市長。

○市長 三つに分けた考え方です。一つは、既に指定管理者制度に移行しているものがあるということであります。それから、二つ目は、４月から指定管理者制度に移行したいということで検討しているものであります。これは、既に従来の管理委託制度の中でやっているものについては４

月から指定管理者制度に移行したいということで検討している。それから、40施設というふうに申しあげましたけれども、相変わらず直営でやっているものというのがあります。道路、公園、学校とか上下水道とか、こういうふうに直営で……

(何事か言う声あり)

○市長 上水道というのはまた別でありますけれども、下水道とか、こういうふうに直営でやっているものがあると。これは、4月1日から指定管理者制度を導入するということではありません。しかし、指定管理者制度に移行した方がいいというふうに考えられるものについては、早い時期に指定管理者制度に移行したいものだなと。そういう三つの考え方を持っているということでもあります。なお、先ほど40施設というふうに申しあげましたけれども、この中に公営住宅は含まれておりません。公営住宅はどうするのかということも当然検討の対象になってくるというふうに思います。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 先ほど質問したのがちょっと趣旨がうまく伝わらなかったのかなという感じだったのですけれども、僕が質問したかったのは、今委託を受けているものについて指定管理者制度にそういうふうに移行していくというものについては理解するのです。そうではなくて、例えば現在委託されているものについて直営に戻すですとか、そういった具体的な例が検討されているのかということについて聞きたかったということで、うまくつながらなかったのかなと思うのですが、この点について具体的に話してもなかなかつながらないと思うので、次の質問の方に移りたいというふうに思いますが、2点目です。こうした指定管理者制度についての管理者選定についての評価基準、個人情報保護、情報公開、苦情への対応について市の基本的方針はどのようになっているのかということでございますけれども、こうした評価基準についても、また個人情報保護や情報公開についてもそれぞれ法令があったり、また市の方でもそれぞれの制度があるということでさまざまなものが出されていますが、特に今までのところと随分違うなというところは苦情への対応という点が若干あるのかなと。これまででありましたいろいろな形でチェックができるという部分もありますけれども、それが管理者制度になることによってかなり遠くなるということが今までの中で若干疑問に思っていたという部分でもあります。この制度はもう既に始まって、既に実施されている部分もありますけれども、こうした方針についておさらい的にお伺いするものでございます。

○議長 市長。

○市長 苦情の処理が適切に行われなくなるという実態があれば、まずそういうことが起こらないように最初の制度設計が必要だというふうに思いますけれども、そういう事態が生じれば、当然そういうことがないような解決策を講じなくてはいけないというふうに思います。さまざま問題点は出てくるというふうに思いますが、大きな流れとして行政コストを下げなくてはいけない、あるいは行政コストを下げつつサービスの水準の低下は避けなくてはいけない、そういう大きな目的に向かって決断していくことであります。そういうことでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 酒井議員。

○酒井議員　さまざまな問題について市長も述べられて、それが起こらないようにと、それは当然のことでございます。

次の質問でございますけれども、次に指定管理者制度の課題点についてお伺いいたします。ここでは、公平性、透明性を確保するための対策はどのようなものがあるかという点でございます。こうした点について、一般的なもので言えばその経緯についてよく示されると、官のものでは透明性については既に確保されていると私自身も考えておりますけれども、今後中身について詳しく知ることになりますと、なかなかそういった機会が少ないのかなと。一番最初の選定のときにこうした経緯で選ばれましたという結果の中では見られても、それ以外の部分では難しいのかなと。そうした点で対策についてどのようなものかという点で、方向性や計画性についてどのようにお考えなのか、そのことについてお伺いいたします。

○議　　長　市長。

○市　　長　指定管理者制度の指定管理者の指定について基準を持っております。あるいはご案内のことかもしれませんけれども、これは条例で持っております。滝川市における公の施設の指定管理者の選定の手続等に関する条例という中で、一つは事業計画書の内容が利用対象者の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。二つ目は、指定管理の計画の中身が施設の適切な維持管理を図り、かつ管理に係る経費の縮減が図られると。三つ目は、安定した管理を行うための物的能力、人的能力を有していること。そのほか、施設の目的を達成するために十分な能力を有していること、基準があつて、それに基づいて手続を進めていくということとであります。私は、指定管理者制度は、基本としてこれは移行していかななくてはならないと、すべて行政が直営でやっていくのが一番効率的、効果的だというふうには思っておりません。直営でやるのが効率的、効果的な部分もあるでしょうし、外部の活力を導入することが効率的、効果的だというものも当然出てまいります。それは、事務事業の中身によって分析、検討の上、しかるべき対応をとる必要があるというふうに思っております。そういう意味では、そういう方向性とそういう計画性で臨みたいと思います。

以上で答弁にかえさせていただきます。

○議　　長　酒井議員。

○酒井議員　すべて行政が行うのは効果的ではないということは、私もその点については全く同じでございます。ただ、こうした点において公で行わなければならない事業というのは当然あると思う。それから、安易な形で民間の方という形では余り考えられることではないと。こうした点からいえば、十分熟慮して指定管理者制度の適用についてやっていただきたいというふうに私自身も考えておるわけですが、先ほどの三上議員の質問の中で三上議員が指定管理者制度と市場化テストの導入についてのことで今以上のサービスを向上させるために官と民が競い合うことが必要ではないかということを述べられておられた。それに対して市長がどのように述べられたかという、いかに低コストで効率的に事業を行うか、官と民が戦い合うのが重要だというふうな形で述べられたと。私は、こうした中ですべてにおいて官と民という形の競争を促進するというのは、私は正しいと思っていないです。例えば先ほどの答弁の中でも重要な段階を述べられたと。一番重要な

ものについては、安全でありますとか命でありますとか、そういったものが一番重要であると。最後の方になると、個人だけのものが一番下になる。そういった説明をしていましたけれども、例えば他の都市では安全にかかわるもの、それから命にかかわるものについても指定管理者制度を導入されているという経緯もございます。そうした点で市長として、市民にとって非常に段階の高い部分については安易な形で指定管理者制度は導入しないというお考えをお持ちなのかどうかお尋ね申し上げます。

○議長 市長。

○市長 私は、民間活力を行政が目的を達成するためにどういうふうにも有効に活用していくのかと、そういう視点で指定管理者制度を含めて協働の新しい仕組みというものを考えていかないと、一つは行政運営に行き詰まると、行政運営に行き詰まるとするのは、資金的に行き詰まるし、市民の皆さん方の行政満足も得られないと。すべて税金で行政がやればよいという形でいったら、住民の満足度は高まらないというふうに思います。参画していただける事業については、住民の皆さん方に参画をしていただくと、そういうことによって市民の皆さん方の満足度も高まるというふうに思っております。したがって、そんな基本の方針でいきたいというふうに思います。しかし、それではどんな部分で導入できるのかというと、先ほど申し上げましたように効率的、効果的な、しかも任せて大丈夫だという担保がとれそうなところ、そういう基準を明確にして指定管理者制度に移行しなくてははいけない。それから、指定管理者制度を含めて民間との協働という意味では、先ほど極めて基礎的なベーシックな災害とか、住民の人命、財産にかかわる部分については行政としてはしっかりやらなくてははいけない。しからば、それはすべて行政がやる分野なのかというと、私は違うと思うのです。現実には例えば防災について消防団、水防団というのがあります。自主的な防災組織であります。これは、行政丸抱えかといったら、違うわけです。災害は、いつやってくるかわからない。しかも、いろんな災害の形がある。テロなんていうのも、日本は関係ないと思ったけれども、どうもそうでもなさそうだということになってまいりますと、いろんなことを考えると、すべてそれらはベーシックで基礎的なものだから、100パーセント行政で担えという話にはならない。そういう意味では、ベーシックな中でも、水準を高めるためには協働体制を組んでいかなくてははいけないと、そういうものもきっとあるだろうというふうに思っております。これは、十分ご認識をいただいているところでありますけれども、改めてそこら辺の事業区分をしっかりとやって、移行できるものについては移行していくと、そういう考え方あります。

○議長 市長 酒井議員、財政問題に入るのですか。

○酒井議員 指定管理者制度のまま。

○議長 市長 酒井議員。

○酒井議員 市長は、できるものについてはやっていくというお話でございましたけれども、私は民間でできるからスタートというわけではないと思うのです。やはり一番最初のスタート地点としては、公でしかできないもの、これを取り除いた上で始まることではないかなというふうに私は思うわけでございます。例えば災害についての話で消防団の話がございました。こうした活動については私も大変立派な活動だと思います。しかし、すべてをそこに任せるわけではありません。その

基礎となる部分についてというのは、やはり行政で行っている。その上で自分たちも一緒になってやっていく、それがやっぱり協働の取り組みではないかなというふうに思うわけです。ですから、先ほども何度も申し上げましたけれども、安易な形で民間へ、まして指定管理者制度へというのは、私はどうも問題点があるのではないかなということで、その点だけどうしても確認がしたかったわけでございます。先ほど建築確認事務について質問がございましたけれども、この建築確認についても98年の法改正正当時に、営利を目的とするところからいえば当然競争は激しくなってくると、安かろう悪かろうというケースになりはしないかと、こういう形で国会の中でもかなり言われていると。私も安易な形で民間にやったという、そうしたことがこの事件についての一番の問題ではなかったのかなというふうに思うわけでございます。この問題と当市の問題とは異なる問題ではございますけれども、ぜひその点を十分踏まえてやっていただきたいなというふうに思います。

○議長 長 酒井議員、財政問題に入る前に若干休憩したいと思います。

この辺で若干休憩をいたします。再開は午後2時55分といたします。休憩いたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時56分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

酒井議員。

◎2、財政問題

1、国の税制改正による市民への影響について

2、来年度予算について

○酒井議員 それでは次に、財政問題についてお伺いいたします。この中では、国の税制改正による市民への影響についてお伺いするものです。この質問は、財政悪化を理由とした国の税制改正に伴う所得税、住民税の控除の廃止、縮小についてでございますが、政府は財政悪化を理由に、これまで所得税、住民税の各種控除の廃止、縮小を実行してきました。既に決まったものを具体的に見てみますと、ことしから配偶者に適用されていた38万円の配偶者特別控除が廃止されました。来年度は実施されるものがメジロ押しで、所得税では税額の20パーセント、住民税では税額の15パーセントを引いて税額を決めていた定率減税が半分になる予定でございます。年金で生計を立てている人に適用されていた公的年金控除が140万円から120万円に縮小されます。65歳以上の高齢者に適用されていた所得税では50万円、住民税では48万円の老年者控除が廃止されます。また、65歳以上で所得が125万円以下の人に適用されていた老年者非課税措置が3年間で廃止されます。これら控除の廃止や縮小によって、高齢者はもちろん、現役のサラリーマンも大幅な増税になってきます。このように高齢者はもとよりサラリーマンへの課税が強化されているにもかかわらず、政府は下げられたままの高額所得者への税率、史上空前のもうけを上げている大企業の法人税の税率をもとに戻そうとはしていません。さらに、今後は、昨年与党が合意した与党税制改正

大綱の方針に基づき、政府税制調査会の答申が出され、サラリーマンへの給与所得控除の縮小による課税強化と、さらには消費税率を2けたにする答申が出されており、今後においてさらなる庶民への増税があるのではないかと、このように危惧されています。こうした増税は、景気にも大きな影響を与えます。景気の現状については、トヨタを初めとする巨大企業が好調なこと、さらには先ほど発表されました日銀の短観などでも景気は引き続き回復傾向にある、このように言われています。しかしながら、一般の庶民にとってはまだまだ景気が回復しているとはいえない状況ではないでしょうか。統計上では失業率が若干改善していることから、踊り場から脱却して回復基調にある、このような見解を政府もまた示しております。しかしながら、現在の状況はとても景気回復を実感できるような状況ではありません。特にこの滝川市においては、余り大企業などの影響を受けるということもなく、景気回復という点では今のところでは落ち込んだままというのが現状ではないでしょうか。

そこで、最初にお尋ね申し上げますのは、既に決定している税制の改正によって来年度市民の税負担はどれほどふえるのか、具体的に住民税の新たな納税者はどれだけふえると見ているのか、また市の税収はどれほどふえることになるのかをお伺い申し上げます。この件につきまして、十勝毎日新聞にこうした報道がなされております。この新聞によりますと、日本共産党の帯広市議の稲葉市議が質問した内容について出ている内容でございますが、全体にかかわってでございますけれども、ここでは大きく市35事業、4億4,000万円に影響と、こうしたことまで書かれています。本市においてこうしたことがどのようになっているのか、市民に一刻も早く明らかにする必要があるということでございまして、最初の質問をいたします。

○議長 市長。

○市長 ただいまのご質問は、要旨の中の(1)のご質問ということで理解してよろしいでしょうか。

○酒井議員 はい。

○市長 以下ご答弁を申し上げますが、具体的な数字の関係につきましては所管部長からのご答弁を申し上げます。

市民の税負担はどれくらいふえるか、市への税収はどれくらいふえるのかということであります。トータルとしてご答弁を申し上げますが、税がふえる一方で、その分国からの交付税は減らされるという仕組みです。18年度の地方財政対策はまだ明らかではありませんから、従来方式で試算してみますと、例えば定率減税であります。定率減税が2分の1になりますと、それによって増税になる分、約7,000万円程度だろうというふうに想定されておりますが、一方この増税、7,000万円の市に入ってくる税金は減税補てん債、たばこ特別税、地方特例交付金、これの補填が減額されるのです。したがって、定率減税で税収プラスとなったとしても、ほかの方で減らされるので、プラス・マイナス差し引きゼロと、勘定としてはこういうことになります。それから、定率減税以外の先ほどご質問のございました部分であります、約4,000万円ぐらい、従来方式で試算すると市税としては増収になるかなというふうに思います。ただ、これは4,000万円がそのまま入ってくるわけではなくて、地方交付税が減額されるのです。地方交付税が減額されて、実質的には

25パーセントくらい手元に残るかなと。したがって、4,000万円増収になったら、手元に残るのは1,000万円ぐらいかなと。従来の方式で計算をいたしますと、市として税収はどれくらいふえるのかと、それからトータルとして市民の税負担はどれくらいふえるのかということについては、以上のような中身であります。

住民税の新たな課税者がどれくらいふえるのかという具体の質問については、部長から答弁を申し上げます。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 酒井議員さんの質問でございますけれども、市民税の税負担、例えば今のご質問でサラリーマンなどの定率減税は幾らになるのかということになりますと、先ほど市長も言いましたように15パーセントから7.5パーセントに半減、その影響額でございますけれども、高齢者を除いた影響金額は7,239万円、影響人数は1万5,280人、1人当たり4,739円の増ということになっております。また、高齢者の影響ということで、これは非課税の廃止あるいは高齢者の控除廃止、公的年金控除額の改定、定率減税の縮小など、これらを総合的に足しますと影響額は4,315万4,000円、影響人数は3,022人、1人当たり1万4,279円の増ということになります。

それから、市民税の新たな納税者はどれだけふえるのかというご質問でございますけれども、非課税措置の廃止などに伴う高齢者の人数の増ということになりまして、その人数は1,617人ということになります。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 影響の人数について、また金額についても出されたわけでございますけれども、非常に大きなものだのと、定率減税だけでも7,239万円、高齢者の部分で4,315万4,000円と、影響を受けるのは二つ合わせて1万8,000人程度でしょうか、それからさらに新たな住民税の納税者ということで1,617人ということでございますけれども、非常に大きな数字だなというふうに私自身もびっくりしたところでございます。

続いて質問していきたいと思うのですが、新たに住民税を払うというふうになった場合に当然影響が出てくる国民健康保険税、介護保険料でございますけれども、この影響額、それから対象者はどのようになるのかお伺いいたします。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 新たに住民税を払うようになった場合、国民健康保険税と介護保険料の影響額ということでございますので、最初は国民健康保険税を17年度の税率で算定いたしました。対象者数は2,364世帯、影響額は約6,780万円、1人当たりの影響額は2万7,800円でございます。これは、3年間の経過措置を今厚生労働省で検討中ということでございますので、これは18年度から3年間例えば3分の1ずつということになりますと、この影響額につきましては18年度2,260万2,614円と、1人当たり9,278円ということになります。また、介護保険料でございますけれども、17年度の保険料で算定いたしました。対象者数は911人、影響額は1,450万円、1人当たりの影響額は1,600円と、これも3年間の経過措置があるという

ことでございます。

(何事か言う声あり)

○市民生活部長 失礼しました。訂正いたします。介護保険料の1人当たりの影響額ですが、1,600円と申しましたけれども、1万6,000円の誤りでございます。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 さらに続けて質問してまいります。3点目です。市のさまざまな制度では住民税非課税が分岐点になっていると思いますが、相当多岐にわたって影響が出るものと推計されます。本市が行っている住民サービスの中でサービスが受けられなくなる事業、サービスは受けられるが、負担額がふえる事業、それぞれ影響額と対象者、これ出すのはなかなか難しいと思うのですが、推計でも結構でございます。お伺いいたします。

○議長 長 市長。

○市長 先ほど新聞のご紹介がありましたけれども、課税になることによって適用されなくなるもの、例えばごみ処理手数料、し尿処理手数料、上下水道使用料の福祉減免、福祉除雪、緊急通報システム、介護保険の利用料軽減措置、こういった13事業が想定されます。それから、課税になっても適用は受けられるけれども、負担増が想定をされるもの、これは国民健康保険、介護保険の保険税、保険料の軽減制度、それから老人保健、重度障害者医療などの自己負担割合や限度額が多くなっていくと、児童手当、児童扶養手当、就園奨励費補助、がん検診などの助成、こういったものが課税になっても適用は受けられるけれども、負担増が想定をされるという46事業であります。合計いたしますと59事業が想定をされます。ただ、これは、影響額とか対象者数とか把握するのに相当の期間を要することになります。予算編成作業の中で、こういうものを把握しながらその対策をどうしていくべきかなというこの政策判断をしていきたいというふうに思っております。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 さまざまな制度の中で受けられなくなる、それから負担額がふえるというものについて、確かに今の現状の中ではすべてを精査するのはなかなか難しいのかなというふうな気持ちはありますけれども、利用されている方、その方にとっては非常に大きな問題であると。そういうことで、そうした方も中心として、こうしたものについて利用ができなくなる可能性があるということも含めて、できれば説明なり、わかりやすい形で何とかやっていただきたいというふうに思うわけでございますけれども、今説明があったわけですから、この中でどの部分の増が一番大きいのかなというのは若干疑問に思うのですが、今の部分でどの部分が多いと推計されているのかお伺いいたします。

○議長 長 市長。

○市長 先ほど申し上げましたように、その金額、対象者数とか、コンピュータを一々回してみなかったらわからないのです。それで、膨大な作業になります。ただ、想定されますのは、国民健康保険への影響がかなり大きいのではないかなというふうには想定をいたしております。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 国民健康保険税の影響も大きいのではないかと推計されたということでございますけ

れども、確かに全般にばっと見ても非常に大きな負担増になるという反面、市の方も推計では約1,000万円増収と言うべきでしょうか、差し引きすればそういうふうになるという形で若干説明がございました。それから、国保と介護保険、これについては国の方で3年間の経過措置が今検討されているということもございました。そこで、こうした形で若干聞いてみたいと思うのですが、3年間の経過措置で仮に3分の1になったとしてということでございますけれども、そうした場合に対応し切れるものなのかなと思うわけでございます。例えば介護保険料、私本年の第2回定例会の中で来年度が介護保険料の見直しの年度になるということ、そのこともあわせて質問させていただいたことがございます。それについては、たしか12月中にできればある一定の方向性を見せたいという形で話されていたというふうに思うのですが、こうした国の税制改正によってダブルパンチで上がってしまうという可能性も私はあるのではないかなというふうに思うのです。そうしたものと絡めて、こうした影響についてどのようにお考えなのかなということについて、介護保険に限ってお伺いしたい。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今回の税制の関係の影響、特に介護保険に限定してということと前回の本会議でご答弁いたしました12月中に介護保険料についてのある一定の方向性ということについてのご質問ということで、お答えをしたいと思います。

介護保険料につきましては、先ほど市民生活部長が答弁いたしましたように、3年間の経過措置があります。介護保険料は、基準の保険料がまず決められて、市民税世帯非課税が25パーセント減額、それから生活保護世帯と無拠出の老齢福祉年金受給者は50パーセント減額と比率で決まっているものであります。総体的には、介護保険サービス費が決まりましたら、そのサービス費の総計の19パーセントが1号被保険者の保険料になる。それが第3段階の基準保険料になりますということでもありますので、当初6月の議会では12月ごろにはということだったのですが、介護サービス単価、実際市民会議も12月に開催いたしましたのですが、まだ介護サービス単価が決まっておりませんので、今の段階では介護保険料の額についてのご答弁はまだできないという状況ですので、ご了承いただきたいと思います。ただ、3分の1ずつの経過措置という方向性は、介護保険については既に厚生労働省で決定されております。

以上でございます。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 お伺いしたかったのは、額についてはまだ決まっていないということで、別にここでお伺いすることではないのですが、そうではなくて考え方として、こうした国の税制改正によって一定程度上がることが見込まれる人が出ると、そのことが推計されるわけでございます。その中で、当市としては当初の予定どおり介護保険の見直しも同時にやられることになるわけでございます。そうしたことについて、国の税制改正についてもある一定の考えを持ってそうしたものに進むのが必要ではないかということについてお伺い申し上げたのですが。

○議長 市長。

○市長 まず、税制改正の部分について自治体としての対応というのは、これはなかなか難し

いというふうに思います。一部には、先ほどご答弁申し上げましたように緩和措置もとられるようであります。ただ、現状の厳しい財政状況を考えると、市単独での支援策というのには限界があるというふうに思います。先ほどもご答弁申し上げましたように、税制改正に伴い、確かにダブルパンチになるわけです、そういう側面もありますけれども、やっぱり考えなくてはいけないのはその影響額、対象者の数、まずこういったデータをそろえて、今はその精査の作業中でありますから、そろえて、国の動向も見ながら政策判断をしていかななくてはならない課題だというふうに思っております。基本方針としては、国の影響をすべて吸収することはできないし、それでは独自施策によってどれぐらい解消できるのかというのは全体的なことを見詰めてみなくてはわからないというふうに思います。しかし、検討する重要な課題だと思います。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 4点目の対応策について若干市長もお話しされたのですが、現在実施されている控除の縮小、廃止による増税につきまして、言ってみれば地方財政を預かる立場から、景気の影響などについてどのように市長として見られているのかお伺いしたいというふうに思います。

○議長 長 市長。

○市長 先ほどご答弁をあわせて申し上げてしまいましたけれども、住民の生活あるいは行政の施策に大いに関係することでありますから、早くその影響を確認して、新年度予算編成の中で考えてまいりたいというふうに思います。しかし、それは国の動向等もよく勘案しながら考えていかななくてはならない課題だというふうに思っておりますが、この制度改正によって全部今までどおりいくのかどうかというのは、影響額、対象者及び国の動向と全体的な予算編成と今後の政策の基本的なあり方論と、こういうことを考えながらやっていきたいと思います。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 今後考えていきたいということでございますが、ぜひ市長に考えていただきたいと思うのは、先ほど市長が述べられた部分で地方交付税が減額されたとしても25パーセント残ると見ても1,000万円は残るだろうと、本来であればこうした増収、増収というのが正しい表現かどうか、市民にとっては増税であります。ただし、これは、市の責任によってなされるわけではなく、国の責任によってなされたというものでございますけれども、こうした増収分、もともと想定されていないお金でございますから、市民に還元するということがどうしても必要だと思うのです。そうした考えをお持ちだろうというふうに思いますので、すべてがもとどおりというふうには、何しろ国のことですから難しいとは思いますが、できるだけ市民への影響を少なくできるように考えていただきたいというふうに思っております。

次に、来年度予算についてお伺い申し上げます。18年度の財政対策、事務事業の見直し等で1億円の効果を見込んでいるとされます。その中では、特定事業の削減、事務事業費のマイナスシーリング3パーセントによる削減、17年度からの継続取り組み分などとされますが、内訳がどのようになっているのかお伺い申し上げます。

○議長 長 市長。

○市長 ご意見ということだったろうというふうに思いますが、あえてコメントをさせていた

できますけれども、国は従来税金をもらわない方々に対しても税金をいただくというふうに改正していくわけです。滝川市は、税金をいただかないという制度設計をされている方については減免をしたり、独自の制度をやってきたわけです。国は税金をいただくというふうに制度設計を変更するけれども、それではそういう方々に対して引き続き単費を持ち出して同様の制度を続けることができるのかどうかということを先ほど申し上げたようなことを考えて検討してまいりたいというふうに思っております。本当は、制度変更あったけれども、滝川市の独自施策は従来のままだというのは、それは喜ばれることかもしれません。国が制度設計の変更を余儀なくされているのです。滝川市は余儀なくされていませんということではありませんから、そこら辺は総合的に考える必要があるというふうに思います。

それから、来年度の予算編成についてのご質問でございますけれども、歳入の対策といたしまして、市税につきましては固定資産税の税率を現行の1.4から1.5パーセントに改正することでご決定をいただきました。このことに加えて、徴収体制の強化によりまして収納率を1.5ポイント向上させたいというふうに思っております。その効果額として約2億円を見込んだところであります。これは、あくまでも予算編成方針でありますから、こういう方針に基づいて編成した予算は議会の中で議論される、そういう前提でご説明申し上げますけれども、そしてまた基金2億円の繰り入れというふうに考えております。1億円赤字補てん債の発行というのを歳入として財源対策としてやりたいというふうに思っております。一方、歳出でありますけれども、退職者不補充等によります人件費の削減で5,000万円、特別会計、企業会計への繰出金の調整によりまして8,000万円、事務事業の見直しにより1億円の削減を見込んでいるところであります。ご質問にございました事務事業の見直しによります歳出削減額1億円の額の内訳であります。これは三位一体改革の動向、住民ニーズ等を反映させての予算編成作業に関連していくものではありませんけれども、経常的な経費の絞り込み、18年度におきましては人件費、扶助費、それから債務負担行為設定済みの経費、こういう削減対象外とした経費を除いて平成17年度予算額に対して3パーセント削減した額を各課の要求額の上限額というふうに見込んでおります。これが達成されますと、効果の見込額としては約6,000万円であります。さらに、継続的事業の中身、経費の内容によりましては17年度限りの経費、例えば臨時的な備品の購入や修繕といった、そういう17年度限りの経費の削減、さらに3パーセントを超えた削減効果を算出する部分もございますから、こういった3パーセントを超えた事業費の削減を特定事業の削減として削減効果を見込んでいるところであります。この効果見込額は3,000万円、そういう予算編成上のフレームで臨んでいきたいというふうに思っております。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 それでは、最後の質問をしたいと思います。街路灯維持費補助金、私立幼稚園就園奨励費補助金、本年の反省を踏まえた上で策定すべき問題、状況はということでございますが、ここでは特に街路灯についてお伺いしたいというふうに思うわけでございますけれども、例えばこの前のまちづくり市民会議の中での資料でも、それから以前の議会の中でも、街路灯について各町内の節電により4,000万から3,000万に縮減したいと考えていると、それから北電柱への切り

かえや間引き、千鳥点灯、タイマー設定の適正化により節電にご協力をいただくようお願いするという形で説明されているということでございます。4,000万から3,000万円ということでございますけれども、この件に関しましては町内会の中でも非常に関心の高い問題であると。この件に関しましては、役所の方も、また町連協の方も非常に努力されている。その一方で地域的な格差もあつたりする大変悩ましい問題であるというふうに私も思うわけでございます。ただ、こうした4,000万から3,000万という数字はぼんと出ているわけでございますけれども、どうするのかというのが非常に疑問に思うわけでございます。例えば今出されているもの、間引き点灯などをするですとか、また時間を減らすとかというおのおのの町内会によります自助の努力というものもあるのは当然ですけれども、その一方市役所としてこの数字をどういうふうに達成しようと考えているのか。例えば灯火率を下げるということでもございました。4,000万から3,000万という気持ちだったけれども、実際ふたをあけてみると3,500万円ぐらいだったというものですとか、それでも皆さんと話し合った上なので仕方ないと、そういった気持ちなのか、もしくはやり方として直接的に来年度以降においては補助率も若干下げざるを得ないだろう、そのことも理解をいただくという気持ちなのか、もしくは新たな方針をお持ちになっているのかどうか。街路灯について、かなりの部分で町内会の方も努力されているし、決して役所の皆さんが怠慢しているというふうには私も思っていないのです。ですから、こういった形で市民みんなが納得できる方法にできるかということで、具体的な計画というのは今すぐ出せないとは思っています。ただ、考えとしてこういったお考えをお持ちなのかということについてお伺いしたいと思います。

以上であります。

○議長 市長。

○市長 目標としては、ただいまご質問のありましたように街路灯維持費補助金は4,000万円の予算を3,000万円に縮減したいと、それを目標に協力をしていただきたいというふうに思っております。これは、補助率を下げたらどうかという考え方も一部には議論の過程ではありました。しかし、補助率を下げると負担がふえるわけです。したがって、住民の皆さん方の負担がふえると、行政コストを下げることによってその分住民の負担がふえるという制度設計というのはこの場合適切でないのではないかと考えて、ぜひ電気代を節約してほしいと。それで、補助金が4,000万円から3,000万円に少なくなるように協力してもらえませんかという願いをしております。それは、方法としては、例えば今そのままでいきますと間引き点灯してください、あるいは道路の両端にある場合は千鳥点灯が可能であれば千鳥点灯にさせていただきませんか、あるいは片側ずつ交代ぐらいにさせていただきませんか、点灯時間を縮小させていただきませんか、こういうような検討をさせていただいております。あわせて北電柱へ切りかえすると安くなるということでもありますから、しかしこれは一時的にイニシャルコストが行政にもかかりますし、それから地域の皆さん方にもかかりますから、一気にみんな選択できる方向ではないのですが、次の更新に向けてお金を積み立てているということもありますから、そういうところでは北電柱を切りかえることによって安くなるということも出てくる。あの手この手で知恵を出し合いたいと、そのために街路灯合同検討会議を設置して、今盛んに取り組んでいるところであります。既に明るさの点

検というのをこの８月に合同検討会議で夜現地確認をしたりしております。もし豊かな地域があつて、暗くなんかしなくていい、補助金はいいと、減額されても明るくしたいのだというところが仮に出てくると、そうすることによって地域間格差が出てくるという場合には、全部同じ制度設計でいいのかどうかということも検討課題になってくるというふうに思っております。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 市長のご答弁で、節電をしていただくということをお願いするというものと北電柱にということの従来のご説明の中でご説明されたわけでございますけれども、僕自身の気持ちとしては長い目で見てほしいという気持ちと、住民の中でそれぞれいろんな考えもあると思いますので、よく話し合った上で、拙速な判断というのはできるだけ避けていただきたいなど。それから、先ほどのお話にもございましたけれども、４，０００万から３，０００万ということでございますけれども、そのお金も金額先にありきではなくて、ぜひ各町内会などの気持ちも踏まえたものにしていただきたいというふうに要望いたしまして、一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○議 長 これをもちまして酒井議員の質問を終了いたします。

これをもちまして一般質問を終了いたします。

◎日程第３ 議案第１９号 公の施設の指定管理者の指定について

○議 長 日程第３、議案第１９号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました議案第１９号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第２４４条の２第６項の規定によりまして、議会の議決を受けて公の施設の指定管理者の指定を行うもので、管理を行わせる公の施設は滝川ふれ愛の里地ビール製造施設でございます。指定管理者となるべき団体につきましては、北海道麦酒醸造株式会社で、事務所の所在地は小樽市であります。代表者につきましては、代表取締役、戸田貴でございます。指定期間につきましては、平成１８年１月１日から平成２０年１２月３１日までの３年間とするものでございます。

以下、次ページの参考資料によりまして指定管理者の選定経過につきましてご説明申し上げます。指定管理者の募集は、平成１７年１１月１日から同月２１日までを募集期間といたしました。

応募者につきましては２団体で、北海道麦酒醸造株式会社と株式会社ウイングガーデンであります。

指定管理者選定職員会議の開催経過につきましては、指定管理者の指定等に関する事務取扱要綱に基づきまして、助役を委員長とし、６名で選定職員会議を設置し、選定を進めてまいりました。まず、第１回職員会議では、申請の資格、申請書類、申請方法の確認をした上で評価採点を行い、第１次選定候補団体を北海道麦酒醸造株式会社に仮決定をし、１２月５日に北海道麦酒醸造株式会社に対しましてヒアリング、面談審査を実施いたしました。そのヒアリングの結果等を踏まえまして、１２月８日に第２回の職員会議を開催し、北海道麦酒醸造株式会社を選出することで最終決定したところでございます。

選定方式につきましては、総合点数方式でございます。

選定理由につきましては、評価基準に基づき総合点数方式により評価した結果、最も総得点が高い団体を選定したところでございます。

なお、選定された団体が主に評価された点につきましては、（１）から（３）に記載のとおりでございますけれども、特に（１）にありますように地ビール製造への意欲も高く、食による健康づくりや地場産の活用が期待され、地元とのかかわりを重視する経営姿勢が高く評価されたものであり、（３）にありますように地ビール製造販売の実績と経営状況の比較で評価に大きな開きがあったところでございます。

以上、議案第１９号 公の施設の指定管理者の指定について説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（なしの声あり）

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第１９号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第１９号は可決されました。

◎日程第４ 報告第３号 専決処分について（損害賠償額の決定）

○議 長 日程第４、報告第３号 専決処分について（損害賠償額の決定）を議題といたします。

説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました報告第３号 専決処分につきまして、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分いたしましたので、同条第２項の規定によりご報告いたします。

専決事項は、車両損傷事故に伴う損害賠償額の決定でございます。事故発生日は、平成１７年１０月２７日午後２時３０分ころでございます。事故発生場所は、滝川市東町７丁目８番２４号地先でございます。相手方は、滝川市空知町３丁目１０番５―２２９号、藤田礼さんです。損害賠償額は１２万９、４５４円、この金額につきましては加入保険であります全国市有物件災害共済会から全額補填されます。

事故原因でありますが、児童扶養手当関係用務を終え、公用車両にて訪問先宅前から市道に出ようとして後退したところ、車両左側後方に駐車していた相手方車両に衝突し、損害を与えたものです。

専決処分年月日は、平成17年11月29日です。

後方不注意による事故であり、大変申しわけなく、他職員も含め交通安全意識の徹底を図ってまいりたいと思います。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。酒井議員。

○酒井議員 1点だけご質問いたします。

事故原因、訪問先宅から市道に出ようとして後退したところという後退のときの不注意だというふうなご説明だと思うのですが、以前に同じような事故があったと思うのです。そのときのご説明では、前から入って後ろから出るということはしないようにするというご説明だったのですが、残念ながらこうしたものが生かされなかったのかなと思ったのですが、こうしたものについて伺います。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今酒井議員が言われたとおりでございまして、前から出るような、要するにバックで入って前から出るようなということで指導はしております。今回の場合は袋地のところでありまして、袋地だからぶつかっていいということでは決してございませんけれども、そういうような事情もございました。どうも申しわけございません。

○議 長 ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第3号は報告済みといたします。

◎日程第5 報告第1号 監査報告について

報告第2号 例月現金出納検査報告について

○議 長 日程第5、報告第1号 監査報告について、報告第2号 例月現金出納検査報告についての2件を一括議題といたします。

説明を求めます。八幡監査委員。

○監査委員 報告第1号 監査報告についてご説明をいたします。

初めに、地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象につきましては、教育委員会教育部の学校教育課、指導室及び滝川西高等学校であります。

監査の範囲につきましては、平成16年度の執行事務についてであります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果は、おおむね適正に執行または管理されていると認められましたが、所属に対する講評において、一部に改善、検討が必要と思われる事項として、学校教育課では出張における命令、復命書の決裁責任者の承認印漏れ、学校校舎等使用料減免申請書の提出及び使用料減免申請書の交付がなされていないものがあるなど、滝川西高等学校では備品台帳の様式が新様式に変更されていないもの、支出負担行為承認票における発注者と検収者が同一となっているものなどがあり、これらについて指導を行ったほか、監査の過程において軽易な事項につきましてはその都度直接事務担当者には是正または処理方を要望しておりますので、その内容は省略いたします。

次に、財政援助団体等の監査ですが、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、社会福祉法人滝川市社会福祉事業団を対象に実施いたしましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の範囲につきましては、平成16年度の事業における出納及びその他の事務であります、一部必要に応じて14年度、15年度分を含めました。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の目的につきましては、出資目的に沿って適正に執行または管理されているかを監査いたしました。

監査の結果は、おおむね適正に執行または管理されていると認められましたが、一部に改善、検討が必要と思われる事項として、規程関係において経理規程、公印規程、福利厚生会設置規程、更生園管理及び運営規程の一部改正が必要となるものなどがあり、これらについて指導を行ったほか、監査の過程において軽易な事項につきましてはその都度直接事務担当者には是正または処理方を要望しておりますので、その内容は省略いたします。

なお、監査意見として、事業団は自立化を目指し、改革を進めているところでありますが、引き続き社会福祉法人会計基準等に基づいた財務、会計の適切な事務処理及び財政運営のほか、より計画的、効率的な事務事業の執行に努めながら今後とも健全経営の維持を図られることを要望いたしました。

以上で報告第1号 監査報告の説明を終わります。

次に、報告第2号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づきまして、平成17年8月分から10月分までの例月現金出納検査を行いましたので、同条第3項の規定によりその結果を報告いたします。

検査の対象につきましては、一般会計、各特別会計、病院事業会計、水道事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査の期日及び検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通しを願います。

検査の結果につきましては、各会計、各基金及び歳入歳出外会計とも計数上の誤りは認められませんでした。各所属に対する講評において、請求書における請求印が代表者でないもの、あて先が市長名でないもの、受理手続が遅延しているもの、収入が遅延となっているものなどがあり、その処理方を指導したほか、検査の過程において軽易な事項につきましてはその都度直接事務担当者

に是正または処理方を要望しておりますので、その内容は省略いたします。

なお、厳しい財政事情からも、予算の執行に当たっては前例踏襲にとらわれることなく、合理的、効率的な執行により、より一層経費節減に努められることを要望しております。

以上で報告第2号 例月現金出納検査の説明を終わります。

◎議事延長宣告

○議長 長 本日の会議は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号及び第2号の2件は、いずれも報告済みといたします。

◎日程第6 意見書案第1号 議会制度改革の早期実現に関する要望意見書

意見書案第2号 過剰米対策の中止と米価の下支え制度の拡充を求める要望
意見書

○議長 長 日程第6、意見書案第1号 議会制度改革の早期実現に関する要望意見書、意見書案第2号 過剰米対策の中止と米価の下支え制度の拡充を求める要望意見書の2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。堀田議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案2件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみを申し上げます。

意見書案第1号 議会制度改革の早期実現に関する要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣であります。

意見書案第2号 過剰米対策の中止と米価の下支え制度の拡充を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、農林水産大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条の規定により提出するものであります。

以上、説明を終わります。

○議長 長 お諮りいたします。

本件については、議会運営委員会の方々の提案にかかわるものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

本件をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号及び第2号の2件は、いずれも可決されました。

◎日程第7 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議長 日程第7、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第4回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

◎市長あいさつ

○議長 以上で予定されました日程はすべて終了いたしました。この場合市長から発言の申し出がありますので、これを許したいと思います。市長。

○市長 平成17年第4回滝川市議会定例会に提案をさせていただきました諸議案につきまして、すべて可決をいただきましたことに厚くお礼を申し上げたいと存じます。そしてまた、一般質問で議論をいただきましたさまざまな課題につきましても、しっかりとご意見を踏まえながら運営の検討を進めていきたいというふうに思っております。

平成17年の終わりの定例会でありますので、一言ごあいさつをさせていただきたいというふうに思いますが、ことし明けまして、まちを元気に、活力再生元年ということを提唱させていただきました。そして、活力再生プランをスタートしたわけでありすけれども、まずはスタートさせていただきました。しかし、この活力再生プランの実現というには、さまざまな山あり谷ありだというふうに思います。活力再生元年を標榜してスタートさせていただきましたので、ぜひとも議員各位及び市民の皆さん方のご理解、ご協力をいただき、内部的にも叱咤激励をしながら改革の歩みを一層確実なものにしていきたいというふうに思っております。

この1年間を振り返りまして、地域社会の再生は市町村の責任だということを強く感じました。ただし、地域経済の活性化という意味では、市町村はなかなか難しい課題が山積している。したがって、市町村の行政としてしっかりやらなくてはならないということはもちろんでありますけれども、私は地域経済の活性化を今の北海道経済の状況に当てはめると、やはり地域経済の活性化に広域自治体の占める役割というのは極めて大きなものがあるというふうに思います。そういう意味では、経済活性化にかかわる都道府県の役割というものが改めてしっかり議論されなくてはならない時代にもなってきたというふうに感じる一年でありました。食っていけるまちをつくるという意味では、行政はしっかりやらなくてははいけませんし、企業、経済団体としっかりと力を合わせて

やっていかななくてはなりません。しかし、地域間競争が激しくなる中における広域自治体の役割というものもしっかり考えなくてはならぬ時代でもあるという感じを持つ一年でもありました。

ことしも残すところわずかとなりました。ぜひ議員各位におかれましては、一層ご自愛をいただきましてご活躍をなされ、輝かしい新年を迎えられますようにご祈念を申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長あいさつ

○議長 年末の議会が終わり、一言ごあいさつを申し上げます。

本議会だけをとってみますと、10名の皆さん方、23件49項目100要旨にわたり活発なご議論をいただきました。17年の市政の検証であり、また18年度にわたる市政のありようについて本当に熱ある議論の展開がされたと思います。各議員の精力的な議会活性化のための一助として一問一答を取り入れました。6月の議会から今議会で3回目でありますけれども、率直にこの方式は議員の皆さん方にとってとてもいい方式ではなかったかと感じている次第であります。また、答弁をなさる市長さん、教育長さん、大変でありましようけれども、かつての吉岡市長さんは議場は戦場であると言っておられました。確かにそのような緊迫した、また緊張した議会が続くならば議会の活性化につながるのではなかろうかというふうに思います。また、新たにこの議会の初日にミニコンサートを開催をさせていただきました。多くの市民の皆さん方にお越しをいただいて、成功裏に終わったものではなかろうかと思えます。また、この後議員の皆さん方のご意見を伺う中で、18年度のありようについてもご検討させていただきたいと思えます。

大変長い時間の議会でありました。お疲れさまでございます。もう残すところ半月になりました。どうぞ皆さん方ご健勝で、そしてそれぞれの立場でつつがなく事をおさめられ、新たな年を迎えていただけることをご祈念申し上げて、ごあいさついたします。ご苦労さまでした。

◎閉会宣告

○議長 本定例会に提案されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成17年第4回滝川市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時05分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員